

基本目標	基本方針	分野	施策
せとうち田園都市の新たな創造	1 成長する香川	(1) 商工・サービス業の振興	1 成長産業の育成・集積 2 独自の強みを持つ企業の競争力強化の支援 3 企業の海外展開の支援 4 産業の成長を支える人材の育成・確保 5 企業立地の促進と産業基盤の強化
		(2) 農林水産業の振興	6 本県農業の中核となる力強い担い手の確保・育成 7 消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売 8 強くしなやかな生産基盤の整備 9 森林の整備と県産木材の利用促進 10 消費者の五感が求める水産物の生産と消費拡大・販売強化 11 元氣な漁業者の育成と生産力を高める漁港・漁場の創造
		(3) 県産品の振興	12 県産品の販路開拓 13 県産品の認知度向上 14 アンテナショップの充実・強化
		(4) 雇用対策の推進	15 安定した雇用の創出と就労支援 16 労働環境の整備
		(5) 交流人口の拡大	17 観光かがわの推進 18 地域の活性化につながる交流の推進
		(6) 交通・情報ネットワークの整備	19 交通ネットワークの整備 20 情報ネットワークの活用
		(7) 移住・定住の促進	21 移住の促進 22 若者の定住促進
	2 信頼・安心の香川	(8) 子育て支援社会の実現	23 結婚・妊娠期からの支援 24 子ども・子育て支援の充実 25 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
		(9) 健康長寿の推進	26 健康づくりの推進 27 社会参加の促進と生きがいくりの推進
		(10) 安心できる医療・介護の充実確保	28 安全で質の高い医療の確保 29 医師・看護職員の確保 30 介護サービス等の充実
		(11) 地域福祉の推進	31 ともに支え合う社会づくりの推進 32 障害者の自立と社会参加の促進 33 高齢者の安全の確保
		(12) 人権尊重社会の実現	34 人権啓発の推進 35 人権・同和教育の推進 36 人権擁護活動の充実
		(13) 防災・減災社会の構築	37 南海トラフ地震・津波対策の推進 38 大規模な風水害に強いまちづくりの推進 39 危機管理体制の強化 40 安心につながる社会資本の整備
		(14) 安全・安心な暮らしの形成	41 安全な交通社会の実現 42 犯罪に強い社会の実現 43 暮らしにおける安全確保 44 セーフティネットの充実 45 人と動物との調和のとれた共生社会の実現
		(15) 安心して暮らせる水循環社会の確立	46 安定した水資源の確保と供給 47 水循環の促進

基本 目標	基本 方針	分野	施策
せとうち田園都市の新たな創造	3 笑顔で暮らせる香川	(16) 活力ある地域づくり	48 都市・集落機能の向上 49 豊かな地域資源を活かした農山漁村と集落の再生・活性化 50 地域を支える活動の促進 51 国際化の推進
		(17) 環境の保全	52 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進 53 地域から取り組む地球環境の保全 54 質の高い循環型社会の形成 55 自然とともに生きる地域づくりの推進 56 快適な生活環境の保全
		(18) みどり豊かな暮らしの創造	57 暮らしを支えるみどりの充実 58 県民総参加のみどりづくり
		(19) 教育の充実	59 学校教育の充実 60 家庭や地域の教育力の向上
		(20) 文化芸術による地域の活性化	61 文化芸術の振興 62 文化芸術による地域づくりの推進
		(21) スポーツの振興	63 生涯スポーツの振興 64 競技力の向上
		(22) 男女共同参画社会の実現	65 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築 66 あらゆる分野における女性の活躍推進 67 女性の安全・安心の確保
		(23) 青少年の育成と県民の社会参画の推進	68 青少年の健全育成 69 ボランティア・NPO活動の促進 70 生涯学習の促進
		(24) 魅力ある大学づくり	71 県内大学等の充実強化 72 県内大学等との連携強化

分野 1

商工・サービス業の振興

施策

- 1 成長産業の育成・集積
- 2 独自の強みを持つ企業の競争力強化の支援
- 3 企業の海外展開の支援
- 4 産業の成長を支える人材の育成・確保
- 5 企業立地の促進と産業基盤の強化

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
1	人口の社会増減	▲725人 (H26年)	▲180人 (H32年)	本県経済の活性化と雇用の拡大などにより、地域経済の状況との関連が深い人口の社会増減の減少を食い止め、増加に転じさせることが重要であることから設ける指標	産業成長戦略を踏まえ、H34年に社会増減が均衡することをめざす。
2	名目経済成長率	県 0.6% 全国 ▲0.1% (H24年度)	計画期間中の平均名目経済成長率が全国平均より高い水準	地域経済の現状を把握するため、本県のマクロ的な経済成長の状態を示す指標	本県経済の拡大をめざすため、全国平均より高い水準で経済を成長させることをめざす。
3	付加価値率(製造業)	県 32.5% 全国 30.9% (H25年)	全国平均より高い水準 (H32年)	経済成長するうえで重要となる企業の価値創造力の高さを示す指標	成長していく経済社会を実現するため、価値創造力の高さが全国平均と比べてより高い水準となることをめざす。
4	県が支援した純品のD-ブシコースを使用した希少糖関連製品の開発による商品化件数〔累計〕	—	20件	本県の産業振興で重点的に取り組む希少糖産業の創出状況を示す指標	これまでの希少糖関連製品開発への補助に対する商品化の割合を上回る水準を確保し、5年間で20件程度の商品化をめざす。
5	県が支援した健康関連製品の開発による商品化件数〔累計〕	—	15件	本県の産業振興で重点的に取り組む健康関連分野での産業振興の状況を示す指標	これまでの健康関連製品開発への補助に対する商品化の割合を上回る水準を確保し、5年間で15件程度の商品化をめざす。
6	産業技術センターの研究開発による製品化件数〔累計〕	80件 (H22～26年度)	100件	産業技術センターにおいて、関係機関・県内企業との連携のもと、製品化に向けた研究開発力を強化した成果を測る指標	過去5年間の実績80件を上回る100件(5年間累計で25%増)をめざす。

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
7	開業した事業所数〔累計〕	3,437件 (H21～25年度)	3,500件	ベンチャー企業など、本県経済に厚みを持たせてくれる企業の増加を把握するための指標。保険関係新規成立事業所数により把握。	過去5年間の平均値(687件/年)を上回る年間700件をめざす。
8	特許及び実用新案出願件数〔累計〕	2,423件 (H22～26年度)	2,800件	新規産業の創出や競争力の強化を図るうえで知的財産の活用が重要であることから設ける指標	過去5年間の平均(485件/年)を上回る年間560件をめざす。
9	海外展開を行った企業数	391社 (H26年)	412社 (H32年)	貿易取引・海外進出・海外提携企業数の延べ数。本県経済の成長には、海外活力を取り込む企業の活躍が重要であることから設ける指標	産業成長戦略を踏まえ、H24年(381社)から8%増加させることをめざす(H34:420社)。
10*	高等技術学校修了生の就職率(委託訓練を含む)	80.3% (H27.6現在)	84.0%	産業人材の育成に資するために実施している高等技術学校の公共職業訓練の成果を測る指標	直近の実績値(80%)を5年間で4ポイント程度上回る水準をめざす(前計画では5年間で3ポイント上回る水準)。
11	企業立地件数〔累計〕	137件 (H22～26年度)	140件	県内への企業立地を促進する施策に取り組んだ成果を示す指標	過去の立地件数は5年間で137件であり、本社機能の拡充・移転の推進を合わせて、これを上回る140件をめざす。
12	高松港の外貿コンテナ取扱量	37,319TEU (H26年)	43,000TEU (H32年)	県経済の活性化のため、アジアとの貿易を中心とした外貿コンテナ取扱量の増加を図る必要があることから設ける指標	過去の実績の伸びを踏まえ、施設整備による荷役効率向上に加え、国内外の荷主や船社に対して積極的なセールス活動を実施することにより、現状から16%増をめざす。
13*	地域幹線道路の時間短縮率(事業中の区間)	—	18.1%	地域間競争力の強化や交通渋滞の緩和に資する地域幹線道路の整備により短縮された車両の通行時間の割合を示す指標	道路交通センサスで計測している旅行速度を基に、今後の整備により短縮される通行時間を推計し、短縮率を算出。

指標番号欄の*印は、再掲指標

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化が全国に先行して進行し、地域の活力維持が大きな課題となっている本県において、豊かな未来を実現するためには、県経済に好循環をもたらす新しい成長が必要です。
- 本県の製造業は、特定の業種に偏らないバランスのとれた、経済環境の変化に強い産業構造であり、また、「地域経済分析システム」を活用して分析される、付加価値額の構成比、近年の純利益の伸び率や全国と比較した取引流入額の割合が高いことなどを強みとして捉え、これを維持・発展させるとともに、本県経済を持続的に発展させていくためには、今後の成長のエンジンとなる分野において、希少糖やオリーブ、かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）、ものづくりといった本県ならではの地域資源、技術などを生かした、新たな活力と付加価値を生み出す成長産業の育成・集積が必要です。

取組みの方向

1 「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクトの推進

- 香川大学等での希少糖研究体制の強化や、民間研究所の誘致・育成、希少糖研究成果の発信などにより、世界をリードする「知の拠点」の形成に努めます。
- 希少糖の生産・試験研究を行う企業の誘致・育成や、食品、医薬品、人や自然に優しい農業などのさまざまな分野での新商品開発の取組みを促進するとともに、産学官の連携によるネットワークを活用しながら、「希少糖産業」の創出をめざします。
- 県内外の各種イベントなどを通じて、「希少糖＝香川県」のイメージを発信し、世界に通じる「香川の希少糖」ブランドの確立を図ります。

2 オリーブ産業強化プロジェクトの推進

- 全国トップにある本県オリーブ産業の地位を確たるものとするため、オリーブの生産振興、新商品開発や商品の品質向上、ブランド力の強化を総合的に推進します。
- オリーブの生産拡大、オリーブ牛、オリーブハマチの計画的な生産拡大を図るほか、小豆オリーブ研究所での品種育成や生産技術の高位平準化を図ります。
- 「かがわオリーブオイル品質表示制度」の普及・定着によるオリーブオイルの高品質化や全国をリードする香川発のオリーブ商品群の創出を促進するとともに、産地や商品に関する情報を積極的に発信し、県産オリーブブランドの確立を図ります。

3 K-MIX 関連産業育成プロジェクトの推進

- 全国に先駆けて取り組んだ全県的な医療情報ネットワークであるK-MIXをフルに活用し、これまで構築されてきた遠隔診断などの既存機能に加え、健康増進や医療と介護との連携など、新たな視点に立った機能拡充を推進し、世界に通じるK-MIXブランドの確立をめざします。
- 健康関連分野における産学官連携の人的ネットワークの強化や県内IT事業者の参画、異分野からの新規参入を促進し、K-MIXの取組みを生かした新たな技術シーズの創出や、医療・福祉分野のニーズを反映したIT産業の育成を図ります。

4 ものづくり「温故知新」プロジェクトの推進

- 県内企業がこれまで蓄積したものづくり基盤技術を一層強化するとともに、先端技術を有する産業技術総合研究所・大学等との連携、企業間連携、県内外の大手企業との連携など多様な連携に取り組み、技術、情報、取引などの戦略的なマッチングを推進します。
- 強みとなるコア技術の強化（温故）と戦略的マッチングの推進（知新）などにより、エネルギー・環境関連分野や、ロボット関連分野、炭素繊維複合材料関連分野、革新的なものづくり技術である3D積層造形関連分野など、今後、高い成長が期待される分野への進出を促進します。

5 世界に発信「アートの香川」プロジェクトの推進

- 本県において「アート県」ブランドを確立するため、瀬戸内国際芸術祭の開催などによるアート・文化資源の充実と、映像、テレビ、ラジオ、SNSなどを活用した積極的な情報発信による「アート県」としての地域イメージの定着化、具体的な誘客につなげるため個人や小グループなどターゲットを絞った誘客活動を行い、観光産業の活性化を図ります。

現状と課題

- 本県には、ニッチな分野で活躍するニッチトップ企業が多くあり、こうした企業や、独自の強みを生かし、新たな分野への事業展開をめざす企業などの競争力強化を支援するとともに、地域経済を強力に牽引する企業を育成していく必要があります。
- 成長分野への進出に向けた研究開発や地域資源を生かした製品開発、事業の多角化・第二創業などの取組みを積極的に支援するとともに、県内企業のものづくり基盤技術やマーケティング力の強化を図る必要があります。
- 平成25年度の本県の開業率は3.8%と全国平均(4.8%)を下回っており、チャレンジ精神あふれる起業家によるベンチャー企業などが増えるような創業しやすい環境整備を強化する必要があります。
- 中小企業経営者の高齢化や後継者不足に伴う廃業による雇用の喪失や産業の脆弱化が懸念されています。
- 産業振興につながるよう、さまざまな企業や機関などの人的ネットワークを構築していくとともに、中小企業を資金面で支援することも必要です。

取組みの方向

1 研究開発力の強化支援

- 県内企業の競争力の源泉となる研究開発力の強化に向けて重点的に支援するとともに、知的財産の創造・保護・活用などを支援し、イノベーションを促進します。
- 県産業技術センターの研究開発支援機能を強化するとともに、かがわ産業支援財団、大学、高等専門学校、産業技術総合研究所との連携により、県内企業に対する支援体制を強化します。

2 新規創業・第二創業等の創出促進

- インキュベート施設の提供や専門コーディネータによる助言など、ハード、ソフト両面から起業のスタートアップ段階を支援し、新規創業やベンチャー企業の創出を促進するとともに、新規創業後のフォローアップを行います。
- 第二創業や事業多角化をめざす企業、ニッチトップ企業、成長が期待されるベンチャー企業などの競争力強化のための技術面、経営面、資金面などにおける課題解決等を支援し、企業の成長を促進します。
- 金融機関や産業支援機関等と連携して、後継者不在などで、事業の存続に悩みを抱える県内企業の円滑な事業承継等を支援します。

3 基盤技術の強化・生産性向上等

- 県内企業のコア技術や基盤技術を強化するため研修を充実するとともに、生産性向上のための技術開発や製造現場の改善を支援します。
- 大手企業を含め、県内企業への企業訪問活動などを通じて、企業の競争力強化や事業拡大に係る課題解決に向けた支援を行います。

4 マーケティング力の強化支援

- 販路開拓や新分野展開を支援するための戦略的なマッチングを推進するとともに、売れるものづくりのためのマーケティング力の強化に向けて支援します。

5 資金面での支援

- 県、各金融機関、香川県信用保証協会が協調して実施する中小企業振興資金融資制度や、かがわ産業支援財団の中小企業応援ファンド事業などを活用して、県内中小企業を資金面から支援します。

6 人的ネットワークの拡大

- 県外で活躍する「香川県産業活性化アドバイザー」の協力を得て、首都圏・関西圏で、企業立地情報をはじめとする各種産業情報の収集や発信を強化するなど、本県出身の現役経済人などとのつながりを築き、産業振興等を応援してもらえる人的ネットワークを拡大します。

施策3 企業の海外展開の支援

現状と課題

- 「2014年香川県貿易投資関係企業名簿アンケート結果」（ジェットロ香川）によると、貿易を行っている県内企業は237社、海外進出している企業は72社、海外の企業との提携を行っている企業は82社（合計391社）にとどまっていることから、県内企業の海外展開に対する関心を高めるとともに、海外展開を検討する初期段階の支援を充実させる必要があります。
- 中長期的な視点に立って、東南アジアなど今後成長が期待される国・地域も視野に入れながら、海外展開の対象となる国・地域を捉えて、県内企業の海外展開を支援する必要があります。
- 県産品の販路開拓では、現地における県産品の認知度を高める必要があるほか、現地の輸入業者や流通業者等とのコネクションづくりが重要です。
- 企業の海外展開は、対象とする国・地域や海外展開の狙いがさまざまであることから、地域内の政策資源を効果的に活用して支援する必要があります。

取組みの方向

1 海外展開の支援

- 日本貿易振興機構香川貿易情報センター（ジェットロ香川）内に設置した「香川県海外ビジネス展開促進センター」による現地情報等の提供や、国際見本市などへの出展の支援、知的財産対策など、海外展開を検討している県内企業への支援を実施します。
- 中長期的な人口動態や経済成長力を勘案しながら、今後成長が期待される国・地域に対して、海外ミッションを派遣し、企業経営者に現地情報を直接収集する機会を提供するとともに、巨大な消費市場である中国をはじめ、直行便が就航している台湾や今後大きな成長が見込めるASEANなどの国・地域との経済交流を推進します。

2 海外展開を担う人材育成

- ジェットロ香川など関係機関との連携により、県内企業の海外展開を担う国際感覚を持った人材の育成を支援します。

3 県産品の海外販路開拓の推進

- 現地百貨店等と連携した県産品フェアの開催や積極的なトップセールスなどにより、県産品の認知度の向上や販路の開拓を図るほか、海外航空路線の活用、中間流通業者や飲食店団体との連携構築、現地の人脈づくりなど、県産品振興に係る各種事業を総合的に展開するためかがわ県産品振興機構と連携しながら、戦略的な取組みを推進します。

4 支援機関ネットワークの連携強化

- 日本貿易振興機構（ジェットロ）等との連携強化を図るとともに、「かがわ中小企業海外ビジネス支援協議会」による関係機関相互のネットワークを生かして、各々の政策資源を効果的に活用した支援を実施します。

施策4 産業の成長を支える人材の育成・確保

現状と課題

- 県産業技術センターにおいては、県内企業の技術者を対象とするさまざまな勉強会や研修を実施するとともに、技術相談の対応等を行っており、また、かがわ産業支援財団では、IT研修、システム開発研修、マネジメント能力開発研修など幅広い分野の研修を実施しています。
- 県内企業の事業活動の維持・発展のためには、これまで培ってきた高度な技術力を受け継ぎ、新たな技術開発や製品開発を担う人材、経営戦略や海外展開を担う人材などを育成していくことが重要です。
- 少子高齢化の進行や県外への人口流出などにより、県内企業における人材不足が懸念されることから、若者の県内就職への理解を深めるとともに、女性や高齢者などの就労促進も必要です。
- 本県産業の土台を支えてきた優れたものづくり技能を有する人材の多くが退職期を迎えている一方、若年者を中心として「ものづくり離れ」が進行していることから、優れた技能者の確保やその後継者の育成が急がれています。

取組みの方向

1 県内企業の事業活動を支える人材の育成

- 県内企業の事業活動の維持・発展を進めるため、次代の経営を担う人材、イノベーションの原動力となる人材、海外展開を支える人材などの産業人材の育成を支援します。
- 地域産業の要請に応え、高度な技能と知識を兼備する技能者を育成するため、県立高等技術学校においてニーズに応じた実践的なカリキュラムを編成し訓練を実施するとともに、民間教育施設等への委託訓練を行うことなどで、職業能力開発の充実・強化を図ります。

2 基盤技術の強化や成長分野への進出を担う中核人材の育成

- 県内企業等との連携のもと、県産業技術センターにおいて溶接技術などの基盤技術や革新的なものづくり技術に係る研修や勉強会を実施するほか、技術相談の対応等を行い、県内企業の基盤技術の強化や成長分野への進出を担う核となる人材を育成します。

3 県内企業の人材確保の支援

- 県内外の学生等に対して、インターンシップや企業見学会などで県内企業の魅力を発信し、県内就職につなげる取組みを香川労働局等関係機関と連携して行い、県内企業の人材確保を支援します。
- 就労意欲を有する女性や高齢者等多様な人材が雇用・活用されるよう、関係機関と連携して経済団体に要請するとともに、就労機会の確保を支援します。

4 技術・技能の伝承

- 県産業技術センター、かがわ産業支援財団、職業能力開発関係機関が連携して、企業が行う技術・技能後継者育成の取組みを支援し、企業内の技術・技能の伝承を促進します。
- 優秀な技能者の表彰や技能競技全国大会などへの参加を支援することで、技能者の地位の向上と技能を尊重する機運づくりに努めます。
- 若年者に、ものづくりの面白さや素晴らしさに触れる機会を多く提供し、ものづくり現場が就職先の選択肢となるような取組みを行います。

施策5 企業立地の促進と産業基盤の強化

現状と課題

- 企業による国内工場の集約や海外移転を進める動きが顕在化する中で、県内企業の撤退や縮小を防止するとともに、企業の新規投資を呼び込むため、地域の特性や地理的条件を生かした戦略的な企業誘致が求められています。
- 工場の立地促進に加え、昨今の物流企業による投資拡大の流れを捉え、四国における本県の物流拠点機能強化のための物流施設や比較的国内外に移転・集約されにくいと考えられる試験・研究開発施設の立地促進、企業の本社機能の拡充・誘致に向けた取組みが課題となっています。
- 経済のグローバル化に伴い、国内外との経済交流が活発化しており、本県の産業や観光、四国の拠点性を支える基盤として、高松空港や高松港、高松自動車道の一層の機能強化やネットワークの充実、利便性の向上を図る必要があります。
- 高速道路料金施策などの影響により、人流や物流の面において重要な基盤である鉄道や本四間フェリー等では、利用者数が減少し、経営悪化や航路廃止の懸念等の問題が発生しています。四国への新幹線を含む鉄道の抜本的な高速化や本四間航路の確保維持が必要です。
- 世界的に船舶の大型化が進展する中、物流需要の拡大や物流コスト削減のため、港湾機能強化に向けた基盤整備を進める必要があります。
- 県内企業に対してより効果的な支援を行えるよう、産業支援機関、地域金融機関、大学等、行政など、県内企業を支援する側の連携強化や機能強化を図り、支援体制（地域プラットフォーム）を充実させる必要があります。
- これまで整備してきた香川インテリジェントパークにおける産学官の集積効果をさらに生かし、本県の研究開発水準を高め、企業の新事業創出や技術の高度化を促進していくことが重要です。

取組みの方向

1 戦略的企業誘致

- 番の州臨海工業団地への企業誘致をはじめ、優良企業の立地促進を図るため、本県の立地環境の優位性等を知事が企業を直接訪問しPRするなど、効果的なトップセールスの実施に努めます。
- 引き続き、市町、金融機関、産業支援機関、経済団体等と連携し、県内外の企業ニーズの的確な把握や投資計画情報の収集を行い、社会経済情勢の変化に対応した企業誘致助成等の各種優遇制度の見直し、積極的な情報発信等に努めます。
- 企業の要望に迅速かつきめ細かに対応するため、ワンストップサービス体制をより強化し、用地情報の提供や許認可の手の迅速化など、受入態勢の充実を図ります。
- トップセールスや本県独自の支援策の拡充などにより、企業の本社機能の移転・拡充に取り組みます。

2 広域交通ネットワークの充実・強化

- 高松空港が、四国の拠点空港として発展するよう、国内外の新規就航やダイヤ改善など、航空ネットワークを充実・強化するとともに、空港へのアクセスの向上や定時性の確保を図るため、高松自動車道の高松西ICと直結する空港連絡道路の整備を推進します。
- 新幹線を含めた鉄道の高速化は、高速道路と並ぶ重要な社会経済基盤の整備であり、交流圏や交流人口の拡大による地域経済の活性化に加え、災害耐力の向上や在来線の維持確保等にも効果が期待できるため、四国各県や経済界で連携し、国や関係機関へ働きかけます。
- 本四高速の全国料金共通化の影響を受けているフェリーについて、国や市、事業者と連携し、航路の存続に向けて取り組みます。

3 幹線道路等の整備

- 県内企業の事業活動を支える産業基盤及び四国における本県の物流拠点機能の強化を図るために、高松自動車道の高松東ICから鳴門ICの4車線化の早期完成、国が管理する国道11号などの直轄国道の整備の促進を図るほか、産業拠点と交通拠点、あるいは、高速道路と空港や港湾を結ぶ幹線道路等の整備を推進します。

4 重要港湾の整備

- 高松港での物流の効率化や機能強化を図るため、現在、朝日地区において整備を進めている高松港国際物流ターミナルにおいて、国の直轄事業で実施している航路浚渫の促進を図り、早期に水深12メートルの耐震強化岸壁の全面供用が開始できるようにするとともに、背後のふ頭用地や港湾関連用地の整備推進に努め、コンテナターミナルにおいては、コンテナヤードの機能強化等に努めます。
- ソフト対策としては、コンテナターミナルの利用促進に向け、多様化した顧客ニーズの把握に努め、国内外の荷主や船社に対して、積極的なセールス活動を実施します。また、港湾関連用地については、完成時期を踏まえ、順次分譲できるように企業誘致に努めます。

5 県内企業支援のための地域プラットフォームの強化

- 県内企業のイノベーションの加速や産業人材の育成など、技術面、経営面、資金面での幅広い支援を行うため、産学官連携の充実とともに、地域の企業情報を持った地域金融機関や産業支援機関等との連携強化などにより、地域プラットフォームを強化します。
- 研究開発経験の乏しい受託加工型中小企業や自社製品を持っていない中小企業の研究開発型企業への転換や、次世代有望分野への進出を支援するため、県産業技術センター、かがわ産業支援財団の支援体制を強化します。
- 県等が把握した地域や全国の経済動向や企業活動に対する支援施策などに関する情報を、県内企業に対して幅広く提供し、情報面から企業活動をサポートします。

分野 2

農林水産業の振興

施策

- 6 本県農業の中核となる力強い担い手の確保・育成
- 7 消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売
- 8 強くしなやかな生産基盤の整備
- 9 森林の整備と県産木材の利用促進
- 10 消費者の五感が求める水産物の生産と消費拡大・販売強化
- 11 元気な漁業者の育成と生産力を高める漁港・漁場の創造

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
14	認定農業者である農業法人数(集落営農法人を除く)	167法人	250法人	認定農業者の経営改善支援により、経営資質の向上、信用力を強化する法人化を推進するために設ける指標	過去5年間の平均(年間10法人)を上回る年間14法人を育成し、現状の1.5倍をめざす。
15	新規就農者数[累計]	591人 (H22～26年度)	700人	中核となる担い手である新規就農者の育成状況を示す指標	過去5年間の平均(118人/年)を上回る年140人の新規就農者を確保し、累計700人をめざす。
16	「おいでまい」の作付面積	730ha	3,000ha	売れる米づくりを推進するため、「おいでまい」の作付状況を示す指標	米の需要量と各産地の品種構成や面積などに基づき、年度ごとに積算した作付目標面積を目標とする。
17	県オリジナル品種の作付面積(野菜、果樹、花き)	190ha (H25年度)	260ha	「さめきのめざめ」などの県オリジナル品種の野菜、果樹、花きの作付状況を示す指標	野菜、果樹、花きの生産振興計画及び実需者ニーズを踏まえ、作付拡大面積を過去5年間の年平均(9.8ha)を上回る11.8haに設定する。
18	オリーブの生産量	254t (H25年)	500t (H32年)	全国トップにある本県オリーブ産業の地位を確たるものにするためのオリーブの生産振興の成果を示す指標	作付面積と樹の育成年数から推計される収穫量を踏まえ、生産拡大の支援、栽培技術の改善を図ることにより、概ね現状の2倍の生産量をめざす。
19	オリーブ牛の出荷頭数	1,746頭	3,000頭	オリーブ牛の出荷頭数を把握し、ブランド化による農家の増頭の状況を示す指標	ヒアリング調査の結果を踏まえ、繁殖雌牛の増頭対策等により、年200頭程度の出荷頭数の増加をめざす。
20	6次産業化や農商工連携に新たに取り組む農業経営体数	58件	118件	農商工連携も含め、新たに農業経営の多角化に取り組む農業者等の支援を通じた6次産業化の面的拡大の程度を評価する指標	これまで取り組みの動きを加速化するため、過去7年間の年平均実績数(8.3件)を上回る10件/年を目標とする。

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
21	担い手への農地利用集積面積率	29.1%	50%	耕地面積に対する担い手への農地の利用集積面積割合を示す指標	国の方針を受け、26年度から10年後(35年度)には67.0%の農地集積をめざす。
22	集落営農組織数	225組織	350組織	地域を支える担い手となる集落営農組織の組成状況を示す指標	過去5年間の実績(14.6組織/年)を上回る20組織/年の増加をめざす。
23*	野生鳥獣被害が発生している集落数	372集落	200集落	農業被害のみならず地域コミュニティに深刻な影響を与える野生鳥獣被害が発生している集落数を示す指標	被害集落数を現状値から5年間で半減させるため、平成26年度から毎年約10%減少をめざす。
24	県産木材の搬出量	4,461m3	5,000m3	持続的な森林の整備・保全につながる県産木材の利用状況を示す指標	これまでの実績及び今後の見込みを踏まえ、路網の整備や、森林施業の団地化、集約化など、作業の効率化により伸び率約10%をめざす。
25	オリーブハマチ・オリーブぶりの生産尾数	24万尾	35万尾	他産地との差別化や消費者ニーズに応えるための高品質で特色ある養殖水産物の生産状況を示す指標	これまでの実績及び今後の見込みを踏まえ、オリーブ葉の安定的な確保と路拡大により、本県水産物の代表ブランドであるオリーブハマチ・オリーブぶりの販売尾数35万尾をめざす。
26	新規漁業就業者数〔累計〕	150人 (H22～26年度)	180人	高品質な水産物の安定供給のための、元気な漁業者の育成・確保の状況を示す指標	これまでの就業実績(30人/年)に加え、新たな施策を講じることで2割増の年間平均36人の確保をめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策6 本県農業の中核となる力強い担い手の確保・育成

現状と課題

- 就業人口の減少や高齢化により、農業の労働力不足が顕在化する中、本県農業を持続的に発展させるためには、農業生産の中核となる人材を将来にわたり確保する必要があり、そのためには、農業を儲かる産業（構造）へ成長させ、国内外の産地間競争に打ち勝って、経営を持続できる力強い担い手を確保・育成する必要があります。
- 新規就農者については、直近5年間では年間100名前後を確保するなど増加傾向にあるものの、高齢化等により農業者のリタイアが進む中、本県農業を担い、次世代へ引き継ぐ人材をさらに確保する必要があることから、新規学卒者やU・J・Iターン者など多様なルートからの新規就農者の確保・育成をさらに促進する必要があります。
- 認定農業者については、平成26年度末で1,679経営体と、前年度末に比べ112経営体が増加していますが、より一層の経営体の育成・確保を図るとともに、農地中間管理事業を活用し農地集積等による経営規模の拡大や法人化等を進め、産地間競争に打ち勝つ経営感覚に優れた中核的な担い手へと誘導する必要があります。
- 地域農業の振興・発展に向け、地域を牽引する優れた経営感覚を備えた農業経営者の協力の下、ITの活用を図りながら、保有する技術や経営ノウハウを地域の後継者に普及・継承し、産地全体の発展を進める必要があります。

取組みの方向

1 多様なルートからの新規就農者の確保・育成

- 多様なルートから意欲ある人材を確保するため、新規学卒者をはじめ、U・J・Iターン希望の若者や農外企業を対象とした就農・就業相談やマッチング活動を県内外で充実させます。
- また、先進農家での実践研修の充実、機械・施設等の初期投資の負担軽減、発展段階に応じた生産技術や経営改善の支援など、関係機関とともに就農から定着までの一貫したサポート体制を強化し、次世代の担い手へと誘導します。
- 農業に参入意向のある企業に対して、農地や農作物についての情報を的確に提供するなど相談活動を充実・強化するとともに、機械・施設等の初期投資の負担軽減を図ることにより農外企業の参入促進・経営安定を支援します。

2 国内外の産地間競争に打ち勝つ力強い担い手の確保・育成

- 高度で多様な課題を解決するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限に活用するとともに、民間等を含む多様な関係機関と連携できる環境整備を図り、新たな経営段階への発展を支援します。

- 農地中間管理事業を活用した農地集積を促進し、規模拡大による経営基盤の強化を支援し、より力強い担い手へと誘導します。
- 地域農業発展の一翼を担い、力強い担い手として女性の能力を最大限に発揮できるように次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者を育成します。

3 地域を牽引する優れた経営体の育成・連携

- 新たな品目の導入や販路拡大に積極的に取り組み、産地を牽引するリーダーの育成やその活動を支援します。
- 高度で多様な課題を解決するため、民間等を含む多様な関係機関と連携できる環境整備を図りつつ、新たな経営段階への発展を支援します。
- 先進的な農業者等とのパートナーシップを構築し、新規就農者の育成に限らず、次世代の育成や産地の拡大に向けた「のれん分け就農」をはじめ、その優れた知見や経験を地域に普及することで、地域農業全体のレベルアップと発展に向けた取組みを先進的な農業者等と協働で行います。

現状と課題

- 国内外における産地間競争が激化する中、本県農業を持続的に発展させるためには、農業を儲かる産業（構造）へ成長させる必要があり、そのためには、消費者ニーズを意識したマーケット・インの発想により魅力ある農産物づくりと戦略的な流通・販売を推進して、農業所得の向上を図る必要があります。
- 県オリジナル品種など特色ある県産農産物については、消費者から求められる高品質な農産物が生産され、需要拡大にともない生産拡大が進む好環境となっていますが、より一層の需要拡大を図るとともに、新たな新品種や生産技術の開発に取り組んでいるところです。
- 本県の強みを生かした米麦の生産振興を図るため、高品質で良食味な「おいでまい」を核とした売れる米づくりを推進するほか、本県特産のさぬきうどんの原料となる小麦「さぬきの夢」の生産拡大に取り組む必要があります。
- 野菜や果樹、花きなどの青果物については、温暖な気候を生かし、レタスやブロッコリー、にんにくなど生産量が全国シェアの上位を占める品目をはじめ、「さぬき讚フルーツ」や花きの県オリジナル品種など多様な品目が生産され、市場や実需者からも高く評価されており。また、本県農業産出額の4割を占め、本県農業をけん引する重要な品目であります。しかし、産地間競争の激化や消費者ニーズが多様化していることなどから、生産拡大を図るとともに品目ごとの特性に応じた重点的な販売戦略により、ブランド化を推進する必要があります。
- 全国一の生産量を誇るオリーブについては、他県でも生産拡大が進んでおり、全国トップ産地の地位を確たるものとするため、さらに生産拡大を図る必要があります。
- 畜産物については、国内外の産地間競争が激化する中、オリーブオイル採油後の果実を活用した「オリーブ牛」の一層のブランド化に加え、「オリーブ夢豚・オリーブ豚」を新たなブランドとして生産拡大に努めるとともに、生産コストの低減、高品質化及び生産拡大により経営安定を図る必要があります。
- 農業所得の向上と経営の発展を図るため、農業者自らが行う、あるいは、食品産業と連携して行う加工・販売等への取組みを促進していく必要があります。

取組みの方向

1 魅力ある農産物づくり

- 水稲や麦については、ブランド力の強化と水田の有効活用に向けて、需要に即した魅力ある高品質な米麦の生産が図られるよう、県オリジナル品種を核とした米麦一体となった生産拡大を推進するほか、新品種の開発や栽培技術の確立に取り組むなど、積極的に取り組んでまいります。

- 県オリジナル品種や、レタスをはじめとする主要野菜のほか、オリーブなど本県の強みのある農産物については、一層の高品質化や安定生産に対応した栽培技術のほか、ITなどの次世代農業技術の導入の促進などにより、ブランド力の強化につながる生産拡大や品質向上を図ります。
- 県産農産物の生産拡大、高品質化、低コスト化など、ブランド化に向けた競争力を高めるため、高品質化や規模拡大に必要な機械・施設をはじめ、育苗施設、集出荷貯蔵施設などの共同利用施設の整備、農作業支援体制の構築を促進し、生産から出荷までの一貫した生産体制を整備します。
- 畜産物については、ブランド化による差別化を進めるほか、規模拡大や新技術の導入等により、生産コストの低減と品質の向上を進め、生産拡大を図ります。

2 ブランド力の強化など戦略的な流通・販売

- 「さぬき讚フルーツ」、「おいでまい」、「さぬきの夢」、「オリーブ牛」などのブランド農産物については、品目ごとの強みを生かした販路拡大に向けて、販売チャネルごとの戦略的な取組みを推進します。
さらに、実需者ニーズに対応した規格や出荷形態などブランド力の強化につながる商品づくりに努めるとともに、健康志向などの消費者ニーズに対応した販売戦略や知的財産を活用した取組みを促進するなど新たな視点からのブランド化を図るほか、生花店との連携強化や「花育」活動等により、花きの新たな需要拡大に努めます。
- オリーブについては、県産オリーブオイル品質表示制度の普及や県内外へのPR活動などにより、ブランド力の強化に努めるとともに、県花・県木でもあるオリーブをより身近なものと感じることができるよう県内での普及に努めます。
- 盆栽や「オリーブ牛」など高品質で、海外において有利販売が可能となる品目については、さらなる販路開拓を図るとともに、検疫等の課題を解決し安定的に輸出ができるよう輸出に対応した栽培体系を確立します。
- 県民が県産農産物を手にしやすい環境の実現に向けて、生産者団体や卸売市場等との連携を強化し、県内の量販店、学校給食、病院食や外食産業などへの旬に応じた多彩な県産農産物の利用促進を図り、県民の豊かな食生活に貢献できるように、香川らしい「地産地消」の推進に努めます。

3 農業の6次産業化の推進

- 農業所得の向上と経営の発展を図るため、異業種交流などによるマッチング活動の強化や、農業法人などによる商品開発・販売力の向上などにより、農業者の生産基盤の強化のみならず、食品産業・外食産業をはじめとする他産業と連携した加工・販売など農業の6次産業化を進めるとともに、開発された新商品の販路の拡大を支援します。

施策8 強くしなやかな生産基盤の整備

現状と課題

- 農村地域では、過疎化・高齢化の進行により、継続的な営農に支障が出てきており、特に中山間地域においては、深刻な問題となっています。また、農家の投資意欲の低下、狭小な農業経営面積、土地への強い資産意識、特殊な水利慣行などから、担い手への農地集積やほ場整備の進捗は、緩やかな伸びであるとともに、多くの水利施設は整備後長期間経過しており、老朽化が進行しています。
- 農業・農村を持続的に発展させるためには、本県農業の中核となる力強い担い手が魅力ある農産物を効率的かつ安定的に生産できる基盤（環境）が確保される必要があります。そのためには、農業生産の土台である農地や農道、水利施設やため池などが整備され、将来にわたり維持・管理される体制が確保されるとともに、万全な防疫体制の整備や集落ぐるみの鳥獣害対策の実施など、安心できる生産環境が確保される必要があります。
- 農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で将来にわたって確保するためには、良好な営農条件を備えた優良農地や水利施設の確保が必要です。また、集落機能の低下により、農地や農業用施設の適切な保全管理が困難になってきていることから、農業者のみならず地域住民を含めた保全管理の促進が必要です。
- 県下には、農業用水の主要水源として数多くのため池が存在しますが、その多くは老朽化した未改修のため池であることから、ため池の総合的な防災・減災対策を計画的・積極的に推進する必要があります。
- イノシシやニホンザルなどの野生鳥獣による農作物の被害は、耕作放棄地の増加や集落コミュニティの弱体化などに伴い、中山間地域はもとより平野部においても広がるなど、県内全域で深刻化しています。このため、一層の鳥獣被害防止対策を推進することが求められています。
- 近年、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫は、国内外で発生が続いており、このような家畜伝染病は、県民生活や畜産業界等に多大な影響を与えることから、危機への備えと対応に万全を期すことが必要です。また、農産物の生産に甚大な被害を与える重要病害虫に対して、本県への侵入防止対策と、万が一、本県で発生した場合の迅速な対応が求められています。

取組みの方向

1 農地集積の促進

- 農地の効率的な利用を促進するため、農業振興地域制度や農地転用許可制度を的確に運用していくことにより、生産性の高い優良農地の確保に努めます。
- 農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への農地の利用集積を加速化するため、集落営農の推進、基盤整備の推進、多面的機能の維持等との連携強化を図りながら、一体的に施策を推進することで、人・農地プランの作成、見直しを図り、農地の面的集積を促進します。

2 力強い農業を支える農地・水利施設の確保

- 良好な営農条件を備えた優良農地を確保するとともに、農地を担い手や集落営農組織へ集積・集約化を図るため、ほ場整備や農道、パイプライン化などの整備を推進します。
- 貴重な農業用水を有効に利用し、管理労力の節減を図るために、水路の補修・補強による長寿命化対策を実施し、営農条件を良好に保つよう整備します。
- 狭小農地や条件不利地の多い中山間地域では、地域の特色を生かした農業展開ができるよう、地形条件に即したきめ細やかな生産基盤の整備を実施します。
- 農村地域において、農業者及び地域住民による水路や農道、ため池などの保全管理活動などに対する協働活動を支援します。

3 集落営農の推進

- 狭い農地やため池ごとに異なる水利慣行など、本県農業の特性を踏まえ、地域農業の維持・発展を図るため、「地域を支える担い手」としての集落営農組織の育成を図るとともに、組織の発展段階に応じた支援策を講じます。
- 効率的かつ安定的に農業経営が発展するように、意欲ある集落営農組織については法人化を促すとともに、次世代への円滑な経営継承等を促進します。
- 農村地域において、農業者及び地域住民による水路や農道、ため池などの保全管理活動などに対する協働活動を支援します。

4 ため池の総合的な防災・減災対策

- 南海トラフ地震の発生を見据え、大規模ため池の耐震化整備を計画的に推進するとともに、決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池のハザードマップ作成を促進します。
- 災害の発生を未然に防止するため、老朽ため池を計画的に整備するとともに、防災上危険であり、放置することのできない中小規模ため池の保全整備や防災対策を促進します。

5 鳥獣害防止対策の推進

- 鳥獣被害対策は、①地域に寄せ付けない環境づくり、②捕獲奨励、③侵入防止施設の整備の3点セットの取組みに加え、住民自らで組織される「鳥獣被害対策実施隊」の設置とその活動を支援するとともに、対策に効果を上げているモデル的な事例を県内に波及します。

6 農業生産を守る防疫体制の整備

- 家畜伝染病の発生による畜産業界への経済的損失や風評被害を防ぐため、日頃より飼養衛生管理基準の遵守を促し、農場への病原体の侵入防止対策に取り組みます。また、発生時の迅速かつ的確な初動防疫対応の徹底による被害の拡大防止や、県民への正確な情報提供など危機への備えと対応を推進します。
- 農作物の難防除病害虫に対して、国の検疫体制と連携しつつ侵入警戒調査を行うとともに、本県に侵入した場合は、関係機関が一体となって迅速に蔓延防止対策がとれるよう、対応マニュアルの作成などの準備を進めます。

施策9 森林の整備と県産木材の利用促進

現状と課題

- 森林が有する水源涵養や木材生産などの多面的な機能を維持するため、造林事業などを活用し、森林の整備を推進することが重要です。また、竹の侵入などによる里山の荒廃が進行していることから、里山資源を循環利用しながら森林の整備を進めることで、里山の再生を図ることが重要です。
- 県内のヒノキ林は、木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えています。県産ヒノキの利用を拡大していくためには、県や市町が率先して公共建築物などで利用し、多くの県民に、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供することが必要です。
- 森林組合等の作業班員は、県内の森林整備の中心的な役割を担っていますが、その人員数は、長期的には減少傾向にあることから、その育成・確保が必要です。

取組みの方向

1 森林の整備

- 造林事業の推進や森林施業の集約化を促進するとともに、森林管理道をはじめとする路網の整備や高性能林業機械の導入などにより、作業システムの改善と生産性の向上、コストの削減などに取り組み、森林整備を推進します。

2 県産木材の利用促進

- 「香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、県有施設での県産木材利用を推進するほか、その他の公共建築物についても県産木材利用の促進に努めます。
- 県産木材認証制度の普及・定着を図り、民間住宅や土木資材等への県産木材利用を促進します。
- 各種イベントなどを通じて、県産木材製品のPR活動や情報提供に努めます。

3 里山再生の推進

- 広葉樹の木質バイオマス利用などにより、森林の整備を促進し、里山再生に取り組みます。
- 竹林資源を活用した商品の加工・販売等を促進するため、竹材を安定的に供給する体制の整備等を行います。
- 災害防止の観点から、道路等の周辺において、竹林を伐採し、広葉樹を植栽するなど放置竹林対策を推進します。

4 森林・林業の担い手育成

- 林業の担い手の育成・確保を図るため、森林整備担い手対策基金を活用し、労働安全衛生の充実、技術の向上、福利厚生の実施を図ります。
- 林業労働力確保支援センターが行う求人・求職情報の提供、就業希望者への事前研修、就業者への技術研修、各種相談業務を支援します。

現状と課題

- 核家族化や食生活の変化により、高松市の例では、生鮮魚介類の1世帯当たり年間の購入数量は平成26年には27.8キログラムと5年前に比べて17%も減少するなど、水産物の消費は減少しています。県産水産物の消費拡大のためには、魚の素晴らしさを知ってもらうとともに、消費者の求める調理法やおいしい魚料理の情報発信、多様な販売ルートの確立・強化による販売促進、水産物の高品質化を進めていくことが必要です。
- 養殖水産物ではオリーブハマチの開発やPRの成果により、県内での認知度の向上、消費拡大が進んでいますが、県外では産地間競争の激化など厳しい状況が続いています。
- 四季折々に漁獲されるサワラ、マダコ、シタビラメ、小エビなどの主要な地魚を持続的に利用するため資源管理型漁業を進めるとともに、不漁となっているカタクチイワシなどの調査・研究を行い、持続的な生産体制づくりを促進する必要があります。

取組みの方向

1 消費者ニーズに即した養殖水産物の研究・開発・安定生産

- オリーブハマチなどブランド魚種の生産拡大・品質向上のため、生産者団体と連携して、養殖管理の高度化や飼料の改良・安定供給などを進めます。
- 消費者ニーズを踏まえ、意欲ある漁業者グループと連携して、香川県の海域特性を活かした新たな養殖水産物を開発し、生産・販売拡大していくことで、消費者の五感に訴える水産物づくりを進めます。
- 養殖ノリの生産性の向上や経営の効率化を図るために、色落ち対策や食害対策の推進、加工施設の高度化を進めます。

2 売れる地魚の資源管理型漁業の推進による持続的提供

- 本県海域で漁獲されるおいしい天然魚を安定的に供給するため、市場動向を踏まえた資源管理型漁業により高品質な水産物の提供を進めます。
- 売れる地魚の安定供給のため、サワラ、キジハタ、ヒラメ、クルマエビなどの種苗放流を行うなど、資源管理型漁業との連携のもと積極的な栽培漁業の推進に取り組みます。
- うどん出汁にかかせないイリコの原料であるカタクチイワシを安定的に供給するため、国や関係県と連携し、調査・研究等を進め、対応策を講じます。

3 販売強化と流通の多様化

- 水産物に対する消費者ニーズに即したファストフィッシュ商品や地魚惣菜を開発することで、消費者が求める商品ラインナップの充実を進めます。

- 本県の水産物の魅力を伝えるため、水産物の香りやうま味、鮮度などの科学的評価・機能性成分の研究を進めるとともに、選別・輸送方法の改善などの取組みを促進し、付加価値向上を図ります。
- 量販店での販売促進フェア、市場・流通関係者向けの懇談会開催や飲食・ホテル業界、飲料・食料品メーカーなどと連携したPRにより、ブランド水産物や地魚の県内外での知名度向上に努めます。
- 産直施設との連携や、新たな流通チャンネルとしてITの利用を支援するなど、多様な販売ルートの確立を促進し、県内外、海外への販路拡大を促進します。

4 消費拡大と理解の促進

- 旬の水産物を利用した新たな食べ方や短時間でできる調理法の提案や伝統的な魚食文化・季節の魚の解禁日の紹介などをマスメディアとの連携やブログ・SNSなどを利用して、水産物の情報発信の強化を図ります。
- ブランド水産物の科学的評価や機能性成分を積極的にアピールし、消費者が買いたくなるような情報を発信します。
- 消費者の水産物への理解を深めるため、消費者と生産者の交流や世代・ライフスタイルに対応した水産食育教室・料理教室の開催の充実を図るとともに、安定した供給ができる給食メニューの開発など、学校給食での水産物の利用を進めます。

施策11 元気な漁業者の育成と生産力を高める漁港・漁場の創造

現状と課題

- 本県の平成25年の漁業就業人口は2,484人で、5年前に比べて23%減少し、65歳以上が45%となるなど就業者不足・高齢化が深刻な問題となっています。また、水産資源の減少や魚価低迷、コスト高騰などにより、漁業経営は不安定になっており、漁業就業者の減少に拍車をかけています。
また、漁業者の経営安定に重要な漁業協同組合は、総じて規模が小さいため厳しい経営状況にあることから、経営基盤の強化が課題となっています。
- 藻場・干潟の減少、海ごみ等による環境悪化や栄養塩の循環バランスが崩れることによる赤潮の発生やノリの色落ち被害が懸念されており、良好な漁場環境を創造・再生・保全し、漁業生産力を高める取組みが必要です。
- 本県の漁港は老朽化が進んでおり、安心して利用できる漁港施設の整備、高潮被害、津波被害を軽減するための防災対策の着実な実施が必要です。
- 漁業者間や遊漁とのトラブルが増加し、漁船の海難事故も続発していることから、漁業者が安心して操業ができる対策が必要です。

取組みの方向

1 元気な漁業者の育成と漁業経営の安定

- 関連団体と連携し、元気な漁業者の育成・確保のため、漁業就業者確保育成センターによる情報提供や、かがわ漁業塾の設置、新規就業者漁船漁具リース支援等により、就業から定着までの一貫した支援に取り組めます。
- 安心して漁業に取り組める環境を整備するために、漁業収入の不安定性や、燃油・飼料の価格変動に備えるための経営安定対策への加入促進や漁業協同組合の自主的な事業統合や合併などによる基盤強化を促進します。
- 漁業指導船による指導や漁業と遊漁の海面利用の調整、救命胴衣の着用などの操業安全対策を進めます。

2 生産力を高める漁港整備と漁場環境づくり

- 漁港施設整備や地震・津波対策（胸壁や陸こうの整備）に対して支援を行うとともに、機能保全計画の策定・実施などにより長寿命化に取り組めます。
- 良好な生産基盤・漁場環境の創造・再生・保全のため、新たな環境改善技術の導入、藻場・増殖場造成など、幼稚魚が育つ良好な環境づくりや海域の状況に応じた栄養塩の適正管理、海底堆積物の回収・処理の実施により漁場生産力を高めるとともに、香川らしい里海づくりを推進します。

分野 3

県産品の振興

施策

- 12 県産品の販路開拓
- 13 県産品の認知度向上
- 14 アンテナショップの充実・強化

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
27	県産品の国内販売額(県サポート実績)	1,476,533 千円	2,100,000 千円	県の関与による首都圏等の卸・仲卸業者への売込みや小売店との商談、バイヤー招聘等を通じた県産品の販路拡大状況を示す指標	これまでの実績及び今後の見込みを踏まえ、毎年1億円程度の販売額の増加をめざす。
28	県産品の海外販売額(県サポート実績)	82,694 千円	200,000 千円	県の関与による東アジア市場を中心とした現地での香川県フェア等の開催や現地バイヤー、輸出入業者との商談の実施を通じた販路拡大状況を示す指標	過去3年間の平均(18百万円/年)の増加を上回る20百万円/年の販売額の増加をめざす。
29	県産品の認知度(全体)	23.1%	25%	イベントの開催、県産品ポータルサイトやSNSといったインターネットの活用など、県産品の総合的な情報発信等による認知度向上を示す指標	過去の伸び率を踏まえ、5年後に全国で4人に1人は香川県産品を認知している状態をめざす。
30	アンテナショップの利用者数(物販)[累計]	2,095,499人 (H22~26年度)	2,406,810人	アンテナショップ「せとうち旬彩館」及び「栗林庵」の利用者数を示す指標	旬彩館は直近5年間の累計利用者数、栗林庵はH32年度に10万人到達と推定した5年間の累計利用者数をめざす。

施策12 県産品の販路開拓

現状と課題

- 首都圏、関西圏の百貨店等での香川県フェアの開催など県産品の販路拡大に取り組んできた結果、販売実績額（県サポート実績額）は増加しているものの、全国の各自治体も首都圏等において、県産品の販売強化に取り組んでおり、地域間競争が激化する中、より一層のPRに努めていく必要があります。
- 県外の卸業者、小売業者、飲食・ホテル業者などのターゲットに対し、新たな販売ルートの確立や、取引の拡大・安定化を図るため、さまざまな事業者との連携のもと、積極的で効果的な情報発信と戦略的な販促活動を展開することが重要です。
- 海外では、現地見本市等への県内事業者の出展支援やレストラン等での香川県フェアの開催、バイヤーの招聘・連携強化に取り組んできた結果、販売実績額（県サポート実績額）は増加しているものの、国ごとに検疫制度等が異なるため、輸出対象となる品目を定め、輸出入業者等との新たな接触及び関係強化を図ることにより、県関与販売額の早期の底上げを図る必要があります。
- 県内では、大手食品メーカー等のキャンペーン事業と連携し、県内量販店等で一斉にフェアを開催することにより、オリーブ牛やオリーブハマチ等の情報発信と販売促進に取り組んだ結果、県産食材の認知度が向上し、販売額も大きく伸びていることから、大手食品メーカー等と引き続き連携した取組みを実施する必要があります。

取組みの方向

1 国内販路開拓の推進

- 県内の生産・製造団体等と緊密に連携し、小売店対策（百貨店、量販店）に加えて、卸・仲卸業者への売り込みを強化し、卸業者等が有する商流を活用した販路開拓や、大手食品メーカー等との連携による販路拡大に努めます。
- 情報発信力の高い事業者との連携、見本市や商談会への参加など、さまざまなチャンネルを活用し、工芸品等も含めた効果的な情報発信を総合的に展開し、県産品のブランド力の強化と販路開拓・拡大を図ります。

2 海外販路開拓の推進

- オリーブ牛、オリーブハマチ、さぬき讃フルーツなど、県として売り出した品目について、国・地域ごとに戦略品目を設定し、かがわ県産品振興機構と連携しながら、重点的に売り込みを図ります。
- 現地での香川県フェアや物産展の継続開催、商談会の実施、現地バイヤー・輸出入業者の開拓・招聘・関係強化にさらに取り組むとともに、積極的なトップセールスを展開することにより、県産品の認知度向上と、新たな販路開拓など多様な取引ルートの確保、商品の定番化を図ります。
- 県産品ポータルサイトの多言語化など、海外への情報発信力を高めるとともに、販路開拓のプロフェッショナル人材の育成・確保を図ります。

施策13 県産品の認知度向上

現状と課題

- 本県の農林水産物や地場産品などは、多品目・高品質な商品特性を有しているものの、首都圏や関西圏での認知度は、讃岐うどん以外はまだまだ低く、認知度向上のための積極的な情報発信や一層のブランド力の強化を図る必要があります。
- これまでも、イベントやインターネットなどを活用し、県内外に県産品の情報発信を行っていますが、今後も、より広く、より深く魅力的な情報を届けられるよう、ターゲットごとに効果的な手段と手法、伝える内容を工夫する必要があります。
- 県民が愛着をもって、県産品を使用し、かつ、県外に向けて口コミ等で広めてもらえるよう、関係者との連携を強化し、県全体が一体となって、県産品の振興に取り組む必要があります。

取組みの方向

1 県産品のブランド化の推進

- 消費者の視点に立った魅力のある商品づくりを進めるとともに、関係団体等と連携し、県産品の県内外への多角的なプロモーション展開に努め、県産品に対する評価や認知度を向上させることにより、県産品のブランド化を図ります。

2 イベント開催等による県内消費者への情報発信

- 年間を通じて、農産、畜産、水産物から加工品などを紹介・販売する各種フェア・イベントを県内各地で開催し、県民や観光客等に楽しみながら県産品の魅力を感じてもらうことで、県産食材等の認知度向上を図ります。

3 香川の「食」を提供する拠点づくり

- 県産食材を利用して、魅力的な料理として提供している香川の「食」提供レストラン等を積極的にPRするとともに、そのレストラン等が実施する県産食材の認知度向上のための取組みを支援します。

4 地場産品・伝統的工芸品の支援

- 地場産品、伝統的工芸品のあるライフスタイルの提案や、新たな価値を付加した優れた商品開発など、持てる資源を生かした新たな取組みを支援するとともに、伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定を行うなど、愛用者の裾野を広げ、認知度向上を図ります。
- 本県の魅力ある地場産品及び伝統的工芸品の一層の普及を図るため、効果的な情報発信に加え、アンテナショップ等での展示販売や県内外で開催される見本市等への出展を支援します。

施策14 アンテナショップの充実・強化

現状と課題

- 香川の優れた県産品を多くの方に知ってもらうため、情報発信拠点であるアンテナショップを活用して、県産品の魅力を直接消費者に伝え、県産品の知名度向上やブランド化に努めていくことが必要です。
- 首都圏において、全国のさまざまな産品の中から香川の県産品を選んでもらえるよう、情報発信拠点であるアンテナショップの運営方法を工夫していくことが必要です。
- 県産品販売の地域間競争が激化する中、独自性のある魅力的な県産品に対する消費者ニーズは高まっており、こうしたニーズをとらえた商品づくりや販売力の強化を図ることが求められています。

取組みの方向

1 アンテナショップの情報発信機能の強化

- 旬な情報をタイムリーに発信できるよう、産地等との連携を密にし、県産品の積極的で戦略的な情報発信に取り組みます。
- 単に販売するだけでなく、県産品の特長や、製造技法、商品にまつわる伝承、文化等を踏まえた分かりやすい商品説明と購入の提案が効果的にできる体制を整えます。
- 外国人観光客が立ち寄り、県産品を購入しやすいよう、外国語表記の充実や消費税免税の対応を行うとともに、観光情報等の有益な情報もあわせて提供します。
- 本県の独自性を発揮し、香川を印象付けるため、魅力ある商品の選定や情報発信、運営方法について、創意工夫を行います。

2 売れる商品づくりの支援

- 消費者やバイヤーの反応など、広く市場ニーズの把握に努め、得られた消費動向等に関する情報を生産・製造者等にフィードバックすることにより、商品の改善や売れる県産品の開発につながるよう支援します。
- 隠れた魅力ある県産品の発掘のため、地域資源の洗い出しを行うとともに、県産品の魅力向上を図るため、テストマーケティングなどを通じ、品質やデザイン、ネーミングなどを磨き上げ、県産品の魅力の向上を図ります。
- 生産者が、魅力ある商品づくりに必要なヒントや情報を消費者などから直接収集できるような場を提供し、商品力の向上を図っていきます。
- 単にできたものを売るのではなく、あらかじめ、商品の特性に応じて販売先ターゲットを選別するとともに、市場ニーズに合う商品を適切な数量・価格・タイミング等で提供する商品戦略を展開するよう促進します。

分野 4

雇用対策の推進

施策

- 15 安定した雇用の創出と就労支援
16 労働環境の整備

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
10*	高等技術学校修了生の就職率(委託訓練を含む)	80.3% (H27.6現在)	84.0%	産業人材の育成に資するために実施している高等技術学校の公共職業訓練の成果を測る指標	直近の実績値(80%)を5年間で4ポイント程度上回る水準をめざす(前計画では5年間で3ポイント上回る水準)。
31	地域若者サポートステーションでの進路決定者数〔累計〕	920人 (H22～26年度)	950人	ニート状態にある若年者の自立に向けた支援を行うために設置された地域若者サポートステーションの取組成果を計るための指標	過去5年間の平均値(184人/年)を上回る年間190人を目標として、5年間で950人の決定者をめざす。
32*	女性活躍推進の自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数〔累計〕	—	150社	働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに向けてサポートする企業の意識改革の状況を示す指標	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数の直近5年間の平均値(15.8社)を参考に、ほぼ倍の30社を年間目標とし、5年間で150社の新規登録をめざす。
33	県の就職支援策における就職件数	689件	700件 (毎年度)	県内企業の人材確保のために県が取り組む「かがわ就職・移住サポートセンター」でのマッチング支援や職業能力開発事業などの就職支援策の成果を示す指標	平成26年度実績(689件)を上回る年間700件の毎年度達成をめざす。
34*	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数〔累計〕	79社 (H22～26年度)	85社	女性の労働力における「M字カーブ」の解消のために重要となる子育てしやすい環境づくりに関して、企業の労働環境の整備状況を示す指標	直近5年間の平均値(15.8社/年)を上回る年間17社を目標として、5年間で85社の新規登録をめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策15 安定した雇用の創出と就労支援

現状と課題

- 本県の雇用情勢は、改善しつつあるものの、正社員の有効求人倍率など一部に厳しさがあり、さらに、少子高齢化の進行などにより生産年齢人口の減少が深刻化しています。
- 非正規労働者や、就職後やむ無く離職した者には、生活の安定に向けた早期の再就職支援が必要であり、なかでも、フリーターやニート状態の若年者に対しては、安定した社会生活を営めるよう自立に向けた支援を行うことが重要です。
- 女性の就労促進には、女性労働者のほか、企業経営者や管理職、男性労働者の意識改革が重要です。
- 就労意欲を有する高齢者に対しては、社会の支え手として活躍し続けることができる就業機会の確保が求められており、障害者の雇用については、いまだ4割を超える民間企業が法定雇用率（2.0%）を達成していない状況であり、県内企業の障害者雇用に対する意識改革が必要です。

取組みの方向

1 若者の雇用対策の充実

- 「かがわ就職・移住サポートセンター」を中心として、県内外の求職者や学生に対し、就職支援サイト等により県内企業の情報を発信するとともに、県内企業での正社員就職に向け、きめ細かなマッチング支援を促進します。
- 就職活動前のキャリア教育などにより、学生に県内就職という選択肢を意識づけるとともに、合同企業説明（就職面接）会や企業見学会などを香川労働局等関係機関と連携して開催し、県内企業と学生をはじめとする求職者との出会いの場づくりを進めます。
- フリーターやニートなど正規就労の機会に恵まれなかった若年者が、安定した社会生活を営めるよう、地域若者サポートステーションと連携し、基礎的な職業能力やコミュニケーション能力の養成、職場見学、就労体験などを行い、職業的自立支援に努めます。
- 入社後、早い時期での離職を防ぐため、県内企業に対するコンサルティングや、若手社員、経営者等に対するセミナーなどを実施し、若者の職場定着を支援します。

2 女性の就労促進

- 仕事と生活を両立できる雇用環境の整備に向け、女性活躍推進アドバイザーを企業に派遣し、一般事業主行動計画の策定及び企業の女性活躍推進自主宣言の登録促進に努めます。

- 女性の労働意欲や能力を向上させ、また、企業の実践を促進するため、各種女性活躍応援セミナーを実施するとともに、退職した女性の再就職を支援するため、ニーズに対応した職業訓練などの実施に努めます。
- 他の模範となる企業の表彰や、先進事例の発信、しごとプラザ高松内における保育所情報の提供など、女性が職業能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。

3 高齢者・障害者などの就労促進

- 就職を希望する高齢者が就職につながるよう県立高等技術学校において多様な訓練コースを設けるとともに、障害者が障害の態様などに応じて多様な選択ができ、社会参加や自立を促すための職業訓練の機会を提供します。
- 高齢者が長年培った知識や経験を生かし、生きがいを持って働くことができるよう、就労環境の整備について企業等へ要請を行うとともに、高齢者の多様な生き方に応じた就業機会の確保が図れるよう、シルバー人材センター事業の運営支援に努めます。
- 障害者が持てる能力を發揮しながら働くことができるよう、就労環境の整備について企業等へ要請を行うほか、障害者雇用に関するリーフレット等を作成し、関係機関と連携して周知・啓発に努めるとともに、短期の職場実習を支援することにより、県内企業の障害者雇用に対する理解を促進します。

4 職業能力の開発と人材の安定確保

- 人材不足が深刻化している分野や求人・求職のミスマッチが発生している職種について、これらを解消するための職業能力開発を行い、就職支援を行います。
- 社会資本整備等に重要な役割を果たしている建設産業や、保健医療福祉分野の維持・発展を図るため、総合的な人材確保・育成対策を推進します。

施策16 労働環境の整備

現状と課題

- 少子高齢化やライフスタイルの変化により、核家族や共働き家庭が一般化するとともに、香川県における年間総労働時間は全国平均に比べ長くなっています。
- 安定した労働力を確保するためには、仕事と家庭生活の両立が必要であり、性別や年齢にかかわらず、個人のライフスタイルやライフサイクルに応じた柔軟な働き方ができるように働き方改革の実現が求められています。
- 労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要です。

取組みの方向

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 県民一人ひとりが、家庭や地域社会においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを企業に派遣して、一般事業主行動計画の策定や就業規則等の見直しを働きかけ、働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 子育て行動計画策定企業認証マークの交付や推進企業の表彰を行うなど、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発に努めます。
- 労働者が、健康で、かつ、「仕事と生活の調和」が図れるよう、香川労働局等関係機関と連携して、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直す「働き方改革」を推進します。
- ノー残業デーの実施や、短時間勤務制度の導入など、労働時間の短縮に向けた柔軟な勤務体制を導入する企業を「カエルチャレンジ企業」として県のホームページに掲載するなどして、県全体の気運の醸成を図ります。

2 労働者が安心して働ける環境づくり

- 実質的な男女均等取扱いの実現に向け、男女雇用機会均等法の趣旨が労使間のもとより広く県民に定着し、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保等が図られるよう普及啓発に努めます。
- 企業経営者や管理職、労働者の意識改革を促進するなど、働く意欲のあるすべての人が働きやすい職場環境づくりに努めます。
- 労働者が安心して働ける環境づくりに向けて、労働相談の充実や、労働関係法の周知等を通して、労働者の労働条件の改善に努めるとともに、金融機関との提携により、勤労者が豊かで安定した生活を送るための必要な資金の融資を行います。

分野5

交流人口の拡大

施策

17 観光かがわの推進

18 地域の活性化につながる交流の推進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
35	県外観光客数	9,060千人 (H26年)	9,800千人 (H32年)	交流人口の状況を示す県外観光客入込数を把握	定住人口の減少に伴う経済損失を、交流人口の増加により一定補うという観点も考慮し、平成32年の県外観光客数を直近5年(平成22～26年)の平均値から1割増加させることを目標として、(平成26年から)年ごとに1.3%の増加をめざす。
36	延宿泊者数	3,463千人 (H26年)	4,100千人 (H32年)	交流人口の状況を示す延宿泊者数を把握	定住人口の減少に伴う経済損失を、交流人口の増加により一定補うという観点や、滞在型観光を推進する観点も考慮し、平成26年から年ごとに2.9%の増加をめざす。
37*	外国人延宿泊者数	124千人 (H26年)	243千人 (H32年)	インバウンドの状況を示す外国人延宿泊者数を把握	政府目標である「訪日外国人人数2013年1036万人⇒2030年(H42)3000万人」の伸び率を上回る宿泊者数の増加をめざす。
38	県外宿泊観光客観光消費金額	27,411円 (H26年)	33,000円 (H32年)	地域経済への影響を示す県外宿泊観光客の1人当たり平均観光消費額を把握	国の名目GDP成長率(平成28年度内閣府試算成長率(2.9%))も考慮し、平成26年から年ごとに2.9%の増加をめざす。
39	MICEの参加者数	84,000人 (H24～26年度平均)	97,000人	全国規模の大会や国際会議などのコンベンションや企業等の研修旅行などビジネスイベントの誘致の成果を示す指標	高松市と近隣の三木町、直島町、綾川町で開催された四国規模以上の大会(スポーツ大会、合宿においては香川県内で開催されたもの)について、主催者、宿泊施設、会議施設等からの情報をもとに作成。H24～26年度のMICE参加平均人数(84,000人)から毎年度3%の増加をめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

現状と課題

- 本県には、栗林公園、琴平、小豆島、屋島などの老舗観光地をはじめ、全国に誇れる魅力的な観光資源が多数存在しており、近年では、讃岐うどんをはじめとする食や、アート、瀬戸内海などの美しい自然が国内外から注目を集めています。本県の県外観光客数は、近年900万人を回復し増加傾向にありますが、その多くは日帰り観光となっており、滞在型観光の推進が課題となっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、県外・海外から本県を訪れる観光客の満足度と利便性の向上を図るため、観光客の受入態勢の充実・強化に努め、何度来ても飽きさせない魅力的な観光地づくりを進める必要があります。

魅力あるまちづくりとして、地域の文化や歴史に根ざした街並みなどを、地域住民とともに整備・保全し、良好な景観を形成していくことが必要です。
- 全国各地で官民一体となった広域観光推進組織が設立され、誘客活動が活発化するなど、地域間競争が激化する中、本県が、このような競争に打ち勝ち、旅行、宿泊先として選ばれ続ける地域となるためには、官民が一体となって、積極的な情報発信や誘客活動を展開するとともに、近県と連携した広域観光の推進が求められています。
- 観光地や購入先として「選ばれる香川」をめざし、本県の認知度やブランド力向上に取り組んでおり、「うどん県」の認知度は高まっているものの、各県とも観光PRにしのぎを削る中、観光客誘致のプロモーション活動において、本県特有の資源を生かし、本県への訪問意欲を起こさせるよう、戦略的な情報発信を行っていく必要があります。
- 海外からの観光客のニーズを捉え、本県の魅力を効果的に発信し、知名度の向上を図るとともに、外国人観光客が快適に旅行を楽しめる環境の整備を促進する必要があります。

取組みの方向

1 滞在型観光の推進

- 県内全域を圏域とする「香川せとうちアート観光圏」において、「世界の宝石」とも称される瀬戸内海という地域資源と、圏域内に集積しているアートや文化資源を活用し、国内外からの観光客の方々が滞在・周遊し、本県の魅力を十分に感じていただけるよう、観光客を引きつける滞在プログラムの企画を進めるとともに、サービスの向上や受入態勢の充実などに取り組むなど、圏域内での2泊3日以上滞在型観光を推進します。
- 老舗観光地をはじめとする既存の観光資源のより一層の魅力向上に取り組むとともに、地域住民が主体となったまち歩きなどのまちづくり型観光について、地域のリーダーとなる人材を育成し、意欲ある地域や事業者を支援するなど、

何度来ても飽きさせない魅力的な観光地づくりを進めます。

2 顧客の満足度向上

- 全県的な「香川おもてなし運動」を展開することにより、四国遍路で育まれてきた「おもてなしの心」のより一層の向上に努めるとともに、県内各観光地の情報を発信したり、無料公衆無線LANサービス「かがわWi-Fi」のスポットを拡大するなど観光客の受け入れ環境の整備に努め、県外・海外の観光客の満足度と利便性の向上を図ります。
- 都市や観光地の良好な景観形成に向けて、電線類の地中化の推進などによる道路空間の整備に取り組みます。

3 広域観光の推進

- 「瀬戸内ブランド」の形成に向け、国内外へのプロモーションや瀬戸内クルーズ、瀬戸内ツーリズムなどに瀬戸内を共有する7県が連携して取り組み、交流人口の拡大による地域経済の活性化の促進と豊かな地域社会の実現を図ります。
- 四国の広域観光組織である四国ツーリズム創造機構との連携により、四国が一体となった効果的な情報発信や誘客活動を展開し、県外観光客の獲得につなげます。
- 広域観光周遊ルートに認定された、瀬戸内ルートと四国ルートを活用し、瀬戸内沿岸の7県や四国4県と連携した誘客活動を推進します。

4 戦略的な情報発信

- 本県の観光地や県産品等が旅行先や購入先として選ばれ続けるため、本県の認知度やブランド力をさらに向上させるとともに、本県を「訪れてみたい」と思わせるよう、瀬戸内海やアート、食、地場産品など、本県のさまざまな魅力や楽しみ方を幅広く紹介するプロモーションコンテンツを制作します。また、各種メディアに対するセールス活動やWebサイト、大都市圏での交通広告等、多様な媒体を活用し、各素材の分野を超えた一体的かつ効果的な情報発信をタイムリーに行います。

5 海外観光客誘致の推進

- 海外の旅行会社等と密接に連携し、対象市場毎のニーズ等に応じた戦略的な情報発信・誘客活動を実施するとともに、近隣県と広域的な連携によるプロモーション活動に取り組みます。また、外国人観光客が快適に旅行できるよう、受入環境の一層の充実・強化に努めます。

現状と課題

- 国内外からのMICEやクルーズ客船の誘致は、交流人口の増大や地域のにぎわいづくり、イメージアップなど、さまざまな効果が期待されることから、積極的に取り組む必要があります。
- 人々に夢と感動を与えることができるスポーツは、地域に人を呼び込み、人々の交流を増やしていく有効な手段であり、スポーツを活用した交流の促進を図る必要があります。
- 県内には、野球、サッカー、バスケットボール、アイスホッケーの地域密着を理念に掲げたスポーツチームが活躍しており、スポーツの振興や地域のにぎわいづくりに貢献しているものの、経営環境は必ずしも良くない状況にあり、県民全体で支えていく必要があります。
- 瀬戸内の島々を会場に開催された「瀬戸内国際芸術祭」により、来場者と地元との交流が促進され、経済波及効果や本県のイメージアップ、さらには島々の活性化に向けたさまざまな動きも現れてきていることから、引き続き、県内に集積するアート資源の充実・活用を図り、国内外からの誘客を推進する必要があります。

取組みの方向

1 MICEの誘致

- 2016年主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）の「G7情報通信大臣会合」開催による本県の知名度向上を最大限に活かし、高松観光コンベンション・ビューローやコンベンション施設などの関係機関と連携して、国際会議や全国規模の大会、学会などのコンベンションや企業等の会議、研修旅行、展示会・見本市など多くの集客や交流が見込まれるビジネスイベントの誘致を図ります。

2 クルーズ客船の誘致

- 戦略的かつ持続的なポートセールスを実施するとともに、歓迎行事の実施やきめ細やかな観光情報の提供など、受入態勢の充実に積極的に取り組み、クルーズ客船のサンポート高松への誘致を図ります。

3 スポーツによる地域活性化

- トップレベルの競技会の開催支援や国際的競技会の事前合宿の誘致などを通じて、本県のPRやイメージアップを図るとともに、交流人口の拡大による地域のにぎわいづくりや活性化を図ります。
- 地域密着型スポーツチームが活動しやすい環境づくりや知名度向上に向けた取組みを促進するとともに、チームを地域の財産として捉え、地元自治体や企業と連携して、試合観戦だけでなく、イベント等の開催により会場全体の魅力

向上を図ることで、集客増に努めるなど、県民のスポーツチームに対する愛着を育み、応援機運の醸成を図ります。

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、スポーツを活用した交流人口の拡大を図るため、トップレベルの競技会などが開催でき、交流推進の拠点としても活用できる新たな県立体育館について、有識者やスポーツ団体関係者等からの意見を踏まえ、早期の整備に向けて検討を進めます。

4 アート資源を活用した交流促進

- 沿岸都市部の美術館等のアート資源や特色ある現代建築等の活用とともに、現代アートやイベント等を媒介として、世界各地から世代やジャンルを超えたさまざまな人々が集う「瀬戸内国際芸術祭」を開催するなど交流を促進し、地域の活性化を図ります。

分野 6

交通・情報ネットワークの整備

施策

19 交通ネットワークの整備
20 情報ネットワークの活用

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
40	定期航空路線利用者数	173万人	190万人	本県の産業や観光振興、拠点性の確保において重要な役割を担う高松空港における定期航空路線等の利用状況を示す指標	新規路線開設や既存路線増便に取り組み、約10%の利用者増加をめざす(前計画では5年間で約9%増を設定)。
13*	地域幹線道路の時間短縮率 (事業中の区間)	—	18.1%	地域間競争力の強化や交通渋滞の緩和に資する地域幹線道路の整備により短縮された車両の通行時間の割合を示す指標	道路交通センサスで計測している旅行速度を基に、今後の整備により短縮される通行時間を推計し、短縮率を算出。
41	無料Wi-Fiスポット数	328か所	1,743か所	超高速ブロードバンドを活用したWi-Fiの整備状況を示す指標	指標「外国人延宿泊者数」で設定した目標値の伸び率等を踏まえ、現状の5倍以上となることをめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策19 交通ネットワークの整備

現状と課題

- 高松空港においては、上海線や台北線、成田線の就航や増便など、航空ネットワークの拡充により、平成26年度利用者数が過去最高の173万人を達成しました。

空港間の競争が激化する中、高松空港の持つ市場規模の大きさを活かし、航空ネットワークの拡充を図るとともに、それを支える空港の利用環境の改善に努める必要があります。

- 滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の運営主体が異なるため、空港全体として、そのポテンシャルを発揮していくのが難しい面があります。

民間の資金や経営能力を活用し、空港全体を一体的に運営することにより、戦略的な空港運営を可能とし、そのポテンシャルを最大限発揮し、内外の交流人口の拡大等による地域活性化を図ることが必要です。

- 地域公共交通については、集約型都市構造の実現、少子高齢化への対応などに対応するため、ネットワークを構築し、結節性と利便性の向上を図る必要があります。また、人口減少や地域活力向上が喫緊の課題となる中、交流人口の拡大や災害時の対応の観点から、四国への新幹線を含む鉄道の抜本的な高速化が必要です。

- 物流の需要拡大やコスト削減のため、高速道路や主要幹線道路網の整備を進め、輸送時間の短縮や利便性の向上を図る必要があります。

- 産業や観光の振興に重要な役割を担う、高松空港や香川インテリジェントパーク等の施設機能を高め、その効果を十分発揮するためには、アクセス機能の強化が重要です。

取組みの方向

1 航空ネットワークの充実・強化

- 本県の産業や観光の振興、拠点性の確保において、また、広域利用圏に見合った交通結節点として、重要な役割を担っている高松空港が四国の拠点空港として発展するよう、より利便性の高いダイヤへの改善や増便、さらには新規路線の就航等、航空ネットワークの拡充に努めるとともに、交通アクセスの改善など、空港の利便性の向上に取り組めます。

2 空港経営改革

- 内外の交流人口の拡大等による地域活性化につながるよう、航空ネットワークの充実・強化に取り組むとともに、基盤である高松空港自体の機能やサービスの向上等を図るため、公共施設等運営権制度（いわゆる「コンセッション」）を活用し、民間事業者が航空系事業と非航空系事業を一体的に運営することが

可能となる空港経営改革の実現に取り組みます。

3 地域公共交通の確保・維持

- 人口減少・少子高齢化への対応や集約型都市構造の実現などの観点から、地域公共交通の重要性はますます高まっており、県全体で利便性と結節性に優れた地域公共交通ネットワークの構築に努めます。

4 四国の鉄道高速化

- 新幹線を含めた鉄道の高速化は、高速道路と並ぶ重要な社会経済基盤の整備であり、交流圏や交流人口の拡大による地域経済の活性化に加え、災害耐力の向上や在来線の維持確保等にも効果が期待できるため、四国各県や経済界で連携し、国や関係機関へ働きかけます。

5 道路ネットワークの整備

- 国が管理する国道 11 号などの直轄国道の整備促進に努めるとともに、空港連絡道路やさぬき浜街道などの幹線道路の整備を推進し、高松自動車道の 4 車線化による高速交通体系の整備と一体となった幹線道路ネットワークの構築に取り組みます。

現状と課題

- 近年のITの発展はめざましく、情報ネットワークの普及と高速化が進展するとともに、ネットワークを流れる大量のデータを収集・整理・分析する情報処理技術が発達してきました。こうした技術革新は、今後、新たな産業・サービスの創出や、さまざまな社会的課題の解決につながるものと期待されています。
- 本県では、平成25年度末に超高速ブロードバンドの世帯カバー率が100%となり、県民・企業等におけるインターネットの利用が進むとともに、「かがわ遠隔医療ネットワーク」や「かがわWi-Fi」などの無料公衆無線LANサービス、行政情報の提供などの利活用が図られていますが、今後、大都市と同水準の情報ネットワークを活用して、ITの利活用を一層促進していく必要があります。
- 社会全体に流通するデータの有効活用を促進する観点から、県や市町が保有するデータを、県民・企業等がより利用しやすい形で積極的に公開することが求められています。平成27年5月から、県のホームページで試行的に公開しているオープンデータについて、県民・企業等がより利用しやすくするとともに、市町におけるオープンデータを促進する必要があります。
- 行政運営においても、県民サービスの向上と効率的な行政運営の実現を図るため、マイナンバー制度の普及を図るとともに、クラウドサービスなどを積極的に活用する必要があります。

取組みの方向

1 情報ネットワークの活用

- 超高速ブロードバンド整備後の最重要課題として、観光やにぎわいづくり、防災などに不可欠な情報通信基盤であるWi-Fiの整備を促進します。
- ITが距離や時間等の制約を克服し、地域が直面するさまざまな課題の解決を可能とする有効な手段であるとの認識のもと、ITを活用して、保健・医療・介護、教育、防災、観光、農業などあらゆる分野の発展をめざすとともに、テレワークの普及促進を図ります。
- 県のホームページで試行的に実施している「オープンデータ」について、公開するデータの拡大やデータ形式の改善を図るとともに、市町におけるオープンデータについて、公開するデータ内容やデータ形式の統一を図るなど、取組みを促進します。
- 行政運営におけるITの利活用に際して、本人確認のための社会基盤としての利用拡大が見込まれるマイナンバー制度の普及と適正な運用に努めるとともに、県や市町における行政運営の効率化に資するクラウドサービスの利用拡大を図ります。

分野 7

移住・定住の促進

施策

- 21 移住の促進
- 22 若者の定住促進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
42	移住に関する相談件数〔累計〕	—	5,000件	移住・定住の促進を図るために、実際の移住者数の潜在部分である相談件数を把握	平成26年度実績を勘案し、年間平均相談件数が1,000件程度となることをめざす。 (H26年度 833件)
43	県外からの移住者数〔累計〕	—	4,500人	移住・定住の促進の取組みの成果として、実際の移住者数を把握	平成26年度実績を勘案し、年間平均移住者数が900人程度となることをめざす。 (H26年度 753人)

施策21 移住の促進

現状と課題

- 平成21年4月1日現在の県推計人口が999,395人となり、昭和56年4月以来28年ぶりに100万人を下回りました。その後も人口減少は進んでいます。
- 東日本大震災以降、都市圏では「安全、安心」を求め、中四国をはじめ西日本への移住を真剣に検討している方（子育て家庭）が近年になく多くなっています。
- 移住・交流施策の推進に当たっては、移住を検討する方に対する「情報発信の強化」と空き家バンクの充実、体験ツアーの実施、体験施設等の整備等、「受入態勢の整備」が不可欠であり、香川の特徴を活かした施策の展開を図っていく必要があります。

取組みの方向

1 市町との連携（香川県移住・交流推進協議会の運営）

- 県と全市町が参加する「香川県移住・交流推進協議会」を設置し、県と市町とで連携・協力を図りながら、移住・交流施策を推進します。
- 県は、移住・交流施策の窓口・旗振り役を担うとともに、移住フェアへの積極的な参加、県空き家バンクサイトの充実、移住体験施設の整備等、市町がより積極的に活動できるための環境整備に努めます。

2 きめ細やかで徹底した受入支援と情報発信

- 東京事務所及びふるさと回帰支援センターに「移住・交流コーディネーター」を配置し、首都圏における移住希望者のニーズに応じた情報の提供・相談対応や県内への移住希望者の新規発掘、移住フェア参加者の支援を行います。
- 移住に不安を抱える移住希望者に、事前に「かがわ暮らし」を体験してもらうツアーを実施するとともに、その体験施設の整備推進に補助を行うなど移住の促進を図るほか、移住者を受け入れる多様なコミュニティの形成について富裕層のニーズも含め先進事例の調査を行います。
- 東京・大阪で開催される移住・交流フェアに出展し、県・市町による移住相談を実施するとともに、本県への移住を検討中の希望者を対象に、かがわ暮らし応援隊や移住・交流コーディネーターを中心とした少人数での座談会（かがわ暮らしセミナー）を実施します。
- 移住希望者の住居や就労に関するニーズに応じたきめ細やかな施策を講じるとともに、将来的に移住・定住につながる「複住（二地域居住）」の促進に努めるほか、「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想における高齢者の地方移住に関して、先進事例の調査等を行います。
- 本県の農山村漁村地域は、多島美を誇る瀬戸内海や緑豊かな自然に恵まれ、魅力あふれる農林水産物を有しています。これらの魅力を情報発信するとともに、効果的な就農相談や機械・施設の導入への支援、農地の仲介など、就農から定着までの一貫したサポート体制の充実・強化を図ります。

施策22 若者の定住促進

現状と課題

- 平成26年香川県人口移動調査報告では、転入者数34,349人、転出者数35,074人で725人の転出超過となりました。
- 本県の大学進学者のうち、8割以上が県外に進学していることが、その大きな要因であり、20～40歳代の人口割合は、全国平均を下回っています。
- 県では、若者の県外流出に歯止めをかけるとともに、県外に流出した若年人材を呼び戻すなどUJIターン就職を促進するなどして、市町と連携を図りながら、移住・交流の促進に取り組んでいますが、他県でも移住・交流施策の積極的な展開が図られるなど、地域間競争が増しています。

取組みの方向

1 「香川の魅力」を情報発信

- 本県へUJIターンされた方の中から、「かがわ暮らし応援隊」を委嘱し、移住フェア等において、移住希望者に対し、自身の経験に基づく助言を行うなど、香川の魅力を発信していきます。

2 UJIターン等の促進

- 県庁内に設置する「かがわ就職・移住サポートセンター」において、県外在住の求職者や学生に対して県内企業の情報提供やマッチング支援を行うとともに、東京・大阪事務所にも「人材Uターンコーナー」を設置し、UJIターン就職支援を行います。
- 県外大学に向けては、県内企業との情報交換会などを通じて県内企業の魅力を伝えるとともに、より効果的な連携を行うための就職支援協定を締結し、その地域及び数の拡大を図ってまいります。
- 本県独自の大学生等への奨学金制度により、意欲や能力が高いにもかかわらず経済的理由で修学が困難な大学生等に対し、奨学金を貸し付けることで修学を容易にし、安心して子育てができる環境づくりや県内での優秀な人材の確保を進めるとともに、奨学金返還時には、一定条件を満たす県内就職者に対する返還額の一部免除や、特に県内大学等の卒業者の地元就職の割合が高い傾向を踏まえ、県内大学等に進学し、卒業後に県内就職する者への貸付額や返還免除額に一層の優遇措置を講じることで若者の地元定着を促進します。
- 本県独自の大学生等への奨学金に加え、「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」に基づく日本学生支援機構の奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度を推進することで、より一層の地元定着を図ります。
- 県外大学に進学しても、就職時に県内就職が選択肢となるようなキャリアデザイン教育を、高校生に対して進めてまいります。

分野 8

子育て支援社会の実現

施策

- 23 結婚・妊娠期からの支援
- 24 子ども・子育て支援の充実
- 25 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
44	県が主催又は支援する結婚支援イベント等でのカップリング数〔累計〕	—	300組	結婚支援に向けた男女の出会いの機会の提供の成果を把握する指標	平成26年度の実績(57組)を上回る年間60組、5年間で300組をめざす。
45	保育所等利用待機児童数	129人 (H27年度当初)	年度当初 0人 年度途中 0人	子育て支援の成果を計る指標として保育所等利用待機児童数を把握	保育所等利用待機児童の解消をめざす。なお、目標値は、H30年度に待機児童数ゼロを達成し、H32年度までゼロを維持するもの。
46	地域子育て支援拠点事業実施か所数	77か所	98か所	乳幼児およびその保護者が相互の交流を行うとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業の実施か所数を示す指標	市町子ども・子育て支援事業計画の積み上げに基づき、実施か所数98か所をめざす。
47	保育士人材バンクを通じて復職した保育士数〔累計〕	—	125人	保育士人材の確保のため、保育士人材バンクを通じて復職した保育士数を把握	制度創設時の平成25年度の実績(23人)を10%上回る年間25人を維持することを目標として、5年間で125人をめざす。
34*	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数〔累計〕	79社 (H22～26年度)	85社	子育てしやすい環境づくりの成果として、企業の労働環境の整備状況を示す指標	直近5年間の平均値(15.8社/年)を上回る年間17社を目標として、5年間で85社の新規登録をめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

現状と課題

- 本県の出生数は、平成元（1989）年以降 1 万人を割って推移し、平成 26（2014）年は 7,775 人と過去最低となっています。また、晩婚化・晩産化の進行や未婚率の上昇などにより、1 人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率が平成 26 年で 1.57 となっており、現在の人口を維持するために必要な 2.07 前後の水準を大きく下回るなど少子化が進行しています。
- 晩婚化の進行や未婚率の上昇が出生数の減少に影響を与えていることから、結婚を希望する独身男女の出会いの機会を増やす取組みや、結婚を希望する男女を応援する気運づくりが必要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じており、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを軽減するための切れ目ない支援が求められています。
- 晩婚化や出産年齢の高年齢化等により、不妊に悩む夫婦や低出生体重児の割合が増加していることから、適切な相談体制の整備や治療に対する支援など、総合的な母子保健医療対策の充実が求められています。

取組みの方向

1 結婚を希望する男女の応援

- 結婚を希望する男女が、県内で行われる結婚支援イベント等の情報を一度に得ることができるよう、主催者から情報を収集し、ホームページ等を活用して情報提供を行います。
- 県主催のイベント開催や、結婚を希望する男女の出会いの機会を提供する団体への支援等を通じ、男女の出会いの機会を増やし、結婚につなげるための取組みに努めます。
- 独身男女が結婚や家庭生活について前向きに考えることができるよう、結婚を希望する男女を応援する気運づくりに努めます。
- 結婚を希望する男女の出会い・結婚をサポートする拠点を設置し、システムを活用した個別マッチングや交際のフォローを行う取組みについて、検討を進めます。

2 妊娠期からの切れ目ない相談・支援体制の構築

- これから結婚を迎える若い世代が、早くから結婚・妊娠・出産・子育てを含んだ人生設計を考えることができるよう、男女の体や妊娠・出産の仕組みなど、結婚・妊娠の正しい知識の普及啓発を図ります。
- 妊娠中から産後における健康の不安、新生児の栄養や乳幼児の食生活の悩みなど、妊娠期や出産期、乳幼児期の育児などにおける不安や悩みを軽減し、余

裕と自信を持って出産・育児ができるよう、専用の相談窓口「妊娠出産サポート」や各機関の相談窓口における相談や、子育て支援セミナーの開催などを通じて妊娠・出産・子育てに関する正しい情報の提供に努めます。

- 市町や医療機関、関係機関と連携し、妊娠期における妊婦健康診査や保健指導、出産期における医療ケア、産後・子育て期における新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業など、妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない支援を行います。
- 不妊や不育症で悩む夫婦等に対し、不妊相談センターにおいて専門的知識を有する医師、看護師等による相談指導を行うとともに、特定不妊治療費の一部を助成することにより、子どもを持つとする夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 二次医療圏ごとの夜間における小児科医の確保、夜間の急な病気などについての電話相談の実施、小児救命救急センターに対する支援など小児救急医療体制の整備・充実、小児慢性特定疾病の早期治療を促すための医療費助成など、小児医療の充実を図ります。
- 母体が危険な妊産婦や低出生体重児に高度な周産期医療を提供するため、県内2か所の総合周産期母子医療センターや地域の医療機関の新生児集中治療室（NICU）を有効に活用するとともに、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートなどを行う市町を支援するなど、継続的な看護体制の充実を図ります。

現状と課題

- 人格形成の基礎を培う乳幼児期においては、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が保護者と連携しながら提供されることが重要です。
- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、保護者が子育てに対する不安や悩み、孤立感を感じていることから、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象とした子育て支援について、量・質両面にわたり充実を図る必要があります。
- 教育・保育の提供体制を充実させ、保育所等の待機児童を解消するためには、保育士、幼稚園教諭等の専門性を有する人材の確保が必要です。
- 児童虐待は依然として深刻な状況であり、より一層の対策が必要です。また、保護者のいない子どもや虐待を受けた子どもなど、家庭環境上、養護を必要とする子どもに対しては、公的な責任として社会的な養護を行う必要があります。
- ひとり親家庭が自立し、安心して子どもを育てることができる環境づくりが必要です。また、障害のある子どもが、それぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための支援の充実を図る必要があります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会を実現する必要があります。

取組みの方向

1 就学前の教育・保育の充実

- 教育・保育を実施する市町が子育て家庭のニーズを踏まえ、計画的に量・質両面にわたり教育・保育を充実させることができるよう、関係機関と連携しながら、地域における教育・保育の提供体制の確保を支援するとともに、保護者の就労形態の多様化等に対応した教育・保育の充実を図ります。

2 地域における子ども・子育て支援の充実

- 市町が地域のニーズに応じ、中長期的な視点で計画的に創意工夫ある少子化対策や子育て支援に関する取り組みを実施できるよう、本県独自の制度「かがわ健やか子ども基金事業」により支援します。
- 子育て親子の交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業など、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象とした、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図ります。
- 子育て支援NPOや子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進するほか、官民一体となって社会全体で子どもと子育て家庭を支援する取り組みを進めます。
- 子育ての不安や悩み、孤立感の解消のため、子育て支援に関する情報提供や、

子どもや家庭に関するさまざまな悩みや不安についての相談・援助活動の充実を図ります。

3 子ども・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上

- 教育・保育等の提供体制を確保し、質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援を提供するため、保育士等の人材確保や、研修を実施することにより子育て支援を担う人材の資質の向上を図ります。

4 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

- 児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護・支援、保護者への指導・支援等の各段階での切れ目ない総合的な対策を推進します。また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して、地域全体で子どもを守る体制の充実を図ります。
- 児童虐待等により保護を要する子どもの社会的養護は、里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）などの家庭的養護を優先して検討するとともに、児童養護施設、乳児院における養護もできる限り家庭的な養育環境の形態としていきます。
- ひとり親家庭が自立し、安心して子どもを育てることができるよう、関係機関と連携し、相談・情報提供機能の充実、子育てや生活への支援、就業への支援、経済的支援に努めます。また、障害のある子どもへの支援を図るため、地域の療育支援体制の充実、発達障害児への支援、特別支援教育の推進などに取り組みます。
- 貧困の状態にある子どもたちが、親の支援の欠如等により学びの機会がうまく獲得できなかつたり、家計が苦しく進学など将来への希望が持てなかつたりすることで、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援により、子どもの貧困対策を推進します。

施策25 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

現状と課題

- 少子高齢化やライフスタイルの変化により、核家族化が進行し、共働き家庭が増加しています。また、県内企業の育児休業制度の女性の利用率は9割を超えているものの、育児休業取得後に離職を余儀なくされる女性労働者は依然として多い状況です。このため、働きながら子育て等がしやすい環境整備を図り、仕事と家庭生活の両立支援をなお一層推進するとともに、子育てのために退職した人の再就職の機会を確保する必要があります。
- 子育てや教育のための経済的負担感や、長時間労働による仕事と子育ての両立の難しさなどから、希望する数の子どもを持つことを諦める傾向があるため、これらの負担を軽減するための対策が必要です。
- 妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境や、安心して遊べる場の整備など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりとともに、子どもが性犯罪や誘拐、声掛け事案等の被害や交通事故に遭わないよう、安全で安心できるまちづくりが必要です。また、子どもの非行を防止するとともに、インターネット等による有害情報から子どもを守る必要があります。

取組みの方向

1 仕事と家庭生活の両立支援

- 県内の中小企業に対して、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣し、一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、優れた一般事業主行動計画を策定し、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業に認証マークを交付するなど、仕事と家庭の両立支援の普及促進や、働きやすい職場環境づくりの気運の醸成を図ります。
- 女性の労働意欲や能力を向上させ、また、企業の取組みを促進するため、各種女性活躍応援セミナーを実施するとともに、退職した女性の再就職を支援するため、ニーズに対応した職業訓練などの実施に努めます。
- 他の模範となる企業の表彰や、先進事例の発信、しごとプラザ高松内における保育所情報の提供など、女性が職業能力を十分に発揮できる環境づくりを促進します。

2 子育てに伴う経済的負担の軽減

- 各種手当の支給、乳幼児医療費など子どもの医療費の負担軽減、保育所および認定こども園入所児童の保育料軽減、病児・病後児保育の利用料軽減、勤労者福祉資金融資制度や母子福祉資金等貸付制度などの公的資金貸付制度、高等学校等就学支援金、特別支援教育就学奨励費などにより、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯については、子育てに伴う経済

的負担の一層の軽減を図ります。

- 本県独自の大学生等への奨学金制度により、意欲や能力が高いにもかかわらず経済的理由で修学が困難な大学生等に対し、奨学金を貸し付けることで修学を容易にし、安心して子育てができる環境づくりや県内での優秀な人材の確保を進めるとともに、奨学金返還時には、一定条件を満たす県内就職者に対する返還額の一部免除や、特に県内大学等の卒業者の地元就職の割合が高い傾向を踏まえ、県内大学等に進学し、卒業後に県内就職する者への貸付額や返還免除額に一層の優遇措置を講じることで若者の地元定着を促進します。
- 本県独自の大学生等への奨学金に加え、「奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱」に基づく日本学生支援機構の奨学金を活用した奨学金の返還を支援する制度を推進することで、奨学金制度の充実を図ります。

3 子どもや子育て家庭にやさしく安全なまちづくり

- 企業、店舗、施設に地域の子育て支援の協力を求めるとともに、公共的施設などの生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進します。また、子どもが安心して集い遊べる場の確保や、自然とふれあえる場などの環境整備を進めるとともに、児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国の適切な運営を図り、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。
- 犯罪や交通事故から子どもを守るため、通学路の交通安全対策等に取り組み、安全で安心なまちづくりを地域と連携して推進します。
- 子どもの非行防止を推進するため、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域、関係機関とのネットワークを充実させるとともに、子どもたちが有害情報に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

分野 9

健康長寿の推進

施策

26 健康づくりの推進

27 社会参加の促進と生きがいづくりの推進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
48	がん検診受診率	胃 :24.6% 大腸:34.2% 肺 :41.6% 乳 :31.8% 子宮:35.2% (H25年度)	50%以上 (毎年度)	早期発見・早期治療に欠かせないがん検診について、国が定める5種類のがん検診の受診率を示す指標	国が設定した目標値(50%以上)及び本県の受診率の現状を踏まえ、香川県の悉皆調査による受診率50%以上をめざす。
49	特定健康診査の実施率	46.3% (H24年度)	70%以上 (毎年度)	生活習慣病の危険性が高いメタボリックシンドロームを早期に発見する手段である特定健康診査の受診率を示す指標	国が設定した目標値(70%以上)に沿って、健診が不要またはどうしても受けられない人などを除いた7割をめざす。
50	高齢者いきいき案内所相談件数〔累計〕	—	4,200件	地域活動に関心を持つ高齢者を活躍の場へ案内する「高齢者いきいき案内所」の活用状況を示す指標	第6期香川県高齢者保健福祉計画の目標値である平成29年度までの3か年で2,500件の相談を基礎として、年間840件程度の相談件数をめざす。

現状と課題

- 高齢化の進行に伴って、がん、心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加しています。特に、患者数が増加傾向にあり、全国の中でも受療率が高い糖尿病は、重大な合併症を引き起こす恐れがあることから、発症予防と併せて重症化防止対策を進める必要があります。また、本県の死亡原因の1位であるがんは、40歳代から罹患する人が増加し、50歳～60歳代においては、死亡原因の4割を占めていることから、働き盛りの世代への対策が課題となっています。
- 県民の野菜摂取量の不足、若い世代の朝食の欠食、働き盛りの男性の肥満等、栄養の偏りや運動不足などの問題のある生活習慣については、早急に改善を図る必要があります。
- たばこは、がんや慢性閉塞性肺疾患（COPD）を引き起こす原因と言われており、受動喫煙防止対策と併せて禁煙支援を進める必要があります。
- 本県では、むし歯のある子どもや、歯肉に炎症所見がある中高生の割合が全国平均を上回っており、また、40歳代以降では進行した歯周炎を有する者が半数以上を占めるなど、年齢に応じた歯科保健対策が必要です。
- 結核や、インフルエンザ、O157、感染性胃腸炎などの感染症及びデング熱などの再興感染症に対する予防対策を推進する必要があります。
- 本県では、毎年200人前後の命が自殺によって失われています。自殺の要因は、健康問題が最も多く、次いで家庭問題や経済・生活問題となっており、特に、30～60歳代の働き盛りの男性に対する予防対策が重要となっています。
- 本県では、2,500g未満の低出生体重児の割合は増加傾向にあり、また、乳幼児健診の受診率は、年々増加していますが、全国と比べるとやや低い状況が続いています。適正体重の子どもが増加するよう、妊娠前、妊娠期の健康づくりを行うとともに、乳幼児期からよい生活習慣を形成する必要があります。
- 高齢者がいつまでもいきいきと生活していくためには、介護予防が重要です。高齢者の運動機能や栄養状態等の心身機能の改善だけでなく、日常生活における活動や社会参加を促し、生活の質の向上をめざすことが求められています。

取組みの方向

1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- 生活習慣病の発症予防や早期発見・早期対応を進めるため、地域や職域の関係機関・団体、医療機関、学校等と連携し、幅広い年齢層に対して、食習慣の改善や運動習慣の定着を中心とした健康づくりを支援するとともに、特定健診・特定保健指導の受診率の向上及び合併症の発症予防に向けた普及啓発や環境整備などを推進します。

- 糖尿病の発症を予防するため、各家庭や学校、市町等と連携して、子どもの頃から家族ぐるみの生活習慣の改善を推進するとともに、特に働く世代の糖尿病対策を進めるため、医療保険者や経済団体、医療機関等の関係機関・団体と連携して、特定健診の受診率向上による早期発見・早期治療及び療養支援体制の強化による重症化防止の取組みを進めます。
- がん対策の推進を図るため、医療等の専門家、企業、県民等と連携し、総合的、計画的な取組みを進めます。また、がん検診の受診率向上を図るための啓発や受診促進対策、さらにはがんになっても安心して暮らせるための環境づくりなどに努めます。
- 受動喫煙を防止するため、禁煙・分煙を実施する施設の認定を進めるとともに、禁煙の意志がある人に対して、情報提供や医療機関への受診を促すなど、禁煙への取組みを支援します。

2 食育の推進

- 心身ともに健康で豊かな生活を実現するため、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、各年齢層において健全な食生活が実践できるよう、家庭、地域、学校、保育所、関係団体、生産者、企業などと連携し、食育に関する施策を総合的、計画的に推進します。
- 自らの健康や食に対する関心を高める機会を提供するため、飲食店や企業、関係団体等と連携して、栄養成分表示やヘルシーメニューの提供、健康情報を発信する施設の登録を進めるなど、健康づくりのための食環境整備に取り組みます。

3 結核・感染症予防の推進

- 結核・感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、発生動向の収集・分析及び情報の提供により感染症の発生・拡大を防止し、感染症予防対策を推進します。

4 こころの健康づくり

- こころの健康づくりを推進するため、地域や事業所、学校などの相談体制を充実し、自殺予防やこころの健康相談窓口に関する広報・啓発を強化するなど、一人ひとりのかけがえのない命を大切にする社会の実現をめざします。
- 自殺を防止するため、自殺のサインに気づき、見守りを行い、必要に応じて専門機関へつなぐゲートキーパーの養成や、民生委員等との連携を図り、地域全体の取組みを推進します。

5 次世代の健康づくり

- 妊婦や乳幼児の異常を早期に発見し、適切な指導を行ううえで大切な早期の妊娠届出の推進、妊婦健診の受診勧奨、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の受診率向上に努めます。

- 市町、学校、関係機関との連携を図りながら、子どもの頃からの生活習慣や心身の健康づくりに対する意識啓発に努めるとともに、運動に積極的に取り組み、心身ともに健康で元気な子どもの育成を推進します。

6 高齢者の健康づくり

- 介護予防事業の見直しに伴い、市町が地域の実情に応じた介護予防事業を実施できるよう、市町と連携して効果的な介護予防事業の在り方を検討するとともに、研修の実施や適切な助言、先駆的取組みの紹介など必要な情報提供により、市町を支援します。

7 歯と口の健康づくり

- 乳幼児期から学齢期までの歯科健康管理を推進するため、望ましい生活習慣やフッ化物の適切な応用方法等の歯科口腔保健に関する知識を普及するとともに、成人期における歯周病の重症化や歯の早期喪失を予防するため、歯科健診の受診率向上を図るなど、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します。
- 8020 運動を推進するため、市町、関係団体・機関と連携し、充実した歯科保健サービスや質の高い歯科医療が提供できる環境づくりを進め、総合的な歯科保健対策に取り組みます。

施策27 社会参加の促進と生きがいづくりの推進

現状と課題

- 今後、本県全体の人口が減少し、生産年齢人口が減少する一方、高齢者人口は増加すると予測されている中、高齢者は、超高齢社会を支える貴重なマンパワーとして、その豊かな経験、知識、技能を生かし、地域社会において積極的な役割を果たすことが期待されています。
- 高齢者がさまざまな役割を担い続けることによって社会とのつながりを得るために、きっかけや機会がない高齢者への情報提供や地域で活躍できる人材の育成などを行い、ボランティア・NPO活動や地域活動等への参加を促進する必要があります。
- 高齢者が目標や生きがいをもって積極的に社会参加することは、地域の活力を維持するだけでなく、高齢者自身の健康増進にもつながることから、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境を整備する必要があります。
- 就労意欲を有する高齢者が、長年培った知識や経験を生かし、社会の支え手として働き、活躍し続けることができるよう、就業機会の確保が求められています。

取組みの方向

1 高齢者の社会参加の促進

- 生きがいづくりや健康づくりを自主的に進めるほか、さまざまな地域貢献活動を行う老人クラブを支援します。
- 社会貢献への意欲を持った高齢者のボランティア・NPO活動などへの参加を促進するため、文化、観光、環境分野など地域のボランティア活動の充実や情報発信を行うとともに、高齢者を活躍の場へと案内する高齢者いきいき案内所を効果的に活用します。
- 高齢者の多様な生き方に応じた就業機会の確保を支援するとともに、起業やコミュニティビジネスの立ち上げの促進に向けて情報提供等の支援を行います。

2 生きがいづくりの環境整備

- 高齢者が仲間づくりや知識、教養を身につけながら、自らの生きがいと健康づくりに取り組み、地域社会での実践的な指導者を育成するかがわ長寿大学の講座内容等の充実を図ります。また、インターネットを利用した生涯学習の情報提供に努めるなど、高齢者に生涯学習の機会を提供します。
- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加の支援や県民スポーツ・レクリエーション祭への高齢者の参加を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立や活動を支援するなど、高齢者の生涯スポーツの機会を拡充します。
- 高齢者が、長年培った知識や経験を生かし、生きがいをもって働くことができるよう、就労環境の整備について企業等へ要請を行います。

分野 10

安心できる医療・介護の充実確保

施策

- 28 安全で質の高い医療の確保
- 29 医師・看護職員の確保
- 30 介護サービス等の充実

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
51	かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)への参加医療機関数(県内)	106か所	200か所	かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX)の参加医療機関数。医療の情報化の状況を示す指標	今後の見込みに基づき、平成28年度から毎年度10か所の増加をめざす。
52	香川県医学生修学資金貸付制度による県内従事医師数	12人	75人	県内医療機関での勤務を義務付ける香川県医学生修学資金制度の活用により、県内で勤務している医師数を示す指標	今後の見込みに基づき、新規の修学資金貸与者を定員まで確保するとともに、返還者等が出ないことをめざす。
53	介護福祉士の登録者数	12,072人	17,100人	介護人材の安定的確保と資質向上による介護サービスの充実度を示す指標	平成32年度の推計要介護等認定者数65,520人に対し、介護福祉士1人当たりの要介護等認定者数が平成25年度の全国最高水準(3.84人)を上回ることをめざす。

現状と課題

- 本県では、高齢化の進行に伴う医療需要の増加が課題となっており、山間地域や離島などのへき地を含め、すべての県民が身近な地域で必要な医療が受けられるような医療体制が求められています。このような医療需要に応じた医療機能の分化・連携を推進するため、地域医療構想を策定し、医療資源の効率的な活用と医療連携体制の強化を図る必要があります。特に、不足している回復期の病床を確保する必要があります。
- がん医療においては、がんと診断された時から、患者とその家族が抱えるさまざまな苦痛に対するケアが受けられるような体制が必要とされています。また、難病など、長期療養患者に対しては、医療の充実や介護や就労支援など各種サポート体制の強化により、療養生活の不安を和らげることが必要です。
- 感染症対策においては、感染の被害を最小限にすることが求められていることから、発生が懸念されるエボラ出血熱や新型インフルエンザ等の新興感染症に対する適切な医療体制を整備する必要があります。
- 県立病院には、県民医療の充実を図るため、安定した経営のもと、最適・最善・最新の医療を提供していくとともに、地域医療における中核的役割を担うことが求められています。
- 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保、消費者への適切な情報提供を図るとともに、薬歴管理、服薬指導、残薬解消等を一元的に行う「かかりつけ薬局」の普及定着を推進する必要があります。
- 高齢化の進行に伴う血液製剤の需要増加に対し、献血者数は年々減少していることから、血液製剤の適正使用と献血者の確保が求められています。

取組みの方向

1 医療提供体制の充実・強化

- 急性期から回復期、維持期、在宅までの切れ目ないケアを確保するため、地域医療構想を策定し、回復期の病床を確保するとともに、介護施設等を含めた在宅医療の充実を図るなど、医療需要に沿った病床の機能分化と連携強化を推進します。
- 全国に先駆けて取り組んだ全国初の全県的な医療情報ネットワークである「かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）」について、医療・介護の連携など新たな視点に立った機能の充実を図るとともに、参加医療機関等を拡大するなど、医療の情報化を推進します。
- がん診療に携わる医療従事者に対する人材育成を進めるとともに、医師をはじめとする医療従事者の連携を図り、患者とその家族が適切に緩和ケアなどに関する相談や支援を受けられる体制の充実・強化に努めます。また、難病患者に対しては、医療体制の充実や日常生活における相談・支援の充実に努めるとともに、

指定難病医療費助成制度による支援を行い医療費負担の軽減を図ります。

- 感染症対策について、感染症対応医療機関の連携や、感染症専門医の養成、的確な情報分析・提供などを推進するため、感染症対策ネットワークを構築し、感染症の発生・拡大の防止に努めます。
- 県立病院では、他の医療機関との適切な役割分担のもと、中央病院は三次救急医療や高度・特殊医療に、丸亀病院は精神科救急・急性期医療に、白鳥病院は二次救急医療やへき地医療に重点的に取り組むなど、それぞれの病院の特性を活かしつつ、必要な機能の見直しと強化を図りながら、県民本位の医療の提供に努めます

2 医薬品等の安全対策の推進

- 県民への啓発活動、製造販売業者・製造業者への専門的な調査、薬局・医薬品等販売業者への監視指導などにより、医薬品等の適正かつ安全な使用を図るとともに、香川県薬剤師会等と連携し、薬局間で調剤情報のネットワーク化を進めるなど、地域に密着した健康情報の拠点となる「かかりつけ薬局」の機能強化及び推進に取り組みます。
- 医療従事者など血液製剤使用者に対し血液製剤の適正使用を促すとともに、血液製剤や輸血の安全性の確保に努めます。また、血液製剤の安定的な確保を図るため、献血への協力を広く呼び掛けるとともに、将来に向けて、若年層に重点をおいた啓発活動を推進します。

現状と課題

- 本県の医師数は、人口 10 万人当たりでは全国平均を上回っていますが、高松医療圏に集中しているほか、救急、産婦人科、小児科など特定の診療科で医師が不足しており、こうした地域間や診療科間の医師の偏在を解消する必要があります。
- また、県内で臨床研修を受けた若手医師の 3～4 割が県外に流出しており、若手医師の県内定着を図る必要があります。
- 本県の就労看護職員数は、人口 10 万人当たりでは全国平均を上回っていますが、地域間での偏在があるほか、県内の看護師等養成所を卒業して看護業務に従事した者のうち、約 3 割が県外に転出しており、若手看護職員の県内定着を図る必要があります。
- 病院勤務医の疲弊、女性医療従事者の増加、看護職員の不足といった現状を踏まえ、医療従事者の勤務環境の改善を図る必要があります。

取組みの方向

1 医師確保対策の推進

- 香川大学医学部をはじめとする関係団体等と連携して、医学生、研修医、臨床医等の医師のキャリアステージに応じた切れ目のない医師確保対策を実施します。
- 自治医科大学卒業医師の県内定着を促進するほか、県内医療機関での勤務を義務付ける医学生修学資金貸付制度などにより島嶼部を含めた医師の地域偏在の緩和を図ります。
- 医師が不足している診療科や地域で専門医の取得をめざす医師に対して、新たな支援を講じることなどにより、診療科偏在の緩和と若手医師の県内定着を図ります。
- 各医療機関が自主的に行う医療勤務環境改善の推進に向けた取組みについて、支援を行います。

2 看護職員確保対策の推進

- 関係団体、各医療機関、看護師等養成所等と連携して、看護職員の「養成」、「離職防止」、「再就業支援」の観点から、県内で就業する看護職員の確保を図ります。
- 県立保健医療大学で看護職員の養成を行うほか、看護師等養成所に対する運営支援や看護学生への修学資金の貸付等を行い、看護職員の養成と県内定着を図ります。
- 新人看護職員研修の実施等により、早期離職の防止を図るとともに、病院内保育所への支援を行うなどにより、働きやすい環境づくりを促進し、看護職員の離職防止を図ります。
- 職業相談や無料職業紹介等を実施している香川県ナースセンターや、ハローワーク等との連携を強化し、看護職員の就業促進や潜在看護職員の再就業を支援します。

現状と課題

- 高齢者の方々が、できる限り住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、「団塊の世代」すべてが 75 歳を超える 2025 年（平成 37 年）までに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が継続的かつ包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。
- 要介護等認定者の増加、介護サービスのニーズの増加が見込まれており、特に医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加に対応するため、必要なサービスが必要なときに提供されるよう介護サービスの充実が必要です。
- 多くの高齢者は、介護が必要となった場合も長年暮らした自宅で暮らすことを望んでおり、居宅サービスの充実が必要です。一方、自宅での介護が困難になった高齢者については、施設・居住系サービスを提供する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスに加え、安心して生活できる住まいの確保が必要です。

取組みの方向

1 介護サービスの充実

- 高齢者ができる限り住み慣れた自宅で、安心して必要な介護サービスを受けながら生活できるよう、居宅サービスの充実を図るとともに、自宅での生活が困難となった要介護者に対しても、住み慣れた地域の中で施設に入所できるように、必要な施設・居住系サービスを整備するなど、居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担やバランスを図りながら、計画的な基盤整備を進めます。

また、増加・多様化する介護ニーズに対応するため、質の高い介護・福祉人材を安定的に確保します。

- 介護サービスの利用者が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、介護サービスに関する情報提供を進めるとともに、介護サービス事業者・施設に対する指導・監査を推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が増える中、在宅医療と介護サービスの一体提供に向け、医療・介護関係者の連携を支援します。

2 高齢者向け住まいの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスに加え、サービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住宅・施設の情報提供の充実や入居者の快適な居住環境の確保のための有料老人ホームなどに対する指導監督の実施などにより、高齢者向け住まいの充実を図ります。

分野 11

地域福祉の推進

施策

- 31 とともに支え合う社会づくりの推進
- 32 障害者の自立と社会参加の促進
- 33 高齢者の安全の確保

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
54	認知症サポーター養成数	48,528人	85,000人	地域で認知症の人や家族を見守る 応援者である認知症サポーターの養成数を把握	第6期香川県高齢者保健福祉計画の目標値である平成29年度8万人を基礎として、認知症高齢者数(推計)の伸び率(6.5%)相当の認知症サポーターの養成をめざす。
55	障害者就業・生活支援センターが支援して就職した障害者数〔累計〕	614人 (H22～26年度)	625人	障害者の就労促進の状況を示す指標	過去5年間の平均(123人/年)を上回る年間125人程度をめざす。
56	手話通訳者登録者数	72人	102人	障害者の社会参加の促進を示す指標	過去5年間の新規登録者数の平均(3人/年)を上回る年間5人程度をめざす。
57	高齢者人口10万人当たりの交通事故による高齢者死者数	11.9人 (H26年)	8.7人 (H32年)	高齢者の安全確保のために行う高齢者交通死亡事故抑止対策の成果を計る指標	H26年の実績値(11.9人)を基に、全国の交通事故死者数の過去5年間の平均減少率(▲3.7%)を上回る▲5%の減少率を年毎に乗じて算出。

施策 31 ともに支え合う社会づくりの推進

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などの増加とともに、現役世代においても、雇用形態の変容や価値観の多様化などに伴い、地域や家庭での相互扶助機能の低下が懸念されており、地域全体で互いに支えあう包括的な支援体制づくりが求められています。
- 高齢者や障害者をはじめ、すべての人がかけがえのない個人として尊重され、住み慣れた地域でその人らしく生きがいを持って生活し、積極的に社会参加できるよう、地域社会のバリアフリー化を推進する必要があります。
- 福祉・介護サービスに対する利用者のニーズの増大や多様化に的確に対応できる、質の高い福祉・介護人材の安定的確保が課題となっています。
- 認知症高齢者の増加が予測されており、また、誰でも発症する可能性があることから、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい理解の普及・啓発や見守り、医療・ケア体制を充実させる必要があります。

取組みの方向

1 地域の支え合いによる福祉の推進

- 一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭などを支援するため、市町や関係団体などと連携して、地域で声かけや見守りができる体制整備を進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、高齢者などが集まりやすい常設型の居場所づくりや多様な生活支援サービスの充実を促進します。
- 地域の福祉ニーズを的確に把握し、公的サービスの狭間にある人を支援するため、地域住民やボランティア、県・市町社会福祉協議会などの多様な活動主体による地域活動と連携し、地域において自助・共助・公助が相互に連動するようなネットワークづくりを促進します。
- 地域福祉活動への住民参加を促進するため、さまざまな情報提供や参加のきっかけづくりを推進するとともに、活動の中心となる住民リーダーの養成など、地域福祉の担い手の育成に努めます。

2 みんなにやさしいまちづくりの推進

- 障害者、介護の必要な高齢者、妊産婦など、移動に配慮を必要とする者が安心して障害者等用駐車場を利用できる「かがわ思いやり駐車場」制度を適切に運用し、各種の施設やサービス、情報など多方面にわたるユニバーサルデザインの普及を図ることにより、みんなにやさしいまちづくりを推進します。

3 福祉・介護人材の確保

- 「介護の日」についての広報啓発などを通して、福祉・介護職場の魅力を発信するとともに、若年層、女性、高齢者など多様な年齢層に対して仕事体験の機会の提供や職業紹介などを行い、福祉・介護業務の理解の促進を図ります。
- 福祉・介護人材の定着に向けて、キャリア・パスの構築支援や職員の処遇改善、職場環境改善への取組みを促進するほか、新人職員合同入職式や介護技術コンテストを通じて職員の仕事への意欲の向上を図ります。
- 福祉・介護人材の雇用を促進するため、県福祉人材センターや公共職業安定所と連携して合同就職面接会を開催するなど、事業者と求職者のマッチング機会の充実に努めます。
- 質の高い人材を確保するため、介護福祉士養成校や関係団体などと連携しながら福祉・介護職をめざす人材の養成・確保に努めるとともに、現任の福祉・介護職員に対する教育機会の充実に努め、その資質の向上に努めます。

4 認知症施策の推進

- 認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトの養成に取り組むなど、認知症に関する正しい理解の普及を図ります。特に、児童生徒に対する認知症サポーター養成講座の実施に重点的に取り組みます
- 認知症予防につながる運動、栄養改善、社会交流、趣味活動など日常生活における取組みを支援・推進します。
- 認知症の早期診断・早期対応のため、すべての市町の地域包括支援センターにおいて「認知症初期集中支援チーム」を設置できるよう、チーム員である認知症サポート医の養成を行うなど市町に対し必要な支援・助言を行います。
- 地域の認知症医療の中核機関である認知症疾患医療センターにおいて、認知症医療水準の向上を図るとともに、認知症の診断・治療が可能な「認知症専門医療機関」や、認知症診断等の研修を受講したかかりつけ医である「もの忘れ相談医」を登録・公表するなど、認知症医療体制の充実に努めます。
- 病院や介護施設において、認知症の人へのサービス提供が適切に行われるよう、医療・介護関係者に対する認知症対応力の向上を図る研修を実施します。
- 認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の整備などを支援します。特に認知症高齢者の徘徊に対応するため、市町、警察など関係機関によるネットワークの構築に取り組めます。
- 若年性認知症について、発症段階から適切な支援が図られるよう、本人や家族の支援ニーズの把握、支援に携わる関係機関への理解促進や情報共有、連携などに取り組めます。

施策 32 障害者の自立と社会参加の促進

現状と課題

- 県内における身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、障害者がそれぞれの障害や個性に応じて、地域で自分らしく暮らしていくための仕組みづくりや、発達障害、高次脳機能障害など多様な障害に対応した支援が求められています。
- 地域で暮らすことを望む障害者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくために、いつでも安心して相談できる仕組みの充実、地域での生活の支援、働く場や住まいの場の確保が重要です。
- 障害者が社会を構成する一員として尊重されるよう、県民の理解を深めるとともに、障害の有無に関わらず、ともに支え合う共生社会の実現を進める必要があります。

取組みの方向

1 地域での生活の支援

- 障害者の地域での生活を支援するため、香川県自立支援協議会との連携のもと、市町が設置する協議会を中心に、関係者のネットワークを生かし、相談支援体制の充実を図ります。また、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）など、在宅サービスの普及を促進するとともに、地域生活支援事業による在宅福祉サービスの充実や効果的な実施に努めます。
- 障害者施設の整備に当たっては、住み慣れた地域で、それぞれの障害特性に応じて自分らしく生活していけるよう、グループホームや日中活動系サービスを中心に推進し、施設入所支援については、地域の実情に応じ、真に必要なものについて行うこととします。また、県立施設では、各施設の機能を生かし、利用者のニーズの変化等に応じたより良いサービスの提供に努めます。
- 発達障害や高次脳機能障害、難病等に対する理解を促進するとともに、多様な障害に応じた相談体制の整備に努めます。

2 就労・社会参加の促進

- 障害者の働く場を確保するため、障害者就業・生活支援センターの活動を充実させるなど、一般就労の促進を図るとともに、障害者就労施設で働く障害者の所得向上などを促進します。また、障害者の社会参加に向けて、障害者の生活訓練を促進するとともに、香川県障害者スポーツ協会などを通じた障害者スポーツの振興、文化・芸術活動の支援に努めます。

3 障害者の安心・安全な生活を支える環境の整備

- 地域で生活する精神障害者の安全・安心の確保のため、自立支援医療など、適切な保健・医療を提供するとともに、精神保健福祉センター、保健所、市町などによる普及啓発を通じて、精神障害への県民の理解を促進します。
- 地域における公共的施設等のバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインの普及に努めるとともに、手話通訳者や要約筆記者など、障害者のコミュニケーションを支援する人材の養成と活用を図ります。
- 障害者等に対する各種手当制度や、障害者やその家族が抱える悩みの解消等のための情報提供などにより、障害者の生活の安定を支援します。
- 障害に対する県民の理解促進を図り、障害者の虐待防止や障害を理由とする差別の解消など障害者の権利擁護を推進します。

施策 33 高齢者の安全の確保

現状と課題

- 県内では交通事故死者数に占める高齢者の割合が高くなっており、交通事故全体の発生件数が減少傾向にある中で、高齢者が関係する事故の割合は年々高くなっています。
- 加齢に伴う身体機能等の低下により、高齢運転者が交通事故の当事者となる割合も高くなっていることから、被害、加害の両面から高齢者の交通事故を抑制するための対策を講じる必要があります。
- 全国的に高齢者が犯罪の被害に遭うケースが増加しており、県内でも高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法が後を絶たず、手口が巧妙化・悪質化していることから、これらの被害を未然に防ぐための対策を講じる必要があります。
- 家庭や施設における虐待防止等、高齢者の権利を守るための取組みを引き続き進める必要があります。

取組みの方向

1 交通安全対策の推進

- 交通事故の犠牲になることが多い高齢者を中心に、歩行者・自転車・運転者等の各通行形態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や交通ボランティア団体等の高齢者世帯訪問活動の実施などにより、効果的な交通安全教育を推進します。
- 運転に不安を感じている高齢者の運転免許の自主返納を促進し、高齢運転者の交通事故抑止につなげるため、運転免許を自主返納した高齢者が、公共交通機関や小売店、飲食店などで優遇サービスを受けることができる全県的な返納者優遇制度を充実していくとともに、制度の広報啓発に取り組みます。
- 高齢者を交通事故の被害から守るため、歩道空間のバリアフリー化など、安全で快適な交通環境を整備することにより、安心して暮らせるまちづくりを推進します。また、高齢者が道路を安全に通行することができるよう、見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備やバリアフリー対応型信号機の整備に努めます。

2 特殊詐欺等の被害防止対策の推進

- 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺や悪質商法の被害から高齢者を守るため、行政、警察、福祉関係機関等が連携・協力し、高齢者や高齢者を見守る人に重点を置いた広報啓発活動、金融機関等と連携した被害の未然防止対策を推進します。また、行政処分や徹底した検挙を行うことにより、被害の拡大防止を図ります。

3 高齢者の権利擁護の推進

- 高齢化の進展に伴い、認知症等により判断能力が不十分となった方の権利を守るため、役割がますます重要になる成年後見制度の活用を促進します。
- 市町における高齢者虐待防止ネットワークの体制整備を促進するとともに、施設等に対する指導や研修の実施などにより、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図ります。

分野 12

人権尊重社会の実現

施策

- 34 人権啓発の推進
- 35 人権・同和教育の推進
- 36 人権擁護活動の充実

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
58	人権・同和研修参加者数 〔累計〕	60,915人 (H22～26 年度)	65,000人	人権啓発の効果的な手法の一つである人権・同和研修の成果を示す指標	過去5年間の研修参加者数の年間平均(12,183人/年)を上回る年間13,000人をめざす。
59	人権・同和教育出前講座受講者数〔累計〕	13,644人 (H22～26 年度)	15,000人	人権にかかわりの深い特定の職業に従事する教職員、市町職員の資質向上のための研修会の実施状況を示す指標	県内のすべての小・中・高等学校の教職員と市町職員が受講することをめざす。
60	隣保館職員の相談援助研修受講率	49.4%	70%	人権課題の解決や自立支援のための地域の拠点である隣保館における相談援助技術向上に向けた取組状況を示す指標	職員が2人以下の隣保館は全員が、3人以上の館は職員の50%以上が研修を受講済みとなることをめざす。

現状と課題

- 同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、ハンセン病回復者、HIV感染者、犯罪被害者などに関するさまざまな人権問題が存在し、近年は、特に配偶者からの暴力、児童虐待、インターネットによる人権侵害が顕在化しています。
- 同和問題については、同和対策事業特別措置法など特別措置法に基づくさまざまな事業の実施により、同和地区の生活環境は大きく改善されましたが、教育や就労面では、依然として課題が残っていることから、香川県人権・同和政策協議会意見具申を踏まえ、これまでの特別対策の成果が損なわれないよう、一般対策を有効かつ適切に活用し、同和問題の一日も早い解決をめざす必要があります。
- これまで、県、市町や各種団体で構成する香川県人権啓発推進会議を中心に、県民総参加の啓発活動を展開するとともに、マスメディアによる広報をはじめ、研修会、講演会の開催など、さまざまな啓発活動を実施してきました。
- 平成 26 年に実施した県政世論調査では、5 人に 1 人が自分または家族が人権を侵害されたと思ったことがあると答えています。また、これまで見聞きした同和問題に関する差別について、「結婚問題での周囲の反対」「差別的な言動」「身元調査を実施すること」が高い割合を示しています。
- 人権啓発を推進するに当たっては、今後とも、効果的な手法の採用、多様な機会の提供、県民参加の促進、実施主体間の連携、特定の職業に従事する者に対する研修の充実などに努めるとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっている「えせ同和行為」を排除する必要があります。

取組みの方向

1 あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進

- 県民一人ひとりが、家庭、学校、地域社会などあらゆる場を通じて人権について理解を深めることができるように、香川県人権啓発推進会議において、新聞、テレビ、インターネットや広報誌などを活用するとともに、講演会や研修会など、効果的な手法を創意・工夫しながら、啓発活動の充実に努めます。
- また、人権尊重の理念が県民に正しく理解されるよう、人権週間を中心に、子どもから高齢者までのすべての県民を対象とした「じんけんフェスタ」など県民参加型のイベントや地域密着型スポーツチームと連携した啓発活動を、高松法務局などで構成する香川県人権啓発活動ネットワーク協議会などと連携して実施します。
- 本県の人権啓発の拠点施設である香川県人権啓発展示室を活用して、啓発の中核的役割を担う指導者の養成に努めます。

- 地域における人権啓発のための住民交流の拠点である隣保館において、さまざまな人権課題の解決のための啓発活動や交流活動の充実が図られるよう支援に努めます。

2 企業における啓発活動の支援

- 公正な選考採用の確保や差別事件の防止・根絶を図るため、国との連携協力のもと、研修講演会、リーフレットなどの配布、企業訪問などにより企業に対する啓発を行うとともに、企業における自主的な啓発活動が充実するよう支援に努めます。

3 特定の職業に従事する者に対する研修の充実

- 人権啓発の推進に当たり、公務員、教職員、警察職員、消防職員、保健・医療関係者、福祉関係者など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実や情報提供などの協力を努めます。

4 えせ同和行為の排除

- 市町、法務局、警察など関係機関と緊密に連携しながら、事業主をはじめ広く県民が、同和問題に対する正しい認識を深め、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除のための適切な対応ができるよう、取組みに努めます。

施策 35 人権・同和教育の推進

現状と課題

- 学校においては、幼児児童生徒一人ひとりを大切にしながら、発達段階に応じて、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じて、人権の意義や大切さを教えています。しかし、学校での人権教育については、その内容や手法が、ともすると知識・理解の面にとどまる傾向があるため、豊かな人権感覚が十分には育ちにくいことが指摘されています。
- 社会教育においては、学校や家庭、地域との連携を大切にしながら、公民館等での研修講座や人権講演会の実施、研修資料の配布等を行うことにより、人権教育の推進に取り組んでいます。しかし、近年、人権問題の複雑化・多様化が進む中であって、さらに総合的な推進が必要となっていること、研修内容について改善の必要があること等の課題が指摘されています。

取組みの方向

1 学校教育における人権・同和教育の推進

- 人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意欲や態度を育成するため、指導内容や方法の充実に努めます。そのため、学校（園・所）においては、人権課題の当事者による講演会や人権フィールドワーク、参加型学習等の主体的に取り組む参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。
- 学校の教育活動全体を通じて、自己をかけがえのない存在として認識できるよう、指導の充実に努めるとともに、人権が尊重され、安心して学ぶことのできる学校生活の環境づくりに努め、互いに認め合い、高め合うことのできる仲間づくりを推進します。
- 個々の児童生徒の課題解決に向けた支援の充実に努めるため、分かる授業の実践や個に応じた指導の工夫などを行い、また、問題行動の背景にある要因を多面的に分析し、その共有化を図ることにより、児童生徒の支援に当たります。
- 人権・同和教育を効果的に推進するため、基本的人権を尊重するという精神を高めながら、学校、家庭、地域の連携のもと教育上の総合的な取組みを推進します。

2 社会教育における人権・同和教育の推進

- 指導者の養成については、指導資料の充実に努めるとともに、実践に役立ち、指導力の向上につながるよう、研修内容の工夫、改善に努めます。
- 社会教育関係者などへの研修については、出席者が参加・体験できる学習形態を取り入れることにより、研修内容の工夫、改善を図るとともに、各市町教育委員会と連携して、研修会等への参加の促進に努めます。

施策 36 人権擁護活動の充実

現状と課題

- 平成 26 年に実施した県政世論調査では、人権侵害があった時、「何もせず、我慢した」と答えた人が半数を超え、「県庁・市役所・町役場・学校・隣保館に相談した」と答えた人は前回 21 年調査に比べて微増したものの、1 割未満にとどまっています。また、人権に関する悩みごとに対応するため、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、犯罪被害者など個人人権課題を扱う相談窓口のほか、人権問題全般に対応する人権相談窓口を設置していますが、この窓口への人権相談も年間 130 件程度で推移しており、これら相談機関の有効な活用を促進することが重要です。
- 人権意識の高まりにより、相談内容、相談者のニーズが複雑・多様化していることから、その場で解決まで至らないケースもあるため、関係機関の連携が重要になってきています。
- 結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査等を禁止している「香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例」の認知度は、平成 26 年に実施した県政世論調査では 2 割未満と低い状況です。県民の基本的な人権を擁護するため、部落差別につながる身元調査等は行わないよう、その周知徹底を図る必要があります。

取組みの方向

1 人権相談・支援事業の充実

- 総合的な相談窓口として設置した県の人権相談窓口では、人権相談員が人権に関するさまざまな悩みごとについて、必要な助言や情報の提供を行うとともに、相談制度の周知に努めます。また、県民からの相談に対し、本人の意思を尊重しつつ、適切な機関への紹介、取次ぎが行えるよう、関係機関相互の情報交換や意見交換に努めます。
- 人権相談のうち法的な問題を含む相談については、弁護士による法律相談、また、差別的な取扱いや言動については、人権調整委員が公平中立の立場から双方の間に入り、話し合いが円滑に進むようあっせんに努めます。
- さまざまな相談に迅速かつ適切に対応できるよう、国・市町、警察、NPO 等の民間団体などの関係機関と連携し、不当な差別などの人権侵害に苦しむ被害者の救済を図ります。特に、市町は県民にもっとも身近な相談窓口であることから、市町の相談事業に対しても情報提供、助言などの支援に努めます。
- 人権相談における相談事例の集約・分析を通して、人権を取り巻く現状や課題の把握に努め、人権教育・啓発に生かします。

2 隣保館における相談事業の支援

- 同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決や自立支援のための地域の拠点である隣保館が実施する相談事業を支援するとともに、相談援助技術の

向上など隣保館職員の資質向上に向けた研修の実施などに努めます。

3 部落差別事象の発生の防止に関する条例の周知徹底

- 県民や事業主に対し、研修会などさまざまな機会をとらえ、効果的な啓発手法を創意・工夫しながら、部落差別事象の発生の防止に関する条例の周知徹底を図るとともに、必要な指導・助言を行い、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止に努めます。

分野 13

防災・減災社会の構築

施策

- 37 南海トラフ地震・津波対策の推進
- 38 大規模な風水害に強いまちづくりの推進
- 39 危機管理体制の強化
- 40 安心につながる社会資本の整備

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
61	地震・津波対策海岸堤防等の整備率(第Ⅰ期計画:H27～H36年度)	—	66%	地震津波対策として整備を行う海岸堤防や河川堤防のうち、特に優先度の高い区間の整備状況を示す指標	南海トラフを震源とする地震の被害想定を踏まえ、平成26年度末に策定した「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、特に優先度の高い区間(第Ⅰ期の前半)の整備に係る整備率を設定。
62	老朽ため池整備箇所数(全面改修)[累計]	—	100箇所	防災・減災対策を推進するため、老朽化の進行により決壊のおそれのあるため池の整備状況を把握する指標	老朽化が進行したため池の決壊を未然に防止するため、年間20箇所の整備を目標に設定し、計画的かつ効率的にため池の防災・減災対策を実施する。
63	自主防災組織の活動カバー率	92.5%	100%	全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれる世帯数の割合を把握	県内全域において自主防災組織が活動できるよう、その活動カバー率100%をめざす。
64	防災情報メールの登録件数	13,332件	20,000件	携帯電話等に登録した県民に対して、気象情報・避難情報等を直接・迅速に提供する配信サービスの登録件数を把握	過去の実績を踏まえ、現在の登録件数(13,332件)から、概ね5割増をめざす。
65	県管理道における橋梁の補修箇所数[累計]	—	105橋	平成25年度末時点の橋梁点検結果に基づき、県管理道における橋梁長寿命化修繕計画による補修状況を示す指標	香川県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全型の維持管理による長寿命化を考慮するとともに、毎年度の橋梁点検結果を反映し、計画更新時点から50年間のライフサイクルコストが最も安価となる最適な修繕時期及び工法を橋梁ごとに設定し、最小ライフサイクルコストとなる計画に対して、橋梁の重要度、部材の損傷度を動案し決定。

施策 37 南海トラフ地震・津波対策の推進

現状と課題

- 南海トラフ地震は、東日本大震災の原因となった地震と同様な海溝型の巨大地震で、90～150年の周期で繰り返し発生しており、新たに見直した県の地震・津波被害想定では、最悪の場合、死者数が6,200人、避難所への避難者数が119,000人、全壊・焼失家屋約35,000棟という甚大な被害が想定されています。昭和21年の昭和南海地震からすでに約70年が経過し、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%程度と予測されていることから、防災・減災活動の拠点となる県有施設をはじめとするさまざまな施設についても耐震化などの安全性確保の備えを着実に推進するとともに、県民の防災意識の向上を図るなど、ハードとソフト両面での総合的な対策を計画的に進めていく必要があります。

取組みの方向

1 南海トラフ地震・津波に備えた施設設備の整備

- 海岸堤防や河川堤防等の地震・津波対策については、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画の第Ⅰ期計画に基づき着実に推進するほか、地震に対する安全性確保のため、緊急輸送道路の橋梁、大規模ため池、上下水道の施設設備、その他耐震化が必要な県有施設についても計画的・効率的な耐震化等を推進するとともに、県有建物の外壁等の危険度、緊急輸送道路の橋梁の健全度、ダムの耐震性能の確認など、定期的に調査を行います。
- 地震発生時の倒壊等を防ぎ、入院患者や入所者の安全を確保するため、医療機関や社会福祉施設等の耐震化を促進します。
- 災害警備部隊などが救出・救助活動を円滑に行うために必要な資機材の整備を行います。

2 南海トラフ地震・津波に備えたソフト対策の充実

- 自主防災組織の充実・強化のため、その中核を担うリーダーへの研修、防災士の養成、ハザードマップ作成、防災訓練などの取組みに対する支援を行います。また、県民の防災意識の向上を図るため「南海トラフ地震に関するDVD」などを活用した広報啓発を行うとともに、市町・民間企業の業務継続計画（BCP）の策定を促進し、四国の防災拠点として、国の現地災害対策本部等と連携した円滑な対応ができるように、地域継続計画（DCP）への取組みを進めます。
- 南海トラフ地震・津波を想定した防災訓練を、防災関係機関などと連携して実施し、連携を深めるとともに、警察、緊急消防援助隊、災害派遣医療チーム（DMAT）など各分野ごとでも訓練を実施し、広域的な連携や災害対処能力の向上を図ります。

- 避難所への避難者 119,000 人に対応した災害時用物資の備蓄を、県と市町で 1 日分確保するとともに、民間事業者との災害時応援協定の拡充を積極的に図り、流通備蓄の確保に努めます。また、市町・民間事業者等と連携した避難所への円滑な物資の搬送体制の確立に取り組みます。
- 南海トラフ地震に備え、民間住宅や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、市町と連携して耐震診断・耐震改修に対する支援を行うとともに、老朽化して倒壊のおそれのある空き家についても、市町と連携し除却に対する支援を行います。

施策 38 大規模な風水害に強いまちづくりの推進

現状と課題

- 本県では、平成 16 年に台風が何度も襲来し、大雨や高潮によって、死者 19 人、床上浸水 1 万棟など大きな被害が発生しました。このため、津波・高潮被害を未然に防止するため、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに基づき対策工事を実施し、I 期計画区間については、平成 26 年度に概ね完了したところです。残りの区間についても、着実に整備を推進する必要があります。
- 風水害や土砂災害などの自然災害を防止するため、河川改修等を実施するほか、県内に数多く存在する土砂災害危険箇所における砂防施設や山地災害危険地区における治山施設の整備や老朽ため池の整備について、引き続き推進する必要があります。また近年、「雨水出水」による浸水被害も多発していることから、雨水排除に係る下水道の整備を推進する必要があります。
- 市町の土砂災害警戒避難体制の充実、関係機関が連携した防災訓練、風水害の発生時に取るべき正しい行動などを知っていただくための広報啓発・防災教育、自主防災組織のリーダー等の人材育成などにより、災害対処能力の向上が必要です。

取組みの方向

1 風水害に備えた施設設備の整備

- 高潮対策も含めた地震・津波対策を推進するため、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、優先箇所から重点的・集中的に海岸堤防や河川堤防等の補強などの対策を進めます。
- 過去の浸水実績や河川の重要度を考慮し、洪水などを防止するための河川改修を計画的に実施するとともに、人家や病院・老人ホーム・幼稚園などの施設がある土砂災害危険箇所等を優先的に、砂防施設・治山施設の整備を推進するほか、治水機能と利水機能をあわせ持つ多目的ダムの建設や老朽ため池の整備を進めます。
- 雨水排除に係る下水道の整備が着実に進むよう、管理者である市町へ助言・指導を行います。

2 風水害に備えたソフト対策の充実

- 土砂災害警戒区域等の指定箇所において市町が行うハザードマップの作成などの警戒避難体制の整備を支援するとともに、防災訓練を通じた災害対処能力の向上に努めます。
- 県民の防災意識の向上を図り、居住地域における土砂災害などの危険性を認識し、災害時に正しい行動をとることが出来るように、防災センターの利用促進を図るなど、広報啓発や防災教育を一層進めるとともに、消防団員の確保、自主防災組織のリーダーなどの人材育成に努めます。

施策 39 危機管理体制の強化

現状と課題

- 本県では、平成 18 年に、自助・共助・公助の連携を基本理念とする防災対策基本条例を制定し、災害に強い県づくりに取り組んでいますが、自主防災組織の結成には一定の進捗が見られるものの、その活動の状況は、まだ十分とは言えません。また、消防職員とともに実際の消火・救助活動などを担う消防団員の確保が難しくなっています。
- 防災訓練の実施や災害時に備えた医療提供体制の整備、関係機関との連携を一層進める必要があるなど、危機管理体制の充実・強化を図ることが求められています。
- 東日本大震災では、広域的な応援体制の重要性を認識させられたことから、県内各市町の相互応援体制の整備を促進するほか、中国・四国ブロック内における連携強化やブロックを越えた全国的な支援体制を充実・強化することも求められています。
- 総合防災情報システム・防災行政無線は耐災害性に配慮した更新整備を行ったところですが、今後の情報通信技術の進歩に応じた見直しが必要であり、また、各分野での情報収集・伝達体制の充実・強化も必要となっています。

取組みの方向

1 地域防災計画等の見直し

- 香川県国土強靱化地域計画の基本目標を前提に、香川県地域防災計画や香川県石油コンビナート等防災計画、香川県南海トラフ地震・津波対策行動計画などを、訓練や実際の災害等で把握された問題点、国等が公表する情報・最新の知見、民間事業者との協定、各種施策の進捗等を踏まえて、P D C A サイクルを通じて見直しを行います。

2 防災関係機関等との連携の強化

- 香川大学危機管理研究センター等の地元大学と共同研究を行うなど、大学等の教育研究機関との連携を強化するとともに、その成果を市町と共有し、地域における防災・減災の諸課題に対応するため、市町防災・減災対策連絡協議会等を通じて県と市町、市町間の連携を強化します。
- 地域における防災体制を強化するため、市町や関係団体と連携し、災害時に機能する自主防災組織の育成強化を推進するとともに、研修や講習会を通じて、防災活動の中心となる地域防災のリーダーの養成に努めます。また、市町とともに、民間事業者などの協力を得て、消防団員の確保に努めます。
- 県と民間事業者などとの間で災害時応援協定の締結を進め、官民が協力して、生活物資の確保や倒壊家屋の撤去などの対策を行います。
- 医師会や消防など関係機関との連携を強化するとともに、災害派遣医療チー

ム（DMAT）の育成等、災害拠点病院等における災害時の医療提供体制の整備を推進することにより、医療救護体制の向上を図ります。

- 災害発生時の県内各市町の相互応援体制の充実・強化を支援するとともに、中国・四国ブロック内の連携強化に努め、広域災害が発生した際の全国的な支援・受援体制の強化を働きかけていきます。
- 総合防災訓練などを、国の各機関、自衛隊、各消防本部（局）、市町、ライフライン事業者などの防災関係機関などと実施し、連携を深めます。

3 情報伝達体制の充実・強化

- 防災情報を迅速かつ的確に収集・伝達するため、総合防災情報システムや防災行政無線の確実な運用を行うとともに、市町をはじめ防災関係機関・団体等とも連携し、これらのシステムを用いた防災訓練を実施するなど、情報伝達体制の充実・強化を図ります。
- 県民の早期の避難などを図るため、登録された携帯電話・パソコン等へ防災情報などを配信する「防災情報メール」の周知に努め、県民の登録を促進します。
- 広域災害・救急・周産期医療情報システムの確実な運用を行うとともに、社会福祉施設等被害状況確認システムの普及に努めます。
- 災害時に、各種防災情報を収集する水防情報システム、地すべり自動監視システム、砂防情報システム、高潮潮位予測などの各種システムの確実な運用を行います。
- 総合防災情報システムや防災行政無線などの各種システムについて、情報通信技術の進歩などを踏まえ、必要に応じてシステム改修や機器の整備・更新を行います。

施策 40 安心につながる社会資本の整備

現状と課題

- 南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度と高まっており、被害想定を踏まえた社会資本の地震・津波対策を計画的に進めていく必要があります。
- 平成 16 年の台風災害では、高潮や河川の氾濫による浸水被害、土砂災害など記録的な被害が発生し、また、平成 23 年にも同様な被害が発生していることから、風水害や土砂災害対策を計画的に進めていく必要があります。
- 高度成長期に大量の社会資本が建設され、近い将来、老朽化した施設の割合が増え、維持補修費や更新費が飛躍的に増大することから、早急に社会資本の全体状況を把握し、戦略的な維持管理や更新などを推進していく必要があります。

取組みの方向

1 災害に備える社会資本の整備

- 香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、優先箇所から重点的・集中的に河川・海岸堤防等の地震・津波対策を行うとともに、地震に対する安全確保や復旧活動等に必要な緊急輸送道路の橋梁、河川管理施設、港湾施設、上下水道施設など社会資本の耐震化を着実に進めます。
- 過去の浸水実績や河川の重要度を考慮し、洪水等を防止するための河川改修、ダム建設等を計画的に行うとともに、人家や病院・老人ホーム・幼稚園等の施設がある土砂災害危険箇所等を優先的に砂防施設等の整備を進めます。

2 社会資本の長寿命化対策の推進

- 道路、河川、港湾、上下水道、公園等の社会資本を「資産」としてとらえ、その状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、ライフサイクルコストの最適化を図る「アセットマネジメント」の考え方を導入して、社会資本の計画的な維持管理を推進します。
- 具体的には、社会資本の長寿命化を図るために、定期的な点検を行い、状況を把握したうえで劣化の進行を予測し、ライフサイクルコストを算定して、将来の投資効果が最も有利となるよう計画的な維持管理により、更新や修繕にかかる全体的な費用の低減と平準化を図ります。

分野 14

安全・安心な暮らしの形成

施策

- 41 安全な交通社会の実現
- 42 犯罪に強い社会の実現
- 43 暮らしにおける安全確保
- 44 セーフティネットの充実
- 45 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
66	交通事故死者数	52人 (H26年)	39人 (H32年)	県民の安全を守るために行う、交通事故死亡事故抑止対策の成果を計る指標	H26年の実績値(52人)を基に、全国の交通事故死者数の過去5年間の平均減少率(▲3.7%)を上回る▲5%の減少率を年毎に乗じて算出。
67	交通事故死傷者数	11,096人 (H26年)	8,200人 (H32年)	県民の安全を守るために行う、交通事故死亡事故抑止対策の成果を計る指標	H26年の実績値(11,096人)を基に、全国の交通事故死傷者数の過去5年間の平均減少率(▲4.8%)を上回る▲5%の減少率を年毎に乗じて算出。
68	刑法犯認知件数	8,802件 (H26年)	7,300件 以下 (H32年)	犯罪の発生状況を把握し、犯罪の起きにくい社会づくりの状況を示す指標	過去の実績を踏まえ、H26年実績値(8,802件)から毎年3%減少させることをめざす。
69	刑法犯検挙率	全国21位 (H26年)	全国10位 以内 (H32年)	犯罪の徹底検挙に向けた取り組みの成果を示す指標	過去の実績を踏まえ、H26年の21位から全国上位の10位以内をめざす。
70	HACCP導入型基準選択施設数[累計]	—	20施設	食の安全性向上に向けたHACCP導入型基準(食品等事業者が実施すべき管理運営基準)の選択状況を示す指標	年間4施設(各保健所1施設)の導入をめざす。
71	就労支援を行った生活保護受給者の就職率	25.4% (H25年度)	40%	生活援護の充実に向けて行った自立支援の成果を示す指標	就労支援プログラムによる就労支援の対象者を増加させること等により、H25年度実績から約15ポイントの増をめざす。
72	犬、猫の譲渡率	10.6%	24.4%	犬や猫の譲渡推進の拠点施設となる動物愛護センターの整備など、保健所等に収容した犬、猫の譲渡の推進に向けた取り組みの成果を示す指標	平成26年度の譲渡率をもとに、毎年2.3%(全国の過去3年間の平均増加率)増加させることをめざす。

施策 41 安全な交通社会の実現

現状と課題

- 本県の交通事故発生件数は、平成 17 年の 13,449 件をピークに減少傾向にあり、また、交通事故死者数については、平成 25 年から 2 年連続で 50 人台となりましたが、依然として人口 10 万人当たりの交通事故発生件数や死者数は、全国平均を大きく上回るなど、厳しい状況が続いています。
- 交通死亡事故を抑止するためには、高齢者の被害、交差点、夜間の発生が顕著であるという本県の特徴を踏まえ、総合的な交通事故分析に基づき、悪質・危険な交通違反の取締りを強化するほか、高齢者をはじめ各年齢層に対する体系的な交通安全教育や交通事故の起きにくい交通環境の整備等、緻密な交通安全対策を進める必要があります。
- 特に高齢者については、運転免許保有者数に占める高齢者の割合が今後も増加することが予想され、これまでの歩行者・自転車対策に加えて、運転者対策も強化するなど、高齢化社会に対応した交通安全対策がますます重要になっています。
- 人口 10 万人当たりの自転車事故発生件数が全国上位にある本県では、自転車事故防止対策の強化も必要です。

取組みの方向

1 体系的な交通安全教育・効果的な広報啓発の推進

- 悲惨な交通事故から県民の尊い命を守るため、交通事故分析の高度化を図り、幼児から高齢者までの各年齢層と、歩行者、自転車利用者、自動車運転者などの各通行形態に応じた体系的な参加・体験型の交通安全教育を関係機関・団体等と連携して推進します。
- 自動車運転者の資質向上を図るため、交通事故防止に必要な安全知識・技能を身につけるための講習設備や機材の充実を図り、効果的な運転者教育の推進に努めます。特に、高齢運転者に対しては、認知症等の疑いがある運転者について適切に対応するほか、運転免許証の自主返納制度や運転適性相談の実施についてより一層の周知に努めます。
- 交通マナーの向上を図るため、県民総ぐるみで取り組む参加・実践型の交通安全活動を促進し、一人ひとりの交通安全意識の醸成を図ります。
- 自転車の安全利用を図るため、企業や学校と連携し、各種シミュレーターを活用した交通安全教室等の開催を通じて、正しい交通ルールの順守やマナーの向上に努めます。
- インターネットを活用した交通事故分析情報や交通安全情報等を提供するとともに、交通死亡事故抑止に向けて県民総ぐるみで取り組むことができるよう、事故の痛ましさや反射材着用など交通事故から身を守る行動の大切さを伝える効果的な広報啓発活動を展開します。

2 交通環境の整備

- 交通事故の発生箇所や潜在危険箇所などにおいて、関係機関が緊密な連携を図りながら、信号灯器のLED化のほか、交差点事故の抑止に効果が認められる道路標識・標示の高輝度・カラー化、交差点の改良や交差点のカラー舗装化、自転車歩行者道の整備、電線類の地中化など、交通事故の起きにくい交通環境の整備を一層推進するとともに、自転車誘導レーンのモデル的整備を行います。
- 生活道路における「ゾーン 30」の導入を進めるとともに、歩行空間の確保や自転車通行環境の整備などにより、安全で快適な交通環境の整備を図ります。さらに歩道と車道の段差を低くするなどのバリアフリー化を行うことにより、高齢者や障害者などにも配慮します。
- 信号機の高度化、駐車対策などを実施することにより、交通流の整除化・円滑化を図り、交通事故防止ならびに自動車などからの温室効果ガス排出の抑止を推進します。
- 光ビーコンの整備拡充や交通管制センターの高度化などにより、新交通管理システム（UTMS）の機能を向上させ、充実した道路交通情報の提供や安全で快適な交通環境の実現を図ります。

3 効果的な交通指導取締りの推進

- 交通指導取締機材の整備充実を図り、各地域の交通実態や交通事故発生状況等を十分に分析したうえで、飲酒運転等の悪質・危険違反や信号無視等の交通事故に直結する交差点関連違反取締り等、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進します。
- 自転車利用者による交通違反に対しても、指導警告や検挙措置を講じるなど、厳正に対処します。

現状と課題

- 刑法犯の認知件数は、平成 15 年をピークに 10 年連続で減少していたものの、平成 26 年は増加に転じ、中でも県民の治安に直結する身近な犯罪であるサイバー犯罪や特殊詐欺、ストーカー・DV 事案が増加するほか、殺人や強盗事件などの凶悪犯罪の発生など、県内の犯罪情勢は厳しさを増しています。
- 人身安全関連事案への取組みを強化するとともに、総合的な犯罪抑止対策を推進して地域の犯罪抑止力を高めるほか、特殊詐欺対策、サイバー犯罪対策や非行少年を生まない社会づくりを推進する必要があります。
- 事件認知後の迅速・的確な初動捜査体制を確立するとともに、各種捜査支援システムの有効活用等により客観証拠を確実に収集して、被疑者の早期検挙を図る必要があります。
- 治安に対する新たな脅威や社会情勢の変化に的確に対応するため、地域の安全拠点となる警察署や交番・駐在所の整備、警察活動を支える各種情報システムの高度化、装備資機材等の充実を図る必要があります。

取組みの方向

1 社会の犯罪抑止力の強化

- 県民に身近な犯罪を抑止するため、自主防犯活動の促進や街頭防犯カメラ設置など犯罪の抑止に配慮した環境の整備等、官民一体となって地域の犯罪情勢に即した総合的な犯罪抑止対策を推進します。
- 社会の不安要因となっているストーカー・DV 事案、児童虐待等から子どもや女性を守るため、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な組織的対応を徹底します。
- 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害を防止するため、徹底した検挙を行うとともに、高齢者に重点を置いた広報啓発活動や金融機関等と連携した被害予防対策を推進します。
- 少年の規範意識の向上に向けて、効果的な非行防止教室の開催や、中学生が主体的に取り組む非行防止活動への支援などの取組みを推進します。
- 犯行形態が高度化、複雑化するサイバー犯罪に対して、産学官が連携した被害防止活動や捜査員の対応能力の向上、悪質事犯の取締りなど、抑止と捜査の両面からの取組みを推進します。
- 県民の日常生活を脅かす生活事犯である悪質商法やヤミ金融事犯、廃棄物の不法投棄事犯等に対して、取締りの強化に努めるとともに、被害の未然防止・拡大防止に向けた取組みを推進します。
- 犯罪被害者の平穏な生活を確保するため、関係機関や民間被害者支援団体等とのネットワークをより一層強化し、犯罪被害者の心情を理解した支援活動や社会全体で犯罪被害者を支えるための広報啓発活動等に努めます。

2 犯罪の徹底検挙

- 複雑巧妙化する犯罪、社会を脅かす殺人・強盗等の重要犯罪に対しては、事件認知後の迅速・的確な初動捜査体制を確立するとともに、各種捜査支援・分析システムの高度化と有効活用、DNA型鑑定をはじめとする科学捜査力の充実・強化等により、客観証拠を確実に収集して、被疑者の早期検挙・事件解決を図ります。
- サイバー空間の脅威、暴力団犯罪や特殊詐欺などの組織犯罪、ストーカーやDVなどの人身安全関連事案に対しては、社会の変化に応じた捜査の高度化を一層推進し、徹底した検挙を行うとともに、関係機関・団体、個々の事業者等と協働した迅速かつ的確な事態対処を図り、社会全体で地域の危険と不安から県民を守ります。

3 治安基盤の充実・強化

- 地域の安全拠点となる警察署や交番・駐在所を計画的に整備するとともに、耐災害性の強化や通信基盤の堅牢化など施設の機能強化を推進します。
- 「県民のため」の活動に第一線警察がまい進できるよう、警察活動を支える各種警察情報システムの高度化や装備資機材等の充実を図ります。
- 治安に対する新たな脅威等に的確に対処し、県民の安全・安心を確保するため、優秀な人材確保や人材育成に努めるなど、人的基盤の充実・強化を推進します。

現状と課題

- 県内で毎年発生している食中毒等食品に起因する危害は依然続発していることから、食品等事業者の自主的な衛生管理体制の構築に向けた知識や技術の修得、品質管理体制の整備、従業員の資質の維持向上などを促進することが重要です。
- 食品への異物混入や輸入農産物の残留農薬問題など、全国的に食品に対する信頼を揺るがす事件が頻発したことで、食の安全・安心への県民の関心がこれまで以上に高まっており、食品における表示の適正化や、農薬の適正使用の徹底をはじめ、生産から消費に至る各段階での安全性とトレーサビリティの確保が求められています。
- 消費生活相談の件数は、平成 25 年度以降増加傾向にあり、消費者トラブルの内容も複雑・多様化しています。また、県民の生活を脅かす利殖勧誘事犯や高齢者を狙った悪質商法事犯が発生し、県民に大きな不安を与えており、被害の未然防止や早期対応が求められるとともに、消費者の自立を支援するための教育や啓発を行うことも必要です。
- 薬物乱用問題は、薬物の多様化や、中高生の薬物乱用など低年齢化が懸念されています。特に危険ドラッグを使用したことによる事件・事故は重大な結果をもたらすことから、厳格な規制・取り締まりが必要です。
- また、治療以外の目的で所持や使用が禁じられている「医療用麻薬」や、危険性が高く、誤った使用により大きな事故を引き起こす可能性のある「毒物劇物」の適正管理が求められています。

取組みの方向

1 食品等の安全確保

- 食品等事業者の自主的な衛生管理体制の構築を促進するため、食品等事業者に対して、計画的な監視指導を行うとともに、自主衛生管理意識の啓発や情報提供等を行います。さらに安全で衛生的な食品を製造するための管理方法である「HACCP」について普及啓発に努めるとともに、導入が図られるよう助言等を行います。
- 食品の安全確保を推進するため、生産から消費までの各段階における監視指導を実施するとともに、残留農薬等の検査技術の向上や検査機器の整備に努め、県内に流通する国内農産物、輸入農産物などの残留農薬等の検査を実施します。
- 「県病虫害雑草防除指針」の作成や生産部会ごとの防除暦の監修により、生産現場での農薬の安全使用の指導を徹底するほか、農産物の栽培履歴記帳（トレーサビリティシステム）や農業生産工程管理（GAP）などの推進により、農産物の安全性の確保に努めます。

2 消費生活における安全確保

- 消費者の安全を確保するため、国、県、市町、警察等の関係機関が連携・協力し、消費者への啓発の徹底や相談業務の充実を図ります。また、事案の早期把握に努め、金融機関等の関係機関へ情報提供を行うとともに、法に基づく指導、行政処分や、あらゆる手法を駆使した早期の検挙により、被害の拡大防止を図ります。
- 消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動できるよう、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場において、消費者教育を推進するとともに、地域等で消費者教育の担い手となる人材の育成を図ります。

3 薬物乱用の防止の推進

- 薬物乱用を根絶する社会環境を作るため、各種広報活動、香川県麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推進員等を通じた啓発活動、薬物乱用防止教室やキャンペーン等を実施するとともに、薬物の再乱用を防止するため、保健所、精神保健福祉センターなどによる相談事業や薬害教育に取り組みます。
- 危険ドラッグの使用による事件・事故を防止するため、危険ドラッグ連絡会の開催など、警察や四国厚生支局麻薬取締部との連携を強化し、厳正に規制、取り締りを行います。
- 医療用麻薬等が適正に管理されるよう、医療機関等に対する監視・指導を行います。また、毒物劇物が適切に取り扱われるよう、毒物劇物営業者に対して計画的な監視指導を実施するとともに、広く毒物劇物取扱者に対しても、適正な保管管理等の徹底を指導します。

施策 44 セーフティネットの充実

現状と課題

- 県内の生活保護世帯数は、近年大幅に増加し、構成割合で高齢者世帯、傷病・障害者世帯、母子世帯が全体の約 8 割を占めています。今後、高齢者の増加や厳しい経済情勢などから、生活保護世帯が増加するものと考えられます。さらに、生活保護世帯の増加に加え、全国的に、非正規雇用の労働者や年収 200 万円以下の給与所得者など、生活に困窮するリスクの高い層が増加している状況にあります。このため、生活保護を受給する前の生活に困窮している人に対し自立支援を行うとともに、生活保護が必要な人には必要な保護を行い、世帯の自立が図られるよう支援していく必要があります。
- 自然災害による被害を受けた場合、被災者の生活再建のためには、各種支援制度の活用を図りながら、住民同士が助け合い、暮らしの場である地域を復旧・復興するという視点で取り組むことが大切です。
- 県営住宅の入居者数は、漸減傾向にあるものの約 1 万人の方が入居しており、住宅セーフティネットの中核としての役割を担っています。今後も引き続き、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅の確保に取り組む必要があります。

取組みの方向

1 生活援護の充実

- 生活に困窮している人に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業や住居確保給付金の交付などを実施し、自立のために必要な助言や支援を行うとともに、生活保護が必要な人に対しては、生活保護法に基づき必要な保護を行い、最低限度の保障と自立に向けた支援を行います。

2 被災者支援対策の推進

- 自然災害による被害を受けた被災者自らが生活再建への意欲を持てるよう、被災者生活再建支援金の支給や災害援護資金の貸付など、各種支援制度を適切に運用するとともに、被災地の実情に応じた支援対策を市町とともに推進します。

3 住宅対策の推進

- 住宅に困窮する低額所得者に対して、セーフティネットの中核としての機能が図られるよう県営住宅の改修や修繕を行うとともに、特に高齢者、障害者、子育て世帯などには優先的に入居できるよう配慮します。さらに、民間賃貸住宅を活用したセーフティネットの拡充を支援します。

現状と課題

- 本県の犬、猫の殺処分数は、減少傾向にありますが、全国に比較すると、特に犬では収容頭数が多く、殺処分数も多いため、結果として近年、殺処分率としてはワースト1位が続いています。
- 犬、猫の殺処分数を減少させるためには、飼い主に対して動物の適正飼養の徹底、広く県民の方々に対して無責任なエサやりや遺棄虐待の防止などを普及啓発するとともに、収容した犬・猫については、返還や譲渡を推進することが重要です。
- また、すべての県民が、動物とともに安全で安心して暮らせるような人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、動物愛護施策を効率的、効果的に実施できる拠点施設を整備する必要があります。

取組みの方向

1 動物愛護施策の推進

- 動物の飼い主に、終生飼養や不妊去勢措置、所有者明示等の飼い主責任や、動物の生態や習性を理解したうえでの適正な取扱いについて、広く普及啓発を推進します。また、子どもたちが動物愛護に関して学べるよう、教育機関等と連携して事業に取り組みます。
- 動物の遺棄・虐待の防止や無責任なエサやりの防止、野良犬や野良猫対策を推進することで、犬、猫の引取り数の削減に努めます。
- 保健所に収容した犬、猫については、元の飼い主への返還や、新たな飼い主への譲渡を、民間のボランティアや関係団体等と連携して推進することで、殺処分数の減少に努めます。

2 動物愛護センターの整備

- 人も動物も幸せで一緒に住める街づくりができるよう、動物愛護の普及啓発や犬、猫の譲渡が推進できるような拠点施設を、中核市である高松市と共同で整備して、ハード・ソフト両面から施策を展開することにより、人と動物との共生社会の実現を目指します。

分野 15

安心して暮らせる水循環社会の確立

施策

46 安定した水資源の確保と供給

47 水循環の促進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
73	県内水道施設(基幹的な水道管)の耐震化率	14.2% (H25年度)	21.6%	重要なライフラインである水道施設(基幹的な水道管)の耐震化の状況を示す指標	過去5年間(H21～25年度)の市町水道施設の耐震化状況を踏まえた耐震化率の推計値19.5%を上回る21.6%(H25年度全国平均)の耐震化をめざす。
74	水道の一人一日当たり生活用平均給水量	231ℓ/人・日 (H25年度)	226ℓ/人・日 以下	節水などによる生活用の水道水使用量の抑制状況を示す指標	節水意識の普及・啓発により、過去15年の最低給水量(227ℓ)を下回る226ℓ(5年間で5ℓの削減)をめざす。

施策 46 安定した水資源の確保と供給

現状と課題

- これまで、多目的ダムを整備や県営水道第二次拡張事業の実施、宝山湖の整備などさまざまな水源確保策を進めるとともに、市町による予備水源の確保を支援してきましたが、近年、地球温暖化による気候変動に伴い、渇水が頻発化・長期化しています。
このため、より一層の水資源確保対策を検討、実施することが求められており、新たな水資源開発などを引き続き進めるとともに、身近な水源である地下水の適正かつ有効な利用や既設のダム・ため池などの既存水源の保全を図るほか、本県の水資源の3割を占めるなど重要なライフラインである香川用水について、将来にわたり、維持、保全を図る必要があります。
- 水道水は、安全であることが最も基本的な条件であり、より高い安全性や良好な水質が求められることから、水道事業者は、料金収入の減少や施設の更新、技術の継承、渇水などに対応し、将来にわたり、県民に安全で安心できる水を安定的に供給するために、経営・技術両面にわたる運営基盤を引き続き強化する必要があります。
- 渇水や地震等の災害時にも、県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめることができるよう、水道施設の耐震化をさらに推進し、水道用水の供給を確保する必要があります。

取組みの方向

1 水資源施設の整備・効率的な活用

- 渇水の頻発化や長期化に備え、新規水源の確保や既存水源の有効活用を推進し、県内水源や香川用水の水源である早明浦ダムの利水の安定性の向上に取り組みます。
- 洪水を防御する治水機能と河川維持用水や都市用水などを安定供給する利水機能をあわせ持つ多目的ダムの建設を計画的に進めるとともに、掘削などによるダムの貯水機能の確保に努めます。
- 老朽ため池の計画的な整備や、農業水利施設の適時的確な機能診断に基づく長寿命化対策を推進するとともに、香川用水非受益地域においては、ため池の浚渫、嵩上げなどを促進し、農業用水の確保に努めます。
- 地下水の有効利用を図るため、既存施設の維持・保全や、塩水化などの地下水障害の発生を抑制した適正な利用を促進します。

2 安全な水の安定的供給

- 水道事業者の運営基盤を強化し、将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、水道事業の広域化を推進します。

- 水道事業の広域化を推進することで、人材や施設、資金等、経営資源の確保と効率的な配分に努めるとともに、民間の経営手法や技術力を活用することにより、事業経営の効率化とサービス水準の向上を図ります。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道の水源から蛇口までのきめ細かな水質管理や適切な施設管理に努めるよう、水道事業者に対し、指導・助言等を行います。
- 地震に強い水道を構築するため、管路など水道施設の計画的かつ効率的な耐震化を進めるとともに、水道事業者に対し、水道施設の耐震診断やアセットマネジメント（資産管理）を実施し、老朽度や重要度、緊急度を踏まえた分析・評価を行ったうえで、水道施設の更新・耐震化計画を策定するよう、指導・助言を行います。

3 渇水・緊急時の水確保

- 渇水時や地震、事故などの緊急時に、予備水源の活用と広域的な水融通が円滑に実施できるよう、水道事業の広域化を推進します。
- 地震等の発生時に、迅速かつ的確な情報収集と提供に努めるとともに、「地域防災計画」等に基づき、速やかな応急対策や支援策を実施できる危機管理体制の整備を図ります。

施策 47 水循環の促進

現状と課題

- 本県の一人一日当たりの水道の生活用平均給水量は、平成 10 年度をピークに逡減傾向から近年はほぼ横ばいの状況にあり、県民に対して、より一層の節水意識の啓発が必要です。
- 水資源に恵まれない本県にとって、雨水や下水処理水などの雑用水の利活用は、有効な水の循環利用方策の一つであるため、下水処理水の再利用を進めるとともに、大型建築物への雑用水利用施設の導入を促進していますが、水の循環利用への意識の問題や設置コスト面の課題などから十分に普及している状況にはありません。
- 森林の有する水源涵養機能など多様な公益的機能を維持向上させるため、水源林の効果的かつ重点的な整備などに取り組むことが必要です。
- 県民の水に対する理解を増進するため、情報提供の充実や、学習機会の提供に努める必要があります。
- 河川やダム、ため池などの水質汚濁などにより、良好な水環境が失われていくおそれがあることから、その実態把握に努めるとともに、優れた水環境を再生・創出し、より質の高いものとして将来に引き継ぐことが求められています。
- 水道事業者は、浄水や送水等に伴い多量のエネルギーを消費することから、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

取組みの方向

1 水を大切にす社会への転換

- 水を大切にす社会への転換を図るため、県と市町で構成する、節水型街づくり推進協議会を中心として、節水学習を含めた節水啓発活動を実施するとともに、大型建築物に対する雑用水利用施設の設置や一般家庭への節水型機器の普及促進など、県民・事業者・行政それぞれの責務を示した、水の有効利用および節水の促進に関する条例を制定します。
- 健全な水循環の構築と良好な水環境の形成を図るため、新たに制定された水循環基本法などに基つき、本県の特性にちじた水循環に関する施策に取り組むよう努めます。
- 若い世代を中心に、本県の水の歴史と文化など、水環境に関する理解の増進を図るとともに、香川用水水源地域との交流連携の促進に努めます。
- 県のホームページ「かがわの水サイト」を充実するなど、水に関する情報を分かりやすく提供するとともに、県民への周知に努めます。

2 水をめぐる環境の保全

- 県内や香川用水の水源地域において、間伐等の森林整備を進め、水源林の保全を図ることにより、水源涵養機能など公益的機能をより一層高めます。
- 良好な水環境の保全を図るため、水源地域や地下水の水質を監視するとともに、生活排水処理施設や工場・事業場の排水の水質保全対策を進めます。
- 水道事業においては、省エネルギー対策に加え、太陽光などの自然エネルギーの有効活用を進めます。

分野 16

活力ある地域づくり

施策

- 48 都市・集落機能の向上
- 49 豊かな地域資源を活かした農山漁村と集落の再生・活性化
- 50 地域を支える活動の促進
- 51 国際化の推進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
75	主な公共交通機関利用者数	34,629千人	34,705千人	ことでん、JR四国及び乗合バスの利用者数の合計。公共交通機関の利便性及び結節性の向上を図る施策の成果を示す指標	人口が減少している中、利便性及び結節性の向上を図ることにより、現状(ことでん12,924千人、JR四国15,860千人、乗合バス5,845千人(H25年度))からの利用者増をめざす。
76	グリーン・ツーリズム交流施設の体験・宿泊者数	137,700人	179,000人	農業体験施設などの利用者数(体験者数と宿泊者)。交流による農村の活性化の状況を示す指標	農業体験施設などの利用者数(体験者数と宿泊者)を、過去5年間の伸び率を踏まえ、毎年5%拡大させることをめざす。
77	県内で活動する地域おこし協力隊員数	8人	27人	香川県内(県と市町の合計)で活動する地域おこし協力隊員の人数	国の成果目標(2020年に4,000人をめどに拡充(H26年度:1,629人))を踏まえ、現状の3倍以上をめざす。
37*	外国人延宿泊者数	124千人 (H26年)	243千人 (H32年)	インバウンドの状況を示す外国人延宿泊者数を把握	政府目標である「訪日外国人数2013年1036万人⇒2030年(H42)3000万人」の伸び率を上回る宿泊者数の増加をめざす。
78	通訳等ボランティア登録件数	295件	350件	国際交流等の関心度を計る通訳等ボランティアの登録件数を把握	過去5年間(H22～26年度)の伸び率(17%)を上回る18%以上の増加をめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

現状と課題

- 人口減少・少子高齢化による地域社会の衰退等が見込まれる中、地域の元気を創り、活力ある地域を維持形成するため、四国4県等が一体となって県境を越えた広域的な課題等に取り組むとともに、市町が連携し、将来においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する必要があります。
- 本県も都市構造や交通流動の変化に的確に対応するため、「持続可能なまちづくり」が必要ですが、市街地への商業・業務、居住など、都市機能の集約は十分とは言えず、こうした状況は、社会資本整備費の増大、高齢者等の利便性の低下など、さまざまな問題を引き起こすと考えられます。また、地域公共交通についても、将来に向けて、結節性と利便性に優れたネットワークを構築する必要があります。
- 都心部においては、まちづくりの中核となる中心市街地の活性化を図るとともに、これまで四国の中枢都市として発展してきた高松都市圏においては、サンポート高松をはじめ、都市機能の強化を図る必要があります。
- 中心市街地の商店街は、小売業全体の競争激化に加え、店主の高齢化、後継者不足などの要因により空き店舗が増加傾向にあることから、商業・コミュニティ機能の強化などによるまちのにぎわい回復が課題となっています。
- 住民生活に必要な県有施設等の老朽化が進んでおり、今後更新や修繕を必要とする建物が増加すると予想されます。

取組みの方向

1 広域連携の推進

- 四国4県において、県境を越えた広域的な課題に対応するとともに、四国の総合力の向上や効率的な住民サービスの提供等に資する広域連携の取組みを進めるなど、県外との広域連携を推進します。
- 連携中枢都市圏の形成に向け、近隣市町にも便益が及ぶことに留意しつつ、情報提供や助言など側面から支援します。
- 定住の促進と地域の活性化を図る広域連携の枠組みとして有効な「定住自立圏構想」を関係市町が適切に判断できるよう、情報提供や助言に努めます。

2 集約型都市構造の推進

- 市町の庁舎や交通の結節点を中心とした区域を集約拠点とし、その拠点間を交通ネットワークで結ぶ集約型都市構造の実現に向け、市町と連携して取り組みます。

- 都市全体を見渡しながらか今後の都市像を描き、公共施設のみでなく、住宅及び医療・福祉・商業などの民間の施設も対象として、その誘導を図るための立地適正化計画を積極的に市町が作成できるよう、適切な指導・助言を行います。
- 中山間地域等において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺集落とネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成をめざします。

3 地域交通ネットワークの形成

- 人口減少・少子高齢化への対応や集約型都市構造の実現などの観点から、地域公共交通の重要性はますます高まっており、県全体で利便性と結節性に優れた地域公共交通ネットワークの構築に努めます。
- 市街地周辺での交通混雑の解消や中山間地域における安心して暮らせる環境の確保、公共交通機関や医療機関などへのアクセス向上などのため、道路の整備を進めます。

4 中心市街地の活性化

- 県都高松市の顔でもあるサンポート高松において、高松地方合同庁舎第2期工事の促進や、暫定活用している北側街区の利活用を図るなど、中枢拠点機能の強化に取り組みます。
- 活気ある商店街の再生に向けた持続可能な取組みを促進するため、まちづくりや中小小売商業の振興などの観点から、中心市街地の活性化や魅力ある商店街づくりに取り組む市町、商店街団体などを支援します。
- 中心市街地が瀬戸内海に面している特性を増進させ、親水性を高めるため、高松港玉藻地区においてキャッスルプロムナードの整備を推進します。

5 既存ストックのマネジメント強化

- 計画的な保全を実施し、県有建物を長寿命化することにより、更新や修繕にかかる全体的な費用の縮減を図ります。
- 県有施設の更新等を実施する際には、他の県有施設の利用や合築、民間賃貸について検討するだけでなく、国や県内市町と連携し、双方が管理する施設の空きスペースの活用や合築等についても検討するなど、県有施設の整備の効率化や保有総量の適正化を図ります。

施策 49 豊かな地域資源を活かした農山漁村と集落の再生・活性化

現状と課題

- 農山漁村は、農林水産業の営みを通じて、洪水の防止や水源の涵養、美しい自然環境などの多面的機能を有しています。しかし、過疎化や高齢化の進行による、農林水産業従事者の減少により、相互扶助などの集落機能が低下し、多面的機能の維持が困難となってきています。
- このため、農業者や地域住民の協働による農地や農業用施設の保全活動や集落営農の推進などを通し、多面的機能の維持・発揮や集落機能の維持、地域コミュニティの強化を図るとともに、これらの活動を担う地域リーダーや組織の育成、また、女性、高齢者の活躍の機会を拡大する必要があります。
- また、農山漁村の活性化を図るため、農業・農村に眠る地域資源を発掘するとともに、教育や保健休養など多様な機能にも着目し、特色ある農林水産業の推進や都市住民との交流、移住、定住人口の増加に向けての取組みを促進する必要があります。

取組みの方向

1 多面的機能の維持・発揮

- 農村地域において、農業者や自治会などの多様な主体による水路や農道、ため池などの保全管理や植栽などによる景観形成に対する協働活動の取組みを促進・強化し、多面的機能の維持・発揮に努めます。
- 環境への負荷や影響、農村景観、生物多様性等に配慮した農地や農業用施設の整備を推進し、自然環境や美しい景観に配慮したむらづくりをめざします。
- 瀬戸内海の豊かな水産資源を活かして、水産業を元気にすることにより、食や年中行事などの漁村文化の継承、海ごみ回収や藻場保全などの環境保全活動を促進し、(漁村・漁業者による)多面的機能が効果的に発揮されるように努めます。
- 里山を保全・整備するため、地域住民、森林ボランティア団体、企業等による植林や竹林伐採等の森づくり活動を支援します。

2 特徴ある地域資源を活かした農山漁村の活性化

- 特色ある農業や地域活動の活性化に向け、新たな品目の掘り起こしや情報の収集・提供のほか、生産拡大に向けた支援を行い、地域の特性を生かした農産物の生産振興を図ります。
- 農山漁村地域の豊かな自然環境や伝統文化、農林水産物などの魅力あふれる地域資源を発掘、活用し、都市部へ積極的に情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズムや小学生などへの体験学習などを通じて、都市住民との交流促進を図ります。

- 都会にはない豊かな自然や景観などの地域資源や住みやすさをアピールするとともに、農業就労体験、地域住民との交流や地域の森づくり活動等を支援し、本県への移住・定住の促進に努めます。また、市町など関係機関との密接な連携のもと、効果的な就農相談や各種支援等のコーディネートなどのサポート体制の充実・強化等による就農定着に努めます。

3 地域コミュニティの維持・活性化

- 担い手の不足する集落に対し、市町など関係機関との連携により、集落リーダーの掘り起こしや研修会などの開催、集落での合意形成活動を支援し、集落営農の育成と経営発展を推進し、農業と農村の維持・発展を図ります。
- 農地や農業用施設などの保全管理のための協働活動を通じて、地域での話し合いや共同作業の活性化を促進し、集落機能の再構築や地域コミュニティの維持・強化を図ります。

4 農山漁村の活性化を支える人材の育成

- 女性や若者が経営に参加できるルールづくりや経営能力向上のための研修会・交流会を開催するとともに、女性や高齢者の優れた知識や技術の円滑な継承促進と、集落営農や起業化など多彩な地域活動を支える組織や人づくりを支援します。
- 農山漁村地域における多面的機能の維持・発揮や都市との交流などの取組みを促進するため、研修会や交流会を開催するとともに、森づくり体験の機会を提供するなど、地域のリーダーとなる人材育成に取り組みます。

施策 50 地域を支える活動の促進

現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進行に加え、過疎化、核家族化、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯など高齢者のみの世帯が増加しており、また、価値観の多様化等に伴い地域のきずなが希薄化し、互いに支え合う機能が低下しています。
- 地域づくりの中心を担う地域コミュニティ（地域社会）機能の低下が懸念されるなか、住み慣れた地域で暮らし続けることは、誰もが抱く共通の願いであり、地域住民が主体となって、互いに支え合い、地域資源を活用して、地域の活性化を図り、活力ある地域づくりを促進することが求められています。
- 活力ある地域をつくるため、地域住民、地域団体、行政、企業、NPO、ボランティアなど多様な主体が連携して、地域における福祉、環境美化、防災、防犯などのさまざまな役割を主体的に担うとともに、互いに支え合い、助け合う多彩な機能を有する地域コミュニティづくりを促進していますが、メンバーの高齢化が進んでいる現状にあり、活動を活発化させるためには、若年層の参加を拡大していく必要があります。

取組みの方向

1 地域拠点とネットワークづくり

- 人口減少や少子高齢化の傾向が顕著な過疎地域や離島などの活性化を図るため、豊かな自然や特色ある歴史・文化・産業など、魅力ある地域資源を最大限に活用した、個性豊かで活力ある地域づくりを促進します。
- 個性豊かで活力ある地域づくりへの取組みが促進されるよう、その主体となる地域コミュニティの構築に向けた研修を実施するほか、先進的な取組み事例の紹介や地域づくりに関する助成制度等についての情報提供や助言を行うなど、市町や地域住民が主体となった地域コミュニティづくりに対する支援を行います。また、地域おこし協力隊が中心となって、県内で地域づくり活動に取り組む団体等を積極的に情報発信するとともに、市町の地域おこし協力隊とも連携を図りながら、県内の地域づくり活動を支援します。

2 地域で支える体制の整備

- 地域住民、地域団体、行政、企業、NPO、ボランティアなど、それぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重し、共助に関する意識啓発や活動しやすい環境づくり、協働のための交流・連携を拡大・強化します。
- 元気な高齢者を中心に、地域住民がボランティアとして声かけ・見守り活動や居場所の運営ができる体制を構築するとともに、住民による声かけ・見守り活動や高齢者が集まりやすい常設型の居場所づくりを推進する市町を支援します。

- 若年層の参加を促すための活動のPRに努め、市町や地域住民などの団体と連携・協働することにより、地域住民の自発的意志による道路、河川や海岸の環境美化・愛護活動を促進するほか、地域における防災体制を強化するため、市町や関係団体と連携し、災害時に機能する自主防災組織の育成強化を推進するとともに、研修や講習会を通じて、防災活動の中心となる地域防災のリーダーの養成に努めます。また、市町とともに、民間事業者などの協力を得て、消防団員の確保に努めます。
- 県民が安心して暮らせる犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するため、地域住民、行政、事業者等が協働し、身近な犯罪を抑止するための自主防犯活動や地域の高齢者を中心とした参加・体験・実践型の交通安全教室の実施など、多彩な地域コミュニティ活動を促進するほか、防犯カメラ等の設置促進による防犯環境の整備、通学路等を中心とした交通事故の起きにくい交通環境の整備、地域住民によるボランティア活動等を通じた防犯意識や交通安全意識の高揚などを図り、地域社会全体で安全を守るための取組みを進めます。

3 地域を支える人材の育成

- 地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター役を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の養成に取り組むとともに、市町がコーディネーターを円滑に配置できるよう支援を行います。
- かがわ長寿大学の卒業生や「高齢者いきいき案内所」の高齢者人材バンクに登録している団体や人材の有効活用を図ります。
- 市町と連携して、地域における声かけ・見守りや居場所づくりなどの地域支え合い活動に取り組む人材を育成します。

現状と課題

- 県内の在留外国人数は、平成 26 年 12 月末で 8,946 人となっており、本県の人口減少も相まって、県民のおよそ 100 人に 1 人が外国人となっています。
- 外国人の定住化が進む中、県民一人ひとりが国際社会の一員として活動することができるよう、県民の外国に対する理解を深めるなど国際感覚あふれる人材の育成に努めることが重要です。
- 高校では、授業において生徒が英語を頻繁に使いながら英語力を高めていくことが求められています。また、語学の習得のみではなく、日本人として我が国の伝統文化や歴史を理解したうえで、国際的に活躍する生徒を育てることが必要です。
- 小・中学校においては、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることが必要です。
- 一方、多くの外国人は、言葉や文化・習慣などの違いから、生活するうえでさまざまな問題を抱えており、外国人の立場でとらえた日常生活の広範な課題に対応することが重要です。
- 外国人児童生徒や帰国児童生徒は、日本語能力の不足や文化の違いから、学習面や学校生活に支障を来している場合もあります。
- 外国人が安心して生活・活動できる環境の整備を図るとともに、外国人と日本人が同じ地域で生活していくことを当然とする意識の醸成を図り、外国人と日本人との相互理解を促進することが地域の重要な課題となっています。

取組みの方向

1 国際交流・国際協力の推進

- 香川国際交流会館（アイパル香川）などにおいて、語学講座の開設や、イベントなどを通じ、外国人とふれあう機会を提供するなど、県民の国際理解の増進を図ります。
- 友好県省提携をしている中国陝西省をはじめ、新たに始めたイタリアパルマ市との友好交流を推進するなど、相互発展をめざした国際交流・国際協力を推進します。また、海外の県人会との交流を深め、情報提供や人的交流を促進するなど関係強化に努めます。
- 国際交流や国際協力を担う団体への支援や、国際交流のネットワークづくりを推進するとともに、県内の市町や関係機関、民間団体との連携に努めます。
- 世界各国の人々を技術研修員や留学生として、民間企業や試験研究機関、大学などに受け入れ、必要とする技術・知識を習得してもらうとともに、県民とのさまざまな交流を通じて、相互理解を深め、友好親善を図ります。

- 世界各国の人々が本県を訪れるよう、多言語により、本県の魅力を世界に発信するとともに、国際会議などの誘致に努めます。
- 国際交流や国際協力を推進するため、リーダーとなって活躍する人材を育成するとともに、ホームステイやホームビジットの受入や外国人への通訳支援など県民がボランティアとして活躍できる機会を設けます。
- 高校では、中央研修受講者による域内研修や英語指導主事の訪問指導等により、英語教員の英語力や英語指導力の向上に努めるとともに、海外交流支援事業で海外語学研修等の推進を図ることで、生徒たちが実際に外国人とコミュニケーションをとる機会を設け、英語学習への動機づけを行います。
- 小・中学校の外国語活動及び英語の授業において、児童生徒に身に付けさせたい力を具体的に設定し、外国語指導助手を活用しながら実践的なコミュニケーション能力の育成に努めます。

2 外国人住民とともに暮らす香川づくり

- 生活に役立つ情報や防災情報などを多言語で発信するとともに、道路標識や公共施設の多言語表示を進め、外国人にとって住みやすい環境づくりに努めます。
- 外国人が抱えるさまざまな問題や人権・法律に関する多言語での相談窓口を設置し、相談体制を整えるとともに、多言語で対応できる医療機関の情報提供を行います。また、ボランティアによる通訳制度を充実させ、医療や災害などにも対応できるよう取り組みます。
- 外国人に分かりやすい日本語でのコミュニケーションを支援するための講座を開設し、やさしい日本語の普及に努めるとともに、地域で日本語を指導するボランティアの養成にも取り組みます。
- 県民が気軽に外国人と交流できるイベント等を行うことにより、外国人が同じ地域に住むことを当然とする意識の醸成に努めます。
- 学校生活に適應するための支援や日本語指導の充実に努めます。
- 犯罪被害や交通事故の防止を図るため、来日外国人を対象とした防犯・交通教室を開催するとともに、防犯や交通の基礎知識や緊急通報の要領などを内容とした多言語による外国人ガイドブックを配布するなど、外国人が安全に暮らせるための対策を推進します。
- 一層の国際交流の推進の観点から、県内に在学中の留学生との交流を深めるなど、本県の活性化につながるよう取り組みます。

分野 17

環境の保全

施策

- 52 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりの推進
- 53 地域から取り組む地球環境の保全
- 54 質の高い循環型社会の形成
- 55 自然とともに生きる地域づくりの推進
- 56 快適な生活環境の保全

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
79	環境教育・環境学習参加者数	22,523人	25,000人	環境に関するさまざまな取り組みの基本である環境教育・環境学習の人づくりの成果を示す指標	環境教育・環境学習機会の充実により、過去4年間の伸び率(4.3%)を上回る現状から1割増をめざす。
80	温室効果ガス排出量	11,027 千t-CO2 (H24年度)	9,682 千t-CO2	地球温暖化対策の成果を表す基本的な指標	温室効果ガス排出量に関する国の削減目標に即して、H24年度統計データ(暫定値)等により算定。
81	一般廃棄物(し尿を除く)の総排出量	33.0万t (H25年度)	29.0万t	持続可能な循環型社会の構築に向けて、各家庭等から排出される一般廃棄物の排出抑制の状況を示す指標	食品廃棄物の削減など発生抑制に関する施策等により、将来推計値(H32:29.5万t)からさらに0.5万t削減することをめざす。
82	産業廃棄物の総排出量	243.6万t (H25年度)	242.0万t	持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の排出抑制の状況を示す指標	景気動向等により微増傾向にあることから、前計画策定前のH22年度実績値まで減少させることをめざす。
23*	野生鳥獣被害が発生している集落数	372集落	200集落	農業被害のみならず地域コミュニティに深刻な影響を与えている野生鳥獣による被害が発生している集落数を示す指標	被害集落数を現状値から5年間で半減させるため、平成26年度から毎年約10%減少をめざす。
83	汚水処理人口普及率	73.4%	80%	水環境の保全を図るため、各種生活排水処理施設の整備状況全体を表す指標	市町の生活排水処理施設整備計画に基づき策定する全県域生活排水処理構想の平成32年度末の普及率を目標値とする。

指標番号欄の*印は、再掲指標

現状と課題

- 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくりは、環境に関するさまざまな取組みの基本であり、その推進のために環境教育・環境学習を充実させることが重要ですが、県政世論調査によると、環境学習に関する行政の取組みについて、6割以上の方が重要と考えているものの、満足しているのは、2割という結果になっており、学校や学校以外の幅広い場において子どもから大人まで環境学習機会の充実を図っていく必要があります。
- 瀬戸内海は、水質については一定の改善がみられるものの、赤潮の発生やノリの色落ち、人と海の関わりの希薄化、海ごみの問題など、依然として多くの課題を抱えています。
- 今日の環境問題には、県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体がそれぞれの責務や役割のもとで、日常生活や事業活動において、相互に連携・協力しながら環境保全に取り組むことが重要です。

取組みの方向

1 環境教育・環境学習の充実

- 環境に関するさまざまな取組みの基本となる環境教育・環境学習に取り組む人づくり・場づくりを推進するため、学校や地域、企業、団体等による環境学習ネットワークを構築するとともに、さまざまな場で活用できる環境学習プログラム等の開発や指導者の育成を図ります。
- 学校における環境教育を一層推進するため、県独自の環境学習教材「さぬきっ子環境スタディ」の充実を図るとともに、教員に対し環境に関する的確な情報提供を行うほか、児童生徒が主体的に取り組む環境保全活動を支援します。
- 家庭、職場、地域等のあらゆる場において、子どもから大人までを対象に環境学習機会の充実を図ります。

2 里海づくりの推進

- 瀬戸内海を「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」としていくために、推進体制の構築や里海づくりを牽引する人材の育成など、持続可能な取組みを支える基盤づくりを進めるとともに、海ごみ対策や里山再生・竹林資源活用等に取り組む、山・川・里（まち）・海のつながりを大切にしたい県民参加型の香川らしい里海づくりを推進します。

3 多様な主体による環境保全活動の促進

- 県民の環境配慮行動を促進するため、省エネルギーの取組みなど、日常生活における環境配慮の具体的な取組みの普及啓発を図るとともに、環境保全活動への参加を呼びかけます。
- 事業活動における自主的な環境配慮の取組みを促進するため、エコアクション 21 など事業者の形態にあった環境マネジメントシステムの普及を図るほか、先進的、模範的な環境負荷低減の取組みを行っている事業者や環境に配慮した製品を認定するなどの支援を行います。また、開発事業による環境への影響を回避・低減を図るため、環境配慮指針の普及を図るとともに、一定規模以上の開発事業に対する環境影響評価手続きの適正な運用を図ります。
- 県民、事業者、民間団体など地域社会を構成するすべての主体が連携・協働し、環境保全活動を実践できるよう、効果的な情報提供を図ります。
- 公害の防止やエネルギーの有効利用など、環境負荷の低減を図るための設備の整備に対する融資により、環境に配慮した事業活動を促進します。

施策 53 地域から取り組む地球環境の保全

現状と課題

- 地球温暖化は、気温上昇による海水面の上昇、水需給や食料問題、生態系への影響、感染症の拡大など、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっており、世界全体で取り組んでいく必要があります。国では新たに平成 42（2030）年度までに温室効果ガスを平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標を掲げています。
- 本県の平成 24（2012）年度の温室効果ガス排出量は、11,027 千トン-CO₂ で、平成 2（1990）年度の排出量（8,202 千トン-CO₂）と比較して約 34%増加しています。地球温暖化は本県にとっても、将来にわたって健康で文化的な生活を送るために解決すべき重要な課題です。
- 家庭や事業所における省エネルギー行動の拡大と再生可能エネルギーの導入促進、さらには低炭素型まちづくりの推進や森林の整備、都市緑化の推進を図る必要があります。

取組みの方向

1 省エネルギー行動の拡大

- 家庭から排出される温室効果ガスを削減するため、排出量の「見える化」や、学校や地域での環境教育・環境学習に取り組むとともに、事業所から排出される温室効果ガスを削減するため、省エネ型設備・機器や環境マネジメントシステムの普及を図るほか、緑のカーテンなどの省エネ・節電対策に取り組むなど、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを推進します。

2 再生可能エネルギーの導入促進

- 日照時間が長いという本県の特性を踏まえ、太陽光発電設備や太陽熱利用機器について、家庭などへの導入を促進します。また、その他の再生可能エネルギー等についても、技術開発の動向等を踏まえて導入を図り、エネルギー源の多様化を促進します。

3 低炭素型まちづくりの推進

- 中心市街地の活性化と都市の集約化を推進するとともに、公共交通機関の維持確保・利便性向上など交通環境の整備を推進します。

4 森林整備と都市緑化の推進

- 間伐などの森林整備や保安林などの適切な管理・保全を推進するとともに、地域の緑化や建物緑化など都市緑化を推進します。

施策 54 質の高い循環型社会の形成

現状と課題

- 循環型社会の形成のためには、県民、行政、事業者、NPO等の多様な主体が、連携・協働して2Rを意識した3Rを推進することにより、引き続き大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動からの転換を図る必要があります。
- 廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶に向け、行政、事業者、県民が一体となった取組みを進める必要があります。また、廃棄物の長期安定的な処理体制を維持するため、必要な中間処理施設や最終処分場を確保する必要があります。
- 豊島廃棄物等処理事業については、関係者の理解や協力のもと、引き続き廃棄物等の処理を進める必要があります。
- 環境産業の創出による地域の活性化をめざす直島町でのエコタウン事業については、引き続き循環型社会のモデル事業として推進する必要があります。

取組みの方向

1 2R（リデュース、リユース）の推進

- 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成のため、2Rを意識した3Rの普及啓発や世代に応じた環境教育・学習の推進を図ります。
- 消費者、事業者、行政が連携・協働して食品廃棄物などの削減に取り組めます。
- 産業廃棄物については、持続的な経済活動による発展に配慮しつつ、総排出量の抑制に努めます。
- 限りある資源を有効に活用するため、県民がリユースを身近に感じられるよう、市場の普及・啓発に努めます。

2 リサイクルの推進

- 市町におけるごみの分別や再資源化などのリサイクルへの取組みを一層促すために必要な対策を講じるとともに、リサイクル可能な紙ごみ等の回収が進むよう必要な取組みを推進します。
- 各種リサイクル関係法令の適正かつ円滑な運用を促進するとともに、家電リサイクル制度におけるリサイクル料金の前払い制度の導入や拡大生産者責任の考え方に基づく廃棄物回収システムの拡大、容器包装リサイクル制度の事業者責任の強化等について、引き続き国に対して政策提案を行います。
- 建設リサイクル法の円滑な運用を図り、建築物等の分別解体や建設資材廃棄物の再資源化を促進するとともに、公共事業などにおいて、建設発生土等の再使用およびコンクリート塊等の再生利用に努めます。
- 資源ごみの回収については、市町における回収に限らず、集団回収や、スーパー等での店頭回収など多様な回収ルートの確保に努めます。

- 直島町で実施しているエコタウン事業については、有価金属リサイクル施設や溶融飛灰再資源化施設でのリサイクル事業を継続するとともに、住民が主体となった環境と調和したまちづくり事業を支援します。

3 廃棄物の適正処理の推進

- 排出事業者や処理業者などによる産業廃棄物処理施設の計画的かつ適正な整備促進を図るとともに、市町の一般廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定などを支援します。
- 不法投棄や野外焼却などの不適正処理の未然防止や被害拡大の防止を図るため、引き続き集中監視や取締りを徹底するとともに、関係機関と連携し、監視指導体制の強化に努めます。また、各種広報媒体を活用した啓発活動を行うとともに、広く県民などから情報を受け付けられるよう情報収集体制の拡充に努めます。
- 災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保したうえで、円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理体制の構築に努めます。
- ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理を推進します。
- 排出事業者や処理業者に対して、廃棄物の適正処理や処理施設の適切な維持管理を指導するとともに、優良な処理業者を育成するため、優良産廃処理業者認定制度の普及に努めます。
- 地域の環境美化を促進するため、市町や関係団体と連携・協力して、香の川創生事業など、県民との協働による河川、海岸、道路などの環境美化活動を進めます。
- 豊島廃棄物等処理事業については、関係者の理解と協力のもと、直島の中間処理施設での焼却・溶融処理に並行して汚染土壌のセメント原料化処理を行うなど、安全と環境保全を第一に、調停条項で定められた期限までに廃棄物等が処理できるよう全力で取り組みます。

施策 55 自然とともに生きる地域づくりの推進

現状と課題

- 私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられていますが、生物多様性は、①開発など人間活動による危機、②自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球温暖化など地球環境の影響による危機の4つの危機に直面していることが指摘されています。
- イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害が高止まりを続けているほか、住居集合地域へのイノシシ等の出没件数が増加し、人身被害も発生していることから、増えすぎた野生鳥獣の適正な管理が求められています。
- アライグマやセアカゴケグモなどの「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農業被害や生活環境被害が増加していることから、対策の優先度の高い種については早期に防除を行うことが必要です。

取組みの方向

1 生物多様性の保全

- 「香川県レッドデータブック」の見直しや、身近な自然環境や生物の保全活動など、生物多様性の保全のための活動を推進します。
- 県内で活動するさまざまな主体の連携による取組みを支援するため、「生物多様性地域連携促進法」に基づく「地域連携保全活動支援センター」の役割を担う民間団体の育成に努めます。

2 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

- 深刻化する野生鳥獣による被害を減少させるため、市町と役割分担のうえ、捕獲困難な地域等において、県捕獲隊を結成し、積極的な捕獲を推進します。
- 将来にわたり野生鳥獣対策の担い手を確保するため、市町と協力・連携し、講習会等による若手狩猟者の人材育成を図るほか、地域で中心的な役割を担うリーダーを養成します。
- 平成 27 年 3 月に国が策定した「外来種被害防止行動計画」に基づき、本県に侵入している「侵略的外来種」のリストを作成するとともに、対策の優先度を踏まえ、国及び市町、民間団体等と連携し、適切な防除と普及啓発に取り組みます。

施策 56 快適な生活環境の保全

現状と課題

- 本県の大気環境は、ほとんどの項目について環境基準を達成しているものの、広域的な大気汚染の影響も指摘されている光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）については環境基準を達成しておらず、県民の安全・安心を守るため、その保全を図る必要があります。
- 本県の河川や海域における水質は、有機物質（BOD、COD）について、全国平均に比べ環境基準の達成率は低く、引き続き水質汚濁の防止を図る必要があります。また、地下水や土壌は、いったん汚染されると浄化することが容易でないことから、汚染の未然防止を図る必要があります。
- 化学物質や放射能は、生活環境や人への影響を生じさせるおそれがあることから、引き続き調査、監視する必要があります。

取組みの方向

1 大気環境の保全

- 広域的な大気汚染に対応するため、県全域の大気環境を把握し、県民に迅速な情報提供を行うとともに、工場・事業場に対する規制・指導を徹底することなどにより大気汚染物質排出量の抑制を図ります。

2 水環境、土壌・地盤環境の保全

- 河川や海域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に基づき、河川や海域の水質の監視を行うとともに、工場・事業場に対する規制・指導を徹底することなどにより水質汚濁物質排出量の抑制を図ります。
- 下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の計画的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図ります。
- 土壌や地下水汚染の実態把握に努めるとともに、有害物質を取り扱う工場・事業場の土壌・地下水汚染対策について、監視・指導を徹底します。

3 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進

- 大気汚染防止法に基づき、特定粉じん（アスベスト）排出作業の監視・指導を行うとともに、香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に基づき、吹付けアスベストを使用している建築物を把握し、アスベスト使用建築物の解体等における飛散防止措置を徹底します。
- ダイオキシン類の常時監視や発生源の規制・指導を徹底するとともに、有害化学物質の汚染状況調査の実施や工場・事業場の自主管理を促進することにより、有害化学物質排出量の抑制を図ります。
- 環境放射能の常時監視を引き続き行うとともに、原子力発電所等における災害が発生した際には、原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針に基づき、放射能検査の充実を図ります。

分野 18

みどり豊かな暮らしの創造

施策

- 57 暮らしを支えるみどりの充実
- 58 県民総参加のみどりづくり

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
84	県民がふれあうことのできるみどりの面積	1,848ha (H25年度)	1,920ha	都市公園や森林公園、フォレストマッチングなど県民がふれあうことのできるみどりの面積を示す指標	今後の見込みから、都市公園や森林公園、フォレストマッチングなどの面積を集計して、現状から4%程度の増加をめざす。
85	県民参加の森づくり参加者数	8,209人	9,000人	みどり豊かな暮らしの創造のため、森づくりの県民参加の状況を示す指標	過去の実績を踏まえ、県民参加の森づくり活動の推進により、現状から約10%の増加をめざす。

施策 57 暮らしを支えるみどりの充実

現状と課題

- みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図るため、各種の開発行為による森林等への影響を最小限にとどめる必要があります。また、山地災害の防止対策に取り組むとともに、森林病害虫や有害鳥獣対策などを進める必要があります。
- 本県は、南に緑豊かな讃岐山脈が連なり、北に白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を望み、中央に広がる讃岐平野には、ため池や讃岐富士に代表される円錐形の山々が点在するなど、豊かで個性のある自然環境に恵まれていることから、これらを適切に保全し、守りはぐくむことにより、後世に継承していく必要があります。
- 豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場としての森林公園、日常的な憩いの場でもある都市公園や緑地などについては、引き続き、多くの県民が快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに、計画的な緑化を推進する必要があります。

取組みの方向

1 暮らしを守るみどりの保護・保全

- 危険度の高い山地災害危険地区を中心に、治山ダムなど治山施設の整備を行うとともに、山地災害防止機能などが低下した保安林の機能回復を図り、山地災害防止対策を推進します。
- 森林法の「保安林制度」を適正に運用し、保安林の保全・管理に努めます。
- 森林法やみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例などに基づき、秩序ある開発を促すとともに、開発跡地の確実な緑化を図ります。
- 松くい虫やイノシシ等の森林病虫害や野生鳥獣の被害等からみどりを守るため、防除対策の実施や支援、人材の育成などに取り組めます。

2 すぐれた自然の保護・保全

- 大滝大川県立自然公園や自然環境保全地域などの優れた自然景観を保全するため、自然公園法や県立自然公園条例などの関係法令の適正な運用を図るとともに、みどりの巡視員などによる監視に努めます。
- 県民が安全で快適に自然とふれあうことができるよう、瀬戸内海国立公園の利用施設等の老朽化対策を図るとともに、訪日外国人観光客の快適な公園利用のために、案内標識等の国際化対応を図ります。
- 環境保全団体やボランティア団体と連携して、四国のみちや瀬戸内海国立公園の園地を活用したウォーキング行事等を実施することにより、自然保護思想の普及啓発、自然保護教育の充実に努めます。
- 史跡名勝天然記念物等の保護・保全に努めるとともに、自然の状態が残された海岸などの保全に取り組めます。

3 身近なみどりの整備・管理

- 快適な生活環境の創造を図るため、都市公園や港湾緑地などを整備するとともに、道路、官公庁施設などの緑化を計画的に進めます。
- 都市部の民間施設の緑化や園芸相談等の実施、街なかでの緑化活動の支援を行い、身近なみどりの整備を促進します。
- 豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場としてより多くの県民が利用できるよう、指定管理者制度の活用などにより、森林公園、都市公園などの適切な維持管理と利用促進に努めます。

施策 58 県民総参加のみどりづくり

現状と課題

- 平成 29 年秋季に香川県満濃池森林公園で開催される第 41 回全国育樹祭を契機として、森づくりや緑化推進の次世代を担う「緑の少年団」の活動や、森林ボランティア団体の森づくり活動、企業の森づくりのCSR活動など、県民参加の森づくりを一層推進する必要があります。
- 人々の自然志向や価値観、ライフスタイルの多様化が進み、多様な交流と体験を実現できる農山村には大きな期待が寄せられています。そのため、農山村の豊かな自然など魅力ある地域資源を活かした地域の活動を支える人材を育成する必要があります。また、農山村と都市の交流を促進し、農山村の活性化を図るとともに、河川や海岸等の水辺の環境を守るため、地域住民、市町、県などが協働して、川辺づくり、海岸づくりを一層推進する必要があります。

取組みの方向

1 県民参加の森づくりの推進

- 全国育樹祭や関連行事の開催を通じて、活力ある緑の造成気運を高めます。
- 「緑の少年団」の育成や、県植樹祭における育樹イベントの開催のほか、里山保全の取組体制や県民総参加のみどりづくりの体制について検討するなど、全国育樹祭の開催を契機とした森づくりを推進します。
- フォレストマッチングやどんぐり銀行活動などの活性化を図るとともに、森林資源の利活用や木育にまで活動領域を拡大した県民参加の森づくり活動を推進します。

2 みどりを活かした地域づくりの推進

- 森林環境教育の拡充を図るとともに、森づくり活動や森林ボランティアに関する情報提供のほか、森づくり体験の機会を提供するなど、みどりを守り・育てる人材の育成に取り組みます。
- 地域の森づくり活動を支援するとともに、森林空間利用の促進や健康促進の取組みとの連携を図り、里山の活用・保全活動を推進します。
- 農山村地域の魅力ある地域資源を活用した、体験ツアーや市町、農業者などが行う交流促進活動などを支援し、農山村と都市の交流を促進します。
- 「香の川創生事業」や海岸漂着物などの回収処理のほか、県民と連携・協働した河川や海岸の環境美化・愛護運動を促進・支援します。

分野 19

教育の充実

施策

59 学校教育の充実

60 家庭や地域の教育力の向上

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
86	「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができますか」との質問に「当てはまる」と回答をした児童生徒の割合	小学生 49.6% 中学生 46.1%	小学生 54.3% 中学生 51.8%	他者の意見を聞いて正しく理解したうえで、自分の考えをまとめ伝えることはアクティブ・ラーニングの基礎であることを踏まえ、確かな学力を育成する施策の成果を測る指標	現在、本県の状況が全国的に見て下位にあることを踏まえ、平成26年度全国学力学習状況調査の平均値をめざす。
87	児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒の数	小学生 2.5人 中学生 28.5人	小学生 2.4人 中学生 26.8人	不登校が依然として本県の生徒指導の最優先課題であることを踏まえて設ける指標	小学校はH22～26年度実績値の平均値、中学校はH22～26年度の全国値の平均をめざす。
88	家庭教育推進専門員を活用したワークショップの開催数	163回	220回	子育てに悩みや不安を持つ保護者を支援するためのワークショップによる学習会を推進するために設ける指標	ワークショップによる学習会の開催数の増加が、子育てに悩みや不安を持つ保護者の支援につながるため、過去4年間の実績を踏まえ、年7%の回数の増加を目標水準として設定。

現状と課題

- 個人が社会の一員として、みずからの役割に応じた責任を果たし、社会に貢献するとともに個人としての幸福を追求していくためには、学校教育において、生涯にわたる学習の基盤となる資質や能力を育成することが重要です。
- 全国学力・学既習状況調査からは、知識・技能等の活用に関する問題への対応等に課題がみられ、児童生徒の学力等の状況を把握・分析し、より一層の学力向上の取組みを進めていく必要があります。
- 情報通信技術の発展を背景として、産業構造の転換や経済活動のグローバル化の波が押し寄せる中で、社会経済の急激な変化に適切に対応する能力を高める必要があります。
- 近年、発達障害を含む障害のある子どもが増加する傾向にあることから、特別支援教育の重要性はますます高まっており、子どもの状況に応じた学びの場の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の自尊意識や自己有用感が全国平均よりも低い傾向にあるため、長期的な視点に立った児童生徒の自尊意識等の向上など、豊かな人間性をはぐくむための取組みの充実を図る必要があります。
- 児童生徒による暴力行為の発生件数は、5年前と比較すると、半数近くに減少しています。また、不登校児童生徒数は、小中学校では横ばい、高校では減少傾向にあります。問題行動等の解消に向けて、引き続き、その未然防止に努めるとともに、外部の専門家を一層活用する必要があります。
- 子どもの体力は、30年前と比較すると、依然低い水準にあることや積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が指摘されていることから、より一層体力づくりを推進する必要があります。
- 食に起因する健康課題に適切に対応するため、学校給食の活用など、学校教育活動全体を通じた総合的な食育を推進する必要があります。
- 学校現場では、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保や、教員の資質能力の向上が課題となっているほか、学校内外の安全対策など、安心できる教育環境づくりに積極的に取り組む必要があります。特に、今後10年間で4割を超える教員が入れ替わるため、優れた教員の確保と同時に、熟練教員等の優れた指導技術等を若年教員に継承する必要があります。
- 私立学校は、少子化による園児・生徒数の減少など、厳しい状況の中、健全な学校経営を確保しながら、それぞれの建学の精神に基づき、多様化するニーズに対応した特色ある教育内容を充実していく必要があります。また、私立高校においては、低所得世帯における授業料等の学納金の負担感が大きいことから、負担軽減を図る必要があります。

取組みの方向

1 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

- 児童生徒の多様な実態に応じて指導方法や体制を工夫し、個に応じた指導の充実を図るとともに、指導力の優れた教員を活用して教員の授業力を向上させるなど、魅力的な授業づくりに取り組むことによって、児童生徒の学力向上を図ります。
- グローバル化や高度情報化の進展など、社会の変化に適切に対応できる人材の育成をめざし、課題解決に向けた主体的・協働的で能動的な学びへの質の向上を図るとともに、英語力を高める教育活動を充実させるほか、情報活用能力を高める学習活動を推進します。
- 発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進し、児童生徒が夢や希望を持って、みずからの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択できる能力や前向きな態度を育成するとともに、職業教育や就職支援の充実に努めます。また、高校を卒業した者の早期離職を防止するため、職場定着に向けたサポートに努めます。
- 小学校教育との円滑な接続に向けた連携を推進するなど、幼児期の教育の充実に努めます。
- 発達障害を含む障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行うなど、特別支援教育を推進します。

2 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

- 小・中学校における道徳の教科化への対応とともに、児童生徒の自尊意識や自己有用感の向上に努めます。また、自然体験・勤労体験等の体験活動の機会の充実や、身近な郷土の自然や文化、歴史、産業などを学ぶことを通じて、ふるさとに誇りを持つ教育の推進に努めます。
- 暴力行為、いじめ、不登校などの問題行動等の未然防止や早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の効果的な活用を推進します。また、学校だけでは対応できない生徒指導上の諸問題について、家庭、地域、関係機関と連携して問題の解決に取り組むとともに、対応が困難な問題行動に対して、学校に支援チームを派遣します。

3 すこやかな体をはぐくむ教育の推進

- 子どもたちの運動への関心やみずから運動する意欲、運動の技能や知識などを培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力をはぐくむとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力を育成します。
- 調和のとれた望ましい生活習慣の確立を図るとともに、みずからの健康課題を認識し、状況に応じて的確な判断のもと正しい行動を選択できる力を身につけることにより、すこやかな心と体を兼ね備えた児童生徒を育成します。

- 食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身につけることができるよう、地場産物を使用した学校給食を教材として活用するなど、学校教育全体を通じて計画的かつ体系的に食育を推進します。

4 元気で安心できる学校づくり

- 教員の大量退職が続く中、意欲と熱意を持った優秀な教員の確保に努めるとともに、経験年数や職責に応じた研修や専門性の向上を図る研修の充実、優れた指導技術を有する熟練教員や退職教員の活用により、教員の実践的指導力や職務遂行能力の維持・向上を図り、学校の教育力を向上させます。
- 安全で安心な環境づくりや家庭、地域、警察などの関係機関と連携した安全対策に取り組むとともに、安全意識や防災意識を高め、子どもがみずから危険を予測し、回避できる資質や能力を発達段階に応じて育成します。
- 県立高校や特別支援学校における施設・設備の整備や高校生に対する奨学金制度の実施など教育環境の整備に努めます。

5 私学の振興

- 公立学校とともに本県学校教育の一翼を担う私立幼稚園・中学校・高校に対し、教育条件の維持向上や園児・生徒の減少期に対応した学校経営の健全化、多様な選択の対象となる特色ある学校づくりを促進し、時代のニーズに対応した教育の充実が図られるよう総合的に支援します。
- 専修学校・各種学校については、教育内容の普及・啓発や高校、経済界などとの連携を促進するとともに、時代のニーズに対応した実践的な職業教育や専門教育の充実が図られるよう支援します。
- 経済的理由により生徒の修学機会が失われることのないよう、私立高校に在籍する低所得世帯の生徒の授業料を減免する学校法人に対し、補助金の交付などにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

現状と課題

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家族との愛情に満ちたふれあいを通して、心身の健康をはぐくみ、基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を担っていますが、家庭や家族を取り巻く社会の変化の中で、地域から孤立しがちな家庭や、子どもとの接し方やしつけ方に不安や悩みを持つ保護者が増えるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 子どもたちは、地域における交流活動、スポーツ、遊びなどを通じ、異年齢の子どもや異世代の人々とかかわることで、自主性、創造性、社会性などを身につけていきますが、近年の都市化や核家族化、少子化、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもたちが日常生活の中で社会のルールや人間関係の在り方を学ぶ機会が少なくなるとともに、地域の教育力の低下が指摘されています。

取組みの方向

1 家庭教育の充実

- 家庭教育の重要性や家庭教育を社会全体で支援する必要性について、保護者や県民の理解を深めるため、「家庭教育啓発月間」を中心とした積極的な広報啓発活動に努めます。また、保護者を対象とした家庭教育に関する学習機会の一層の充実を図ります。
- 家庭教育に不安を持つ保護者に対し、電話相談や面接相談など、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、各種相談機関との連携に努めます。
- 保護者が子どもの教育に対して自覚と責任を持って取り組み、親として成長することを促すため、保護者同士の関係づくりを支援する人材を養成するとともに、子どもの地域での体験・交流活動を支援する役割を担う人材を養成します。

2 地域で子どもを育てる環境づくり

- 子どもたちが多様な体験活動や交流を経験し、すこやかでたくましく成長できるよう、地域住民や団体などが連携、協力しながら、地域全体で子どもを育てる気運の醸成を図ります。
- 地域住民の参画を得て、子どもや保護者を対象とする体験活動や交流活動の機会を提供します。また、地域の中で子どもたちを見守り、はぐくむために、放課後等に安全で安心して活動できる居場所づくりを推進します。

分野 20

文化芸術による地域の活性化

施策

- 61 文化芸術の振興
- 62 文化芸術による地域づくりの推進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
89	県主催・共催の文化事業への参加者数〔累計〕	1,204,000人 (H22～26年度)	1,276,000人	優れた文化芸術に親しむ機会の充実を図ることが重要であることから設ける指標	現状(H22～26年度)の平均値と、過去(H18～21年度)の平均値の伸び率を上回る6%以上の増加をめざす。
90	四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録に向けての札所寺院および遍路道の保護措置数	6か所	10か所	香川の特徴ある文化芸術を活かした地域づくりに向けて、地域固有の伝統文化の保存・継承に努めることが重要であることから設ける指標	過去5年間(H22～H26年度)の指定件数(2か所)を上回る4か所の増加をめざす。
91	国県指定の文化財数〔累計〕	8件 (H22～26年度)	10件	地域の優れた文化財を保存・継承し、活用を図ることが重要であり、その取組みを進めていくため設ける指標	文化財の指定件数の増加が文化財の保護や活用につながるため、過去の年間の指定件数を踏まえ毎年2件の指定を目標水準として設定。

施策 61 文化芸術の振興

現状と課題

- 優れた文化芸術は、芸術家などの創造的活動によって生み出されるものであることから、優れた芸術家などを育てていくことが必要であり、特に、将来性豊かな若手芸術家の育成や、文化芸術活動を企画・運営する人材の育成が重要です。
- 次代を担う子どもたちにとって、文化芸術に触れることは、豊かな心や感性を育み、将来の文化芸術の担い手の育成につながることから、子どもたちが文化芸術に接する機会や指導を受ける機会の充実が求められています。
- 県民が身近な場所で、優れた文化芸術に接することができる環境整備も重要であることから、県立ミュージアムなどの文化施設において、県民にとってより魅力のある展覧会や公演などを積極的に行う必要があります。

取組みの方向

1 文化芸術を担う人材の育成

- 本県の文化芸術の担い手づくりに向けて、音楽や美術などの芸術の分野において創造的な活動を行う若手芸術家等を育成するとともに、文化芸術活動を企画・運営する人材や、文化ボランティアなど、文化芸術活動に参画・支援する者を育成します。
- 学校等に芸術家や学芸員等を派遣し、ワークショップや講座の開催を通して美術や歴史などの文化芸術に接する機会を提供するとともに、県立文化施設においても芸術体験等をできる機会を確保します。
- 児童・生徒を対象に、かがわジュニア・フィルハーモニック・オーケストラの育成などを行うことにより、青少年が優れた指導者から指導を受ける機会を充実させるとともに、指導者の養成にも努めます。

2 文化芸術をはぐくむ環境の整備

- 県民に優れた作品に親しむ機会を提供するとともに、県外からの鑑賞者の誘致も図るため、県立ミュージアムなどにおいて、質の高い美術・歴史展覧会を開催するほか、魅力ある作品を収集するとともに収蔵作品の鑑賞機会を増やすなど、常設展示の充実を図ります。
- 県民ニーズに沿った舞台芸術鑑賞事業を県民ホールの指定管理者と連携して実施するなど、積極的に鑑賞機会の充実を図るとともに、かがわ文化芸術祭を充実させるなど、文化芸術に親しむ機会の充実を図ります。
- 子どもたちや地域住民が芸術家等とのワークショップなどの交流を通して、文化芸術に親しむ機会を持つことができ、地域の活性化につながるよう取り組みます。

施策 62 文化芸術による地域づくりの推進

現状と課題

- 本県の文化遺産や地域固有の文化は、県民共有の貴重な財産であることから、確実に保存・継承していくとともに、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組みや讃岐国府跡の探索を進める必要があります。
- さめき映画祭などの個性豊かな取組みをさらに進めていくとともに、アート資源、歴史的建造物や特色ある現代建築などの地域固有の文化資源を効果的に活用して、地域や観光、産業の活性化を図ることが求められています。
- これまでの瀬戸内国際芸術祭の開催により、多くの来場者による経済波及効果に加え、本県の知名度やイメージのアップが図られ、さらには島々の活性化に向けたさまざまな動きも現れており、このような成果を今後につなげるためにも、長期的視点に立った継続的な取組みが必要です。

取組みの方向

1 香川の特徴ある文化芸術活動を活かした地域づくり

- 地域と一体となって形成された四国遍路文化を後世へ確実に保存・継承するため、札所寺院や遍路道を保護・保存する施策を講じるとともに、世界遺産の巡礼路が所在するスペイン・ガリシア州との交流や、国内外に向けた情報発信などにより、四国遍路の世界遺産登録に向けた取組みの充実を図ります。
- 現代美術を中心とした芸術家が活躍する土壌や豊かな自然環境を生かして、個性豊かな現代芸術や映画・映像文化などの個性豊かな芸術の振興を図ります。また、本県の伝統工芸である漆芸など地域固有の文化を保存・継承するとともに、積極的に活用します。
- 他県や海外との文化芸術の交流を促進し、新たな文化芸術の創造に努めるとともに、本県の拠点性を高めるため、本県の多様な文化芸術に関する情報の発信に努めます。

2 瀬戸内国際芸術祭、ART SETOUCHI の推進

- アートや建築を媒介として来場者と地元との交流を促進するなど、地域の活性化や本県のイメージアップを図る瀬戸内国際芸術祭を開催するとともに、それぞれの島々で培われた縁を大切にしながら、芸術祭閉幕後に残る作品を「ART SETOUCHI」ブランドのアート資源として有効活用していくなど、年間を通じた誘客促進と地域の活性化を図ります。

3 文化遺産の継承

- 地域の有形・無形の文化財を県民共有の貴重な文化遺産として継承するため、重要な文化財については指定などの保護措置を講じるとともに、国・県指定文化財の保存・整備・継承を推進します。
- 讃岐国府跡など、地域の核となる文化遺産を県民、関係市町と協働して解明する活動を行うことにより、文化財を活用した地域の活性化に取り組めます。

分野 21

スポーツの振興

施策

- 63 生涯スポーツの振興
64 競技力の向上

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
92	生涯スポーツ指導者養成講座の修了者数〔累計〕	185人 (H22～26年度)	200人	地域住民の多様なニーズに対応できる生涯スポーツ指導者の養成が求められていることから、生涯スポーツ指導者養成講座の修了者数を把握	過去5年間の平均修了者数37人を上回る年間40人を目標とする。
93	本県出身のアジア競技大会、オリンピック大会選手数	アジア競技大会 9人(H26年) オリンピック大会 0人(H24年)	アジア競技大会 10人以上 (H30年) オリンピック大会 1人以上 (H28年) 5人以上 (H32年)	競技力向上の成果を示す指標として、アジア競技大会、オリンピック大会に日本代表として出場する本県出身選手の人数を把握	アジア競技大会では過去5大会で最高であった2014仁川大会の9人を上回る10人を、オリンピック大会では過去最高の1984ロサンゼルス大会の5人以上を目標とする。なお、過去2大会で0人であることから、2016リオ大会は1人以上の選出をめざす。

現状と課題

- 地域住民の生涯を通じたスポーツ参加の基盤となる総合型地域スポーツクラブなどが設置されていない地域や、活動が停滞している地域スポーツクラブもあることから、クラブを設立・運営できる人材や、住民の多様なニーズに応じた魅力あるプログラムを提供できる指導者の育成、資質向上のための取組みが必要です。
- より多くの人にスポーツに親しんでもらうため、親子や家族がともに参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催等を通じて、スポーツをほとんどしない人やスポーツが苦手な人に対するスポーツへの参加のきっかけづくりに取り組むことが必要です。
- スポーツを楽しんだり、トップレベルの試合を観戦したりできるよう、県立スポーツ施設、設備の整備・充実を図るとともに、今後も地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ情報を提供していくことが必要です。

取組みの方向

1 地域スポーツを支えるクラブや人材の育成

- 各市町、スポーツ関係団体等と連携協力しながら、地域住民が生涯を通じてスポーツを行ったり、支えたりすることができるよう、総合型地域スポーツクラブの普及啓発や、設立に向けた指導助言などの育成支援を行います。
- 多様化する地域住民のスポーツニーズに対応できるよう指導者の養成と資質向上を図るとともに、地域スポーツクラブやスポーツ団体等の組織を適切に運営できる人材の養成を行います。

2 スポーツやレクリエーションを気軽に楽しむ機会の提供

- スポーツ・レクリエーション関係団体と連携し、スポーツを気軽に楽しめる機会を提供します。
- 人々がそれぞれの体力や年齢、興味、技術レベル等に応じて、スポーツ大会や教室、イベントなどに参加できる機会がさらに増えるよう、各スポーツ団体やスポーツ少年団などの活動の支援に努めます。

3 県立スポーツ施設の充実とスポーツ情報の提供

- 県立スポーツ施設については、各種競技大会の開催や競技団体のニーズに対応できるよう、必要な施設や設備の整備・充実を図るとともに、指定管理者制度を活用して施設の効用を最大限に発揮させ、各種サービスの充実や機能の強化を図ります。
- 地域住民が興味や関心を持ち、スポーツ活動に積極的に結びつけられるような情報を提供できるよう、スポーツ情報誌やホームページの充実に努めます。

現状と課題

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国全体で選手の育成強化が進められています。本県では、アジア競技大会では過去3大会ともに6～8名の県出身選手が日本代表として出場・活躍していますが、オリンピック大会については、北京、ロンドンと2大会連続で出場していない状況です。
- 国民体育大会の総合順位については、平成5年の東四国国体優勝以後も、おおむね20位台以上を維持していましたが、現在は低迷しており、20位台への回復に向けた県全体の競技力向上対策が必要です。
- ジュニア選手については、全国大会で優勝したり年代別の日本代表選手に選ばれたりする選手が育ってきています。また、県のジュニア育成事業を経て競技を続け、全日本選手権で優勝する選手も出ています。国際舞台で活躍できる選手の育成をめざし、ジュニア期からのタレント発掘・育成と、そこから日本代表へとつなぐシステムを構築することが重要です。

取組みの方向

1 ジュニア期からのタレント発掘・育成

- 将来、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、豊かなスポーツの素質を持つ人材を発掘・育成するとともに、中央スポーツ団体とも連携・協働し、日本代表レベルへと引き上げることができる環境の整備に努めます。
- ジュニア選手が競技の特性や発達段階に応じた適切な指導が受けられるよう、各競技団体と連携してジュニアクラブの活動を支援し、一貫指導体制の構築を図ります。

2 トップアスリート育成のための支援

- オリンピックや世界選手権などの国際大会で活躍できる選手を輩出するため、本県出身の日本代表候補選手やジュニア選手の活動を支援するとともに、練習環境の充実に努めます。
- 県代表選手やチームが全国大会で活躍できるよう、各競技団体が行う国体候補選手等の県外遠征、強化合宿、強化練習会や、優秀コーチ招へいなどの強化事業を支援します。

3 指導者の養成および資質の向上

- 高い競技レベルでの指導ができるスポーツ指導者を確保し、その能力を十分に発揮できるよう適正配置に努めます。
- 講習会への派遣や指導者研修会の開催、公認スポーツ指導者の資格取得の促進等により、指導者の養成と資質向上を図ります。

分野 22

男女共同参画社会の実現

施策

- 65 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築
- 66 あらゆる分野における女性の活躍推進
- 67 女性の安全・安心の確保

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
94	男女共同参画の推進に関する講演会男性参加者数〔累計〕	787人 (H22～26年度)	1,000人	女性だけでなく男性にも男女共同参画の推進のための啓発を実施できていることを示す指標	過去5年間(H22～26年度)の累計787人を上回る1,000人以上の男性参加者をめざす。
32 *	女性活躍推進の自主宣言「かがわ女性キラサポ宣言」登録企業数〔累計〕	—	150社	働くことを希望する女性が能力を十分に発揮できるよう、キラめきながら働くことのできる環境づくりに向けてサポートする企業の意識改革の状況を示す指標	子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業数の直近5年間の平均値(15.8社)を参考に、ほぼ倍の30社を年間目標とし、5年間で150社の新規登録をめざす。
95	DV予防啓発講演会の参加者数〔累計〕	825人 (H22～26年度)	900人	配偶者暴力防止のための啓発の実施状況を示す指標	過去5年間(H22～26年度)の参加者の平均(165人/年)を上回る年間180人程度の参加者数をめざす。

指標番号欄の*印は、再掲指標

施策 65 男女共同参画社会の実現に向けた社会基盤の構築

現状と課題

- 本県では、男女の地位の平等感について、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。
- 男女の不平等感を解消し、男女がともに個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていく必要があります。
- 東日本大震災においては、衛生用品等の不足など、男女のニーズの違いを把握できていないところも見られました。このため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があります。

取組みの方向

1 男女共同参画の視点に立った意識の改革

- 男女共同参画の視点に立ち、男性の家事・育児などへの参画をはじめ、社会制度や慣行に不平等な役割分担が認められる場合には、これらの制度や慣行を見直す意識の定着に向けて、あらゆる機会と媒体を活用した効果的な広報・啓発活動を推進します。
- 一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

2 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- 防災計画、災害に関する各種対応マニュアルなどに、男女共同参画の視点を明確に位置づけます。また、防災分野で性別による固定的な役割分担意識を見直すとともに、女性特有のニーズを的確に把握し、防災対策を推進するほか、自主防災組織や消防団への女性の加入促進を図ります。

現状と課題

- 社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要であり、審議会委員や、行政の管理職への女性の登用推進のみならず、企業や各種団体などにおける意思決定過程への女性の参画を推進する必要があります。
- 本県では、全国と比べて、妊娠・子育て期を通じて就労する女性の割合は高く、その割合も上昇傾向にあります。依然として、この時期に退職したり、就業を中断したりする女性は少なくないため、ワーク・ライフ・バランスの実現や雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を通じて、働く女性の活躍推進が求められています。
- 人口減少や少子高齢化が急速に進展するなか、農山漁村、地域コミュニティ、科学技術など、あらゆる分野において女性の活躍を推進する必要があります。

取組みの方向

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 2020年（平成32年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう、各分野の取組みを進めるとともに、県の審議会等委員への女性の参画については、概ね40%以上になるよう、男女を問わず、人材を幅広く活用するという観点から適任者の登用を進めます。
- 社会における構成員の意思を公正に反映するために、男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されるための取組みを進めます。

2 女性の活躍推進

- 男女がともに仕事と家庭生活を両立し、地域社会にも参画することができるよう、仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、子育てや介護支援の充実を図ります。
- 他の模範となる企業の表彰や先進事例の情報発信、企業経営者や管理職の働く女性の活躍に対する意識改革など、女性の職業能力が一層発揮できる環境づくりに向けた支援を行います。
- 農山漁村、地域コミュニティ、科学技術などをはじめ、女性の活躍が期待されるあらゆる分野において、リーダーの養成や環境づくりを通じて、女性の参画を推進します。

現状と課題

- 暴力を振るうことは、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく、暴力の現状、経済力の格差など男女の置かれている社会構造の実態を直視するとき、特に女性への暴力について早急に取り組む必要があります。
- 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が互いの身体的特徴を理解し、互いを尊重し合うことが必要ですが、特に女性は、その身体に特有の配慮を必要とする妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、生涯を通じた女性の健康支援について取り組むことが必要です。
- 女性は、男性と比較して就業率が低く、非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があり、生活面と就労面の両方からの支援が必要です。

取組みの方向

1 女性へのあらゆる暴力の根絶

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であるという認識を徹底させるとともに、関係機関と連携しながら、配偶者などからの暴力や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど暴力のさまざまな形態に応じた防止対策や心身両面からの被害者支援などに幅広く取り組みます。

2 生涯を通じた女性の健康支援

- 女性が生涯を健康に過ごすために、望ましい生活習慣の普及や、女性特有のがんなどに関する正しい知識の啓発、心の悩みについて気軽に相談できる体制の整備を通じて、女性のライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 思春期から更年期までのライフステージに応じた自己管理や、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、HIV／エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒など、健康をおびやかす問題についての総合的な対策を推進します。

3 困難を抱えたあらゆる女性が安心して暮らせる環境の整備

- 貧困など生活上の困難に直面する女性に対し、生活面での支援を行いつつ、本人のニーズに合ったきめ細かな就労支援や、県立高等技術学校における職業訓練を実施し、安定した就職につなげていきます。
- ひとり親家庭に対し、職業訓練などの自立支援や、貧困の連鎖を断ち切るための、貧困状況にある子どもへの教育支援を行います。

分野 23

青少年の育成と県民の社会参画の推進

施策

- 68 青少年の健全育成
- 69 ボランティア・NPO活動の促進
- 70 生涯学習の促進

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
96	青少年の健全育成及び非行防止講座の受講者数〔累計〕	1,540人 (H22～26年度)	2,200人	青少年健全育成及び非行防止に関する啓発の実施状況を示す指標	過去5年間(H22～26年度)の参加者の平均(308人/年)を上回る年間440人程度の参加者数をめざす。
97	ボランティア活動をしたことがある人の割合	44.3% (H25年度)	55%	これまでにボランティア活動をしたことがある人の割合を調査し、実際の活動につながっている状況を示す指標	過去4年間(H22～25年度)の伸び(8ポイント)を上回る10ポイント以上の増加をめざす。
98	県立図書館の利用者数	478,821人	500,000人	生涯学習活動の拠点として、県立図書館が多様な県民ニーズに的確に応えられているかを把握する指標	利用者数の増加が、県立図書館への評価の一つと考え、過去5年間の入館者数のうち、県人口に対する割合が最も高かった53.3%を目標水準として算定。

施策 68 青少年の健全育成

現状と課題

- 少子化や情報化の進展により、同世代や異世代の青少年との交流、自然体験や社会参加等が減っており、青少年の社会性が十分にはぐくまれていない状況にあるため、多様な活動機会の提供、社会参加の促進などによって、社会の一員として自立できるよう支援する必要があります。
- 社会経済情勢や雇用環境の大きな変化を背景として、ニートやひきこもりなど青少年の抱える問題が深刻化しています。また、14歳未満の触法少年の補導数が少年人口当たりで全国ワースト上位にあるなど、少年非行はいまだ憂慮すべき状況にあります。このような困難を有する青少年が社会生活を円滑に営めるようにするため、青少年に関わる支援機関がネットワークを形成して状況に応じた支援を行うことが課題です。
- 核家族化の進行や価値観の多様化、地域コミュニティの変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。このため、県民一人ひとりが青少年の成長と自立を支援する責任を自覚し、行政はもとより、家庭、学校、地域、事業者、関係団体等が協力して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

取組みの方向

1 健やかな成長のための支援

- 青少年の基本的な生活習慣の形成を図るため、早寝早起き朝ごはん運動や食育を推進します。また、コミュニケーション能力や規範意識等を育てるため、少年の主張大会など自分の意見や考えを発表する機会の提供、非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催、青少年が主体となった規範意識向上のための取組みを推進します。
- 自然体験、文化・芸術体験などの活動機会を提供するとともに、校区会議等による地域における多様な活動機会の提供を促進します。また、青少年に対し、研修、団体活動、国際交流等の活動の場を提供する青年センターの整備充実を図ります。

2 困難を有する青少年への支援

- ニートやひきこもりなど社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する青少年やその家族に対し効果的な支援が行えるよう、支援機関の連携を強化するとともに、支援を必要とする者に情報が的確に届くよう、支援機関の情報提供に努めます。
- 家庭環境や自身に問題を抱えた少年に対しては、関係機関と連携して、親子カウンセリングによる指導助言や各種体験活動などの立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

3 社会全体で支えるための環境整備

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をなお一層推進し、地域の大人みんなで子どもたちをはぐくんでいく気運の醸成を図ります。
- 青少年保護育成条例の適切な運用を図り、携帯電話やインターネット利用に関して、フィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進します。

施策 69 ボランティア・NPO活動の促進

現状と課題

- 近年、少子高齢化や人口減少によって地域活力が低下する中、地域社会における人と人とのつながりの希薄化が懸念されています。また、個人の価値観の多様化や複雑化が進み、住民ニーズに行政だけで対応することが困難な状況になっています。

このような社会状況の変化の中で、これまでの地域団体に加え、地域社会の新たな担い手として、ボランティア・NPOなどが現れてきました。
- このようなボランティア・NPO活動を促進するためには、ボランティア・NPO活動への県民の理解を深め、参加のきっかけづくりを進めていく必要があります。
- 多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応するため、先駆性、多様性、専門性などの特性を持ち、柔軟かつ迅速な対応が可能であるボランティア・NPO活動のひろがりづくりを促進していく必要があります。

取組みの方向

1 参加のきっかけづくり

- ボランティア・NPO活動への理解を深め、参加するきっかけとなるよう、ホームページやメールマガジンをはじめとするさまざまな広報媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する情報提供や広報啓発を行います。
- NPOネットワークプラザにおけるボランティア・NPO活動に関する相談、情報収集・提供機能の充実に努めます。
- ボランティア・NPO活動を行う人々や関心を持つ人々の交流や意見交換の場を側面的に支援することや、ボランティア・NPO活動などをテーマとした出前講座を開催することにより、広く県民に対して活動への理解と参加を促します。

2 活動のひろがりづくり

- ボランティアに関する感動的な活動や心温まる活動を顕彰することにより、ボランティア活動の活発化と全県的な広がり機運を高め、社会的な認識の向上を図ります。
- NPOと県との協働を進めるために、職員向けの研修などを開催し、協働に対する意識を高めるとともにNPOの組織運営能力などの向上に努めます。
- 都道府県で実施することになったNPO法人の認定事務など特定非営利活動促進法の円滑な施行に努め、県民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進します。
- 県民や事業者などからの寄附金を募り、NPOの活動を支援する基金制度の適切な運用を通して、NPO活動資金の安定的確保に寄与するとともに、NPO支援意識の醸成に努めます。

現状と課題

- 県民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が望まれています。
- 県民の多様なニーズに対応し、迅速かつ的確に学習情報を提供するため、生涯学習情報システムを充実するとともに、社会的課題の解決を指向する生涯学習の重要性について、大学や市町等と連携しながら、普及啓発を行っていく必要があります。
- 県民に幅広く学習機会を提供するため、本県の中核図書館である県立図書館の機能強化に努めるとともに、県民の情報活用能力の向上に向けて、情報通信交流館「eーとぴあ・かがわ」のより一層の利用の促進を図る必要があります。

取組みの方向

1 生涯にわたり学べる環境づくり

- 県民の生涯学習への意欲に対応するため、学習内容や公共性、緊急性を踏まえ、県、市町、民間等が、幅広く密度の濃い学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機関として、広く社会人に大学教育の機会を提供する放送大学の利用を促進します。
- インターネットを利用してさまざまな学習機会や学習に関する情報を提供し、県民一人ひとりが迅速かつ的確に生涯学習情報を得られるように努めます。
- 県民の多様な学習ニーズに応えるため、地元大学と連携し、一般の方が大学生と一緒に大学の講座を受講できるキャンパス講座を実施します。
- 県立図書館においては、県民の生涯学習活動を支える拠点となるよう、県民がいつでも気軽に利用できる身近な図書館をめざして、利用者サービスの向上に努めるとともに、市町立図書館等や関係機関、団体と連携協力して、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ります。
- 県民の情報活用能力の向上に向けて、情報通信交流館「eーとぴあ・かがわ」の展示・設備の充実や集客力のあるイベント、利用者のニーズに合った講座を実施することにより、多くの利用者の確保に努めます。

分野 24

魅力ある大学づくり

施策

- 71 県内大学等の充実強化
- 72 県内大学等との連携強化

指標

指標番号	指標	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)	指標の概要	目標値の設定根拠
99	自県大学進学者の割合	16.7%	21.0%	若者の県内定着を図るため、魅力ある大学づくりに向けた支援の成果を示す指標	過去20年間で最も高い割合(H22年度17.6%)を基準として、国の創生総合戦略に掲げる目標(伸び率3.1%)を上回る伸び率をめざす。
100	県内大学卒業生の県内就職率	43.9%	52.0%	若者の県外流出に歯止めをかけるため、大学との連携強化による成果を計る指標	国の創生総合戦略に掲げる同様の指標を踏まえ、国の目標(伸び率8.1%)と同等の伸び率をめざす。

現状と課題

- 本県においては、20～40歳代の人口割合が全国平均を下回り、特に20歳代の人口割合は全国平均を大きく下回っています。
- 本県の大学進学者のうち、約8割が県外に進学しており、県内出身者が県内大学に進学すれば、8割以上の若者が県内就職している状況を踏まえて、若者の県外流出に歯止めをかける必要があります。このため、将来的に学生数の増加につながるよう、県内大学等の魅力を高め、機能強化を図っていく必要があります。
- 私立専修学校・各種学校は県内出身者の割合が高く、また、県内企業に多くの即戦力となる人材供給を行うなど、人口定着や地域経済の活性化に貢献していますが、より一層の人口定着、地域経済の活性化を図るため、学校の魅力を向上させ、地域のニーズを踏まえた職業教育の質を高めていく必要があります。

取組みの方向

1 若者から選ばれる「魅力ある大学づくり」に向けた支援

- 県内大学等の特長を生かした魅力づくりを支援するとともに、県内大学等が連携して取り組むことが効果的な広報活動や地域連携活動を促進します。
- 県内高校生の県内大学等に対する認知度を向上させるため、県内大学等と県内高校が連携した取組みを進めます。
- 中長期的な視点に立つとともに地域のニーズを反映した県内大学等の将来構想策定を支援します。
- 人口減少対策及び地域経済に貢献する職業人材を育成する観点から、私立専修学校等における地元企業等との連携による実践的な職業教育の質の向上に向けた取組みを支援します。
- 県外の大学等が県内で各種の研究施設やセミナーハウスなどを含め、教育活動を展開する場合の支援や地域のニーズを踏まえた公立大学の拡充にも取り組み、国における質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の動きなども踏まえながら、大学や私立専修学校も含めたさまざまな高等教育機関の充実について、幅広くその可能性を調査・検討します。

施策 72 県内大学等との連携強化

現状と課題

- 本県においては、20～40歳代の人口割合が全国平均を下回り、特に20歳代の人口割合は全国平均を大きく下回っています。
- 本県の大学進学者のうち、約8割が県外に進学しており、県内出身者が県内大学に進学すれば、8割以上の若者が県内就職している状況を踏まえて、若者の県外流出に歯止めをかける必要があります。このため、将来的に学生数の増加につながるよう、大学等との連携を強化していく必要があります。

取組みの方向

1 県内大学等との連携強化

- 県内大学等や企業等と協働し、県内大学等の持つ資源を有効に活用することにより、地域の課題解決に役立てるとともに、地域貢献により県内大学等の魅力を高めるため、県内大学等との連携を強化します。
- 県内大学等の就職担当者との連絡会を通じ、学生の就職状況等を把握し、県内就職に向けた連携を図ります。
- 県内大学と連携し、県内企業の経営者等による単位認定型の講義や県内企業の見学会など県内企業の魅力を発信することで、学生の県内就職を促進します。
- 地（知）の拠点大学による地方創生推進（COC+）事業における事業協働地域の地方公共団体として、雇用創出・若者定着に向けた取組みを促進するため、県内大学等との連携を強化します。
- 県内大学等が連携して取り組むことが効果的な広報活動や地域連携活動の促進を図るため、県内大学等との連携を強化します。
- 県内高校生の県内大学等に対する認知度の向上を目的として、県内大学等と県内高校が連携した取組みを進め、県内大学等との連携を強化します。

計画推進のために

1 推進の視点

この計画の推進に当たって、効果的・効率的に行政運営を行うため、次のような取組みを進めます。

(1) 県民との協働

この計画の推進には、県民をはじめ、地域団体、NPO・ボランティア、企業、大学、金融機関など多様な主体の積極的な参加と連携が重要であることから、県民の代表である県議会との密接な連携のもと、透明性の高い行政運営と、県民との協働の仕組みづくりに努めます。

○NPO等との協働、共助の社会づくり

地域団体、NPO・ボランティア、企業、公共的団体などが行う社会貢献活動や地域の課題解決のための取組みを促進するとともに、適切な役割分担のもと、県の施策との連携など、協働の仕組みづくりを進めます。

○地域コミュニティづくり

地域コミュニティの活性化に向け、地域づくりに関わる人材の育成、地域コミュニティ活動の推進に向けた支援等、市町と連携した地域づくりの推進に取り組みます。

○大学との連携

人口定着や地域経済の活性化を図るため、県内大学等の魅力づくりを支援するとともに、地域貢献等により県内大学等の魅力を高めるため、県内大学等との連携を強化するなど、協働の仕組みづくりに努めます。

○情報公開、行政手続、県民への情報提供

行政運営の透明性を確保し、県民にとって身近で開かれた県政を実現するため、情報公開制度や行政手続制度の適切な運用を図るとともに、県民への積極的な情報提供に努め、県民に信頼される行政運営をめざします。

○広聴活動

知事へのメールや意見公募手続（パブリックコメント）などの各種広聴活動を通じて、広く県民の声を聴き、県民ニーズを踏まえた県政運営に努めます。

(2) 市町との連携、広域連携

県民に最も身近な市町と適切な役割分担に基づいた連携、協力を進めるほか、広域的に取り組むべき行政課題について、四国各県をはじめ、近隣自治体などとの連携による取組みを進めます。

○市町との連携

県民に最も身近な基礎自治体である市町が、地域の実情に即した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、県からの権限移譲の推進や市町との共同事業の実施など、適切な役割分担に基づいた連携、協力を進めます。また、定住自立圏に関する取組みや連携中枢都市圏の形成により、市町が連携して活力ある社会経済を維持できるよう、情報提供や助言に努めます。

○他県との連携

四国4県において、県境を越えた広域的な課題に対応するとともに、四国知事会などを通じて、四国の総合力の向上や効率的な住民サービスの提供等に資する広域連携の取組みを進めるなど、県外との広域連携を推進します。

(3) 行財政改革の推進

高度化・複雑多様化する行政課題に的確に対応できる行政運営体制を確立するとともに、持続可能な財政運営を確立するためには、変化に柔軟かつ迅速に対応できる県庁づくりが必要であり、これまでの行財政改革の取組みを踏まえ、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的に動かすための仕組みを構築し、「量」の改革を維持・継続しつつ、「質」をより一層向上させる行財政改革を継続的に進めます。

○業務執行体制の最適化

時代の変化に対応した組織の見直しと、適正な定員管理を行いながら、効率的で効果的な業務執行体制を構築し、質の高い県民サービスを提供します。

○人材育成・活用の最適化

優秀な人材の確保や、多様な能力を持った職員の育成に努めるとともに、適正な人員配置などにより人材活用を推進し、限られた人員で組織全体として最大限の力を発揮していきます。

○財政運営の最適化

県民生活や県内経済への影響等に留意しながら収支均衡を図るとともに、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、限られた財政資源を効率的に活用することにより、持続可能な財政運営を進めます。

2 実効性のある進行管理

(1) PDCAサイクルを通じた進行管理

この計画をより実効性のあるものにするため、計画（plan）、実施（do）、評価（check）、改善（action）のPDCAサイクルを通じて、施策の進捗状況を客観的に評価し、課題を整理したうえで、施策を継続的に見直しながらか進めていきます。

- 施策ごとに取り組むと成果等を踏まえた評価を実施するとともに、指標の達成状況に基づく評価を実施します。
- 県民の視点を評価に反映させるため、意識調査などにより県民の意識やニーズを把握し、その結果を踏まえた分析を行います。
- 評価結果については、県議会に報告するとともに、広く県民に周知します。
- 施策展開の検討や予算編成への活用などを通じて、評価結果を施策や事業の見直しに反映させます。
- 社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(2) かがわ創生総合戦略の的確かつ着実な推進

本計画に掲げる施策のうち、人口減少対策に係るものについては、かがわ創生総合戦略により事業を展開していきます。

本計画の基本目標「せとうち田園都市の新たな創造」の実現には、人口減少の克服と地域活力の向上が不可欠であることから、かがわ創生総合戦略の的確かつ着実な推進に取り組めます。

